

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

HD Manchuria. Lin shih ch'an
2070 yeh tiao ch'a chu
M3A5 Noson jittai chosa ippan
1936 chosa hokokusho
v.8

East Asia

CAREFUL TRIM

42



Digitized by the Internet Archive
in 2011 with funding from
University of Toronto

康德三年度

熱河省寧城縣

農村實態調查一般調查報告書

臨時產業調查局

農村實態調查一般調查報告書

(寧城縣)

415
2570
1834
1834
V.P.



凡 例

- 一、本報告書は裏に發表せられたる「戸別調査之部」と共に一本を納すものぐ、両者併せ纏ふことに依り調査の實態を明かならしむることを得る。
- 二、調査年度は「戸別調査之部」の場合と同じく調査の仮直上農民の慣習に依り懸念をとり、昭和二年十二月末日現在の状態及び豫管昭和二年一月一日より十二月末日迄の間に生起したる事に對し調査した。
- 三、統別は縣の一級事情と調査を毛寺に不別したが、記述の關係上已むを得ず縣の説明を毛寺部分で行ひ又其の反動に毛の説明を縣の部分で行つたものも一部分ある。
- 四、報告書擔當者及び擔當項目は別表の如くである。

臨時産業調查局
調查部 第一科

第五節	政治的支託権力の推移	一八
二	憲	一七
4	監督機關	一六
3	盟	一五

目次

第一編 縣

第一章 縣の開拓史

第一節 開拓前の状況

第二節 開拓史、開拓事情

第三節 人口、耕地の増減

第四節 政治組織の変遷

一 旗

1 立 旗

2 旗の組織

3 旗

4 監督機関

二 縣

第五節 政治的支配権力の推移

第六節 政治的循環象

一 紅巾賊の亂

二 奉直軍之に於ける管理

三 熱河蕭正工作

第二章 經濟立地

第一節 縣の位置

第二節 地 勢

第三節 自然條件

第四節 縣勢範圍

一 縣 旗

二 人口、耕地

三 小作、労働

四 經濟、金融

附録 統計資料

第二編 屯

第一章 屯の開拓史

第一節	開拓以前の状況	四二
第二節	私拓私墾	四三
第三節	開拓者・開拓資金	四六
一、	豊裕泉時代（康熙——嘉慶の初頭）	四七
二、	要徳裕時代（嘉慶初葉——光緒二十二年）	四七
三、	興裕泉時代（光緒二十二年——現在）	四八
第四節	土地の取得	五一
第五節	開墾状況	五一
第六節	清丈、升科（浮罗地）	五三
一、	租地	五四
二、	款捐地	五八
三、	経界清理	五六
第七節	邊の形成	五六
第八節	邊の生成発展に及ぼせる主たる事象	五七
一、	紅巾賊の乱	五八
二、	奉直戦争並に経界清理	五九
三、	熱河肅正工作	六一

第二章 自然條件

第一節 概論

一 位置

二 地勢

三 地質

四 土壤

第二節 土地調查

一 位置

二 地勢

三 地質

四 土壤

第三章 土地關係並に慣行

第一節 概論

第二節 土地所有權並に確認方法

一 永租權の法的性質

1 永租權に對する賃借の關係

2 永租權に對する家人の關係

	3	茅三者の解釈	八一
	4	結論	八二
	二	租子	八三
	1	漢人側の説明	八三
	2	漢人側の説明	八四
	3	第三者の説明	八四
	4	結論語	八五
	イ	穀租	八七
	A	本屯に於ける換算率の変移	八七
	B	中旗官倉（大八家官倉）に於ける換算率の変移	八八
	C	其の他の換算率	八八
	D	漢農の意見	八九
	ロ	粮租	九〇
	三	吃租叔	九二
	1	吃租時期	九三
	2	吃租方法	九三
	3	吃租廻流	九三

○ 卷 組

○ 卷 組

三編 大土地所有

一 封建的大土地所有

1 中領王爺所有地（內含地）

2 茅田庄、石旗庄、美杯浦院庄所有地

二 商家、富利貸資本的大土地所有

1 安應調查屯興松泉遠蜀

2 干泉縣瑜爾孫子煙燭

3 赤陸縣急田坂遠蜀

第四編 地 価

一 調査地

・ 其他の地方

東京府 土地所有の集中分散

大阪府 土地所有の擴行

青森縣 興、海の擴行

1 典の意義 一〇三

2 期限 一〇四

3 典価 一〇四

4 出典小作（老弱不離槽） 一〇四

二 押（老弱牌子） 一〇五

第八節 其他の慣行 一〇六

、 贖価 一〇六

二 借地不承認 一〇六

第九節 共同利用地の所有、利用関係 一〇七

一 採土地 一〇七

二 土 坑 一〇七

三 新 地 一〇七

1 義 地 一〇七

2 借入地 一〇八

参考文献 第一——第四 一〇九

附録 一 一一八

第四章 農 具 一二八

第一節 種 類

一三八

第二節 飼 料

一四八

第三節 養 料 の 調 査

一〇〇

第四節 不 正 飼 料

一〇〇

第五節 豚 飼 養

一〇〇

第六節 農 具 表

一四一

第七節 農 具 使 用 方 法

一四八

第五章 耕 種 概 要

第一節 縣 域 に 於 け る 調 査

一五〇

一 肥 料

1 種 類

一五〇

2 産 肥 慣 行 の 概 要

一五一

3 肥 料 購 入 の 状 況

一五一

二 耕 種 法

1 主 要 作 物 栽 植 の 概 要 及 其 表 に 影 響 を 及 ぼ す 諸 因 素

一五二

2 耕 種 法 の 変 遷 及 之 が 家 畜 に 影 響 を 及 ぼ す 諸 因 素

一五三

3 主 要 作 物 の 分 布 状 況

一五六

4 作付面積、作付歩合……………一五七

5 主要肥料の形式と其の作付割合と及肥料の消費量……………一六〇

6 肥料の沈下り主なる形式……………一六一

7 天候害、病虫害及び其他の災害と其の対策……………一六二

8 須殺及製粉歩合……………一六三

9 貯蔵法、貯蔵設備、貯蔵期間……………一六四

10 採種、種苗購入法、品質改良の状況並に農民の採種改良の行なうる希望等……………一六六

11 灌漑地の発生原因及之の後の状況……………一六八

三、生産力……………一六八

第二節 此に於ける調査……………一七二

一、肥料……………一七二

1 種類及び肥効……………一七二

2 自給肥料の製造法……………一七三

3 原料採集地の所有関係……………一七四

4 或る作物に於る肥料の種類、施肥法及施肥料の差異……………一七六

5 肥料購入状況……………一七六

二、耕種法……………一七六

- 1 主要作物栽培消費の統等及び均長に影響を及ぼす諸関係 …… 一七六
- 2 耕種法の変遷状況及主の要素に影響を及ぼす諸関係 …… 一八〇
- 3 主要作物の状況 …… 一八二
- 4 耕作面積 耕作歩合 …… 一八三
- 5 農産物の付割付決定の確率 …… 一八四
- 6 主要輸送形式と其の作物特性及肥料との関係 …… 一八五
- 7 耕作及び混作の主な形式 …… 一八六
- 8 耕作の目的、農具、耕作機、土質、耕種作物、其の他の要素 …… 一八七
- 9 農産物の耕種法、整地法、肥料法、農具決定の其の他の要素 …… 一八八
- 10 農具、農具の改良、農具の改良の要素 …… 一九〇
- 11 農具の改良の要素、農具の改良の要素 …… 一九一
- 12 農具の改良の要素、農具の改良 …… 一九二
- 13 農具の改良の要素、農具の改良 …… 一九三
- 14 農具の改良の要素、農具の改良 …… 一九四
- 15 主要作物の耕種法 …… 一九五

A 高粱の耕種法……………一九七

B 谷子の耕種法……………二〇八

C 大豆の耕種法……………二一〇

三 生産力……………二二五

第六章 労働事情（附揚青）……………二二七

第一節 概の一般事情……………二二七

第二節 世の農業と労働……………二二八

一 耕作面積並に耕種と労働……………二二八

二 労働の需給……………二二九

第三節 自家労働……………二三一

一 自家労働の利用、過剰……………二三三

二 婦人子供の労働……………二三五

第四節 産債及び保種労働……………二三六

一 農業従事、産債の性質……………二三六

二……………二三六

三……………二三九

四……………二三九

三 農業労働者の能力

四 労働時間

五 農業使用人の雇取傭関係

六 労働の生産性 労賃

七 雇農の社会的地位、移動と雇

八 労賃の事項

附 考 青

第七章 小作関係

第一節 概論小作関係

第二節 小作契約の概観

第三節 小作契約の手續方法

一 押付金

二 契約

三 家賃

四 時期

五 期限

第四節 小作条件

第五節

小作料

一	小作地	二五八
二	附加地	二五八
三	亭子、庵子、井子	二五八
四	畜力	二五八
五	農具	二五九
六	種子	二五九
七	肥料	二五九
八	調製場、放牧場の利用	二五九
一	小作料率	二六〇
二	銀額定租	二六〇
三	物額定租	二六〇
四	物額分租	二六一
五	小作料の決定	二六一
六	小作料の納入	二六一
七	小作料の滞納及び不納	二六一
八	小作料附随物並に小作人の義務	二六一

一 小作料附加物

二 小作人の義務

第七節 租公課の分劈

第八節 小作权

一 小作地に対する諸種権利の設定

二 小作权の性質

三 短期契約の本質

四 小作経営の独立性

第九節 特殊なる小作関係

一 又小作

1 人的関係

2 小作料と又小作料との関係

3 租税の分劈

4 又小作の利害

5 又小作の理由

二 地租不替割（出典小作）

第十節 地主と小作人との関係並に身分的地位

一 貸借関係 二七〇

二 親族関係 二七〇

三 地主・小作人の社会的地位の優劣 二七〇

第十一章 小作人の移動定着状況 二七〇

第十二章 支的変遷 二七〇

一 小作形態の変化 二七〇

二 小作料の騰落の趨勢 二七〇

第八章 農家の副業 二六〇

第九章 販売購入事情、交通関係、度量衡 二六〇

第一節 總一般の購入販売事情 二六〇

第二節 販運事情 二六〇

一 沿 草 二六〇

二 運却時期 二六〇

三 搬出方法 二六〇

1 平泉市場 二六〇

2 赤松市場 二六〇

三 本題状況 二六〇

五 取引方法

一 市場市場

二 市場市場

三 市場市場

六 取巻制度

七、特殊作物の取巻

第三節 購入手借

一 手借

二 手借の購入

三 手借の買

四 手借の買

五 購入手借

第四節 度量衡

一 度量衡

二 度量衡

第十章 諸税公課

第一節 田賦、取捐

一 總公署款項

三〇六

二 總公署款項

三〇七

第三節 菸酒特稅

三〇八

一 烟地調查問題

三〇九

二 菸酒特稅の徵收問題

三一〇

三 菸酒特稅提成問題

三一〇

四 菸酒特稅提成問題

三一〇

第三節 出產積口稅及積口捐

三一〇

第四節 車牌捐

三一〇

第五節 保甲費

三一〇

第六節 公課

三一〇

一 駱及影費

三一〇

二 弁會費（高柳子）

三一〇

三 朝費

三一〇

四 沙場費

三一〇

五 高柳子費

三一〇

第七節 支那稅

三一〇

第十一章 金融事情

第一節 国内金融の概観

第二節 金融の種類

一 個人貸借

二 地主と小作人、地主と雇人との貸借

三 建物貸借

四 金銀、雜貨、雜貨等々の買債

五 批發、青返債

六 土地建物担保金融

七 債入

八 銀行、貯蓄会、金融合作社、積貯

九 春耕貸款

一〇 貸款條件

一一 貸出状況

一二 金融効果

一三 回収状況

一四 官廳算の化

十一、牧畜を担保とする貸借……………三二〇

第三節 農村金融の形式性質……………三二〇

第四節 投資……………三二一

一、商工業資本の土地投資……………三二一

二、農民の商工投資……………三二一

第五節 通貨……………三二二

第十二章 社会自治……………三二二

第一節 村内の協同生活……………三二四

一、親戚関係……………三二四

二、農家の相互扶助……………三二四

三、共同利用……………三二五

四、五人組制度……………三二六

五、共同生活と此の階級積成……………三二七

六、村八分……………三二六

七、集団移住……………三二六

第二節 政治、自治……………三二六

一、保甲制度……………三二六

1 縣内保甲制の實施概況

一 近々發行の保甲制度の運用方法

二 屯田の相談・決定

三 滿洲國創立後の糧食の確保と之に對する政策

四 一般農民の政治に對する関心

五 自治 衛

第二章 家族制度

一 家族の成立と進歩

二 封建制度、宗族

三 家族の分割

第三章 賦税

一 賦税の賦課

第四章 衛生

一 衛生の概況

二 衛生の進歩

三 衛生の展望

第

一

篇



第一編 縣

第一章 縣の開拓史

第一節 開拓以前の狀況

本縣は喀喇沁右旗中旗の兩域に跨り所謂熱河蒙古に屬する特殊地域にして蒙漢兩民族の混居は其の發足遠く往時に遡るを以て此の間の事情に關しては現存古老談と極めて曖昧である。

試みにて隱微有識者の語るところを二三摘記するならば

イ、康熙の初葉（十七世紀後半）駝馬箭地の成立を見る迄は漢農の移住する者無く、たゞ蒙人（蒙古的遊牧の地であるに過ぎなかつた）中旗旗公署内王某談）

ロ、平泉建平方面に漢農の移住したのは乾隆の初期（十八世紀の中頃）であるから本縣地方の間近はそれ以後のこゝろ、思はれる。乾隆以前は蒙人の遊牧地として放置せられてゐたものである

ハ、中旗旗公署内前姓談）

ハ、蒙人に向漢農の移住が認められるのは、當時蒙人は僅かゝり、その土地は、蒙人の手から奪取されて、漢農の移住を許した。蒙人は自然に成

育てゐたものに特に手を入れて収穫を計つたものである。又一方には羊牛等の畜牧を業とし

て、
一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

この一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、は、
一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

この一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、は、
一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

この一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、は、
一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

この一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、は、
一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

この一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、は、
一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

この一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、は、
一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

この一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、は、
一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

この一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、は、
一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

この一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、は、
一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

この一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、は、
一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

この一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、は、
一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

この一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、は、
一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

この一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、は、
一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

この一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、は、
一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

版を挈へ水草を逐うて射獵する蒙古人と、同一の人民であるとは慰けれないと（同上）の一頁参照）又可成り玄く撰用せられて居る説としてラッドヘンド氏の中華年譜に「蒙古の牧地中最初に交那奴住馬の故に侵蝕されしは、喀喇沁及び土默持の諸旗である。恐らく此の運動は清朝初代の皇帝（康熙帝ト筆者）が、熱河を離宮の一として送定するに至りし結果起りしもので、皇帝毎年熱河巡幸に應ぜしは奴僕等の土産話で、口外（蒙古）地方の案外肥沃なると聞知せる数千の蒙部内訛人民は、既に十八世紀中に絶々として、古北口或は喜峰口より口外地方に移出して、肥沃にして亦も未だ開墾せぬ処ある処に、最初の鋤犁を加へむとするに至つたものであらうしとの推測を駁して矢野博士は曰く「康熙帝が熱河に避暑山莊を設けて、所謂避暑展觀、臨樂齋等の処をなせるは康熙四十二年（一七〇三）のことであるから、其結果として漢人の蒙部移住の起つたものである」とは言小迷もなく、康熙帝が毎年塞外に巡幸せらるゝことと康熙二十二年（一六八三）議かゝつた習慣で、現に此の康熙二十二年には、蒙古地方に流出して貿易耕種する漢人の蒙古婦女を娶り妻と爲すことを禁じた條例が存せられてゐることから考へては、康熙帝の毎年熱河巡幸の結果として、漢人の蒙古移動、蒙地占耕と云ふ現象が起つたものとは考へらるゝまい（同上）九頁一〇〇頁）宛に角老哈河流域に消ふ平泉、建平等は康熙以前から漢族の移住墾耕が行はれたことは略々推察し得るところであるが「漢人が熱河蒙部に流入し耕種に従事したことに関し文献上明になつて居るのは、前清康熙帝時代（一六六一—一七二二）からである。即ち康熙帝の末葉に卓索圖盟長（喀喇沁右旗札薩克）が、熟練の農戸を関内より撰招す

・そのことを理藩院に申請し其の許可を得て漢佃（漢人小作人）を招墾したのが最初である（及川氏
述熱河蒙旗の概要参照）

斯くして此の地方は遼東の領土では蒙古族の遊牧地たりしもの大明の甲斐權がなほ漢農の移住墾
殖を促すに至り、清乾隆帝の頃（一十七世紀中葉）に及び漸く漢農移住の数を増し、遂に康熙帝時代
を境として近代農業の基礎は強固に石は化配のである。

第二節 開拓史、開拓事情

前述の如く康熙帝時代を境として以て遼東は近代農業の基となるに至り、そのうちには墾、墾
後に難くないところと、当時清朝は山東流民の入墾は全く止むを得ないこと、或は一方蒙人の爲に
牧地を保護するの政策を成らざるを得なかつた。即ち理藩院は蒙人の對し入墾政策を遂行し、遼東
には古北口に於ては禁入を厳禁つた。即ち蒙人は春季古北口、或は曹峰口に於て執照の授受
を受け、蒙人は入り秋季牧場を去るまで、或は古北口或は曹峰口の岡村に執照を交付し、蒙人は
はなれなかつたのであつて、一方と雖も滯丘地に於て越年することを許さぬ規定となつて居り、従
つて当局は入墾せる漢人の数が判明してゐたのである（毎春十万余人の入墾漢人があつた）然れ共
漢農の地へ通難を便する規定より遙か後とし、蒙人より暗黙裡に諒解を得て故郷に帰らず墾地に
於て越年する者が益々多くなる傾向を見るに至つた。

然るに雍正元年(一七二二)に直隸及山東一帯が飢饉に襲はる、や、清朝は例の有名な借地(蒙民の勅諭)を蒙古王公に降し、加ふるに民人(墾墾)漢民(墾墾)が許可されるに至つた。

茲に於て各王公貴族及喇嘛等は、旗内優良可耕地即ち優良牧地を流民——清朝を通じて蒙古地帯流入移住の漢人を流民と称した——の獲ぶるに彼等の小作地として提供したのである。借地(蒙民)と蒙古語で察噶欽と称す。察噶欽とは墾民の義である。

借地(蒙民)制に依る漢佃も春に入粟し、秋に原籍地に歸らねばならぬ手には何等変りが無いのであるが事実には其の規定の中々行はれず後世に於ては尙ほ愚蒙に歸するの運命に陥つた(以上及川氏述熱河蒙旗の概要)

然るに借地(蒙民)制実施と墾墾許可を承漢佃は潮の流る、故に蒙古に流入し、其の数は非漸増せず、以て増加したのである。斯くて流民の増加に連れて蒙漢民族間に種々の問題を惹起し、加之に牧地の減少は蒙古人の生活を脅す事となつたので、乾隆十四年(一七五二)には聖訓を以て流民の蒙古進入を嚴禁するに至つた。然れ共裏面に於ける流民の蒙古進入は依然たるもので、益々増加の途を通り越すところがあった。茲に於て尔後清朝は蒙古の主計と牧地の擁護に立脚し流民を逐逐する毎に嚴重なる禁令取擧げ罰令を發布して、専ら漢佃の流入防止に努力した。然れ共効果少にして一の空文化するに過ぎぬ歎な状態に歸着した。(及川氏述熱河蒙旗の概要) 全氏百蒙地土禁令參照) 又特に注目すべきは、丁徭が多岐なる流民を推出する毎に次の款を聖訓に出した。即ち

此等は武平の款が水多デゾル。若シ奴等ヲ聚令遣反一因ッテ罰スニ持ハ、元來奴等ハ既無ニテ、
 一賦書ノ罰賦ヲ取ルヲ、定難所ヲ失フ事トナル。ソコテ是迄一漁民ニ付シテハ、所ニ罰書ニ至
 三三度ノ罰スニト、スレ。但シ今後ハ一戸ヲリトモ許サヌ。即世ノ許スヤ、其ノ罰ノ重キ事
 罰書一履紙ニ付シ行違ハ聚聚シ違反者ハ罰則ニ照シテ聚罰ニ入ス。至

此等水多ノ罰書ノ重キ事トナル。ソコテ是迄一漁民ニ付シテハ、所ニ罰書ニ至
 三三度ノ罰スニト、スレ。但シ今後ハ一戸ヲリトモ許サヌ。即世ノ許スヤ、其ノ罰ノ重キ事
 罰書一履紙ニ付シ行違ハ聚聚シ違反者ハ罰則ニ照シテ聚罰ニ入ス。至

以上は天保又弘化より是迄を制約するあるが、開港場島の結果を合シ許合するところあり、
 一、島に在リテ、即ち是地帯に石小島地帯は漢地帯を在設地帯制ハ一島一島に制するに比シテ、
 一、島に在リテ、即ち是地帯に石小島地帯は漢地帯を在設地帯制ハ一島一島に制するに比シテ、

一、島に在リテ、即ち是地帯に石小島地帯は漢地帯を在設地帯制ハ一島一島に制するに比シテ、
 一、島に在リテ、即ち是地帯に石小島地帯は漢地帯を在設地帯制ハ一島一島に制するに比シテ、

一、島に在リテ、即ち是地帯に石小島地帯は漢地帯を在設地帯制ハ一島一島に制するに比シテ、
 一、島に在リテ、即ち是地帯に石小島地帯は漢地帯を在設地帯制ハ一島一島に制するに比シテ、

一、島に在リテ、即ち是地帯に石小島地帯は漢地帯を在設地帯制ハ一島一島に制するに比シテ、
 一、島に在リテ、即ち是地帯に石小島地帯は漢地帯を在設地帯制ハ一島一島に制するに比シテ、

され、民国五年頃には既に今日見る松平秀山になつてしまつたと言ひ、又十四巴モ一チンパー本龍美
牧場は、松平の族に、此の附近一帯は六十三年前は遊畜と業とする蒙人農戸が百五十戸位あり、漢農
種が此の土地に適さなかつた。然るに其の后漢農は逐年増加して蒙人の生計と逐迫し、現今に於て
は蒙漢高力者の此は全く逆な地位に置かれて居る。牧地と奪はれたる蒙人等は主として黑龍江方
面へ移住したる力であると言へば、蒙人は蒙人にて三百年来此の地に住し、現地主郭文福は八代目に當る。
彼は光緒二十八年頃隊候補、表せ凱の下に參謀委員を努めたことあり、又日露戦争前日軍將校
と共ニ五年間ロシア事情の調査に従事したることあると言ひ、現在耕地三十頃、牧地百頃、山林
等土地と持り、持青二十数人と老へく、白実井の土地の面目を保つてゐる。

此の地は、清中葉の盛んに蒙人政策の頃には老哈河、恩爾河の流域は悉く南拓し盡され、然るに後生吉
は僅かに山岳地帯の農耕上極めて劣悪な土地が與へられたに過ぎなかつた。

西川如、悉く改る漢農の入牧を避へて蒙古各王侯貴族及喇嘛前丁等の間に蒙地利用上の空間的
割と空際とするに至り、所謂馳馬箭地の方法が採られたのである。一方、農耕收入の受益者を決定す
る方法として、(中頃旗公署王某談)併せて康熙年間(一六六一—一七三二)此の地に、又は蒙人の遊牧地と異個な農耕地とを明に区別する遊牧地
と農耕地とを兼命へ、必然的に対策を講じ、又、行政的に深名塔は、此は扎薩克の領内、領土の支配
地、旗界、原野、管轄、治理、税を并置とする對策、使用收益権の私有化を意味するものである。後者は將來
私有化の差展性と約束され、早くも蒙地の質的なる新編成を見るに至つた。使用收益権の掃蕩、蒙

から次の各々土地種類を生じた

(4) 王行親屬地（私護親私見地）

(5) 侯公室親屬地（私護親親屬地）

(6) 周款王公私有地

(7) 台官、他布敷等貴族私有地

(8) 前丁私有地（王公貴族以外の一一般庶民を指す）

(9) 廟地

(10) 驛站地

(11) 漢人親屬地（戦の公地及び家内人の私有地なども大半は遺棄地、他が不法行為によるもの）

裏地である

（12）石の土地種類は及川武敏著『河家遺稿』の種等より摘録す。此の後に及川氏は私地を承継し、

楨会に譲る）

然し(11)の王行親屬地は必ずしも一定の家系のものである。私護親の意思によって自由増殖が行はれるものである。隠匿に於ては有方王公が私護親たる親に於ては親公著財產を王公の一存に依つて存倉に歸入さるゝことがある。略喇哈中旗が其の一例である（企上参照）

一方山原流民が入家して剛墾租納するに必要資金は如何なる方法を以て入手されかを考へ、に前堂北王姓の蹟るところは興味深いものがある。即ち

康縣以承家地の租額を目的に移住する多数漢農の中には、以前より入蒙行商した経験があり、
と少々は語せし地帯にも賤いと云ふ者もあつたので、之等の者は蒙古人にも信用され且つ日
時既に承徳、平泉等を中心として喰つてゐた山西商人にも信用篤く資金借用上にも便宜が多かつた。
然るに一般漢農は現地の地理に乏しく蒙古語を解しないので止むを得ず蒙古通を以て自負する仲間
に就つて働くより外途をなかつたので、当時教名又は教名者の一團となつて入蒙し、一人の蒙
古通に就つて家地の租額に従事したものである。彼等蒙古通は山西商人と聯絡して押通銀を借り入
れ之を以て自ら蒙人と租契約を結んで耕地を入手したのである。

斯くの如く借地養民制の実施されしより後雍正、乾隆初葉迄に於ける蒙地は制度の示す如く借地
養民にして土地権利が實質的に漢佃に移転するゝことは無かつた。即ち漢佃は押通銀或は押租銀を
納入すると否とに拘らず租契（小作契約）によつて耕作に従事したもので、今日の普通小作契約と
何等異なることには無かつた。租額者以下附される租執照（小作證明書）は五年、七年或は十年に
一回清丈を行つて熟地面積の増減を檢し以て換契することになつて居る。

然るに乾隆時代（一七三六—一七九五）に遼入るる、乾隆十四年聖訓を以て漢人の居住管理と
地畝の増墾を厳禁された。以て各種の土地禁令にも拘らず既に漢佃として耕作せしむることの有利
なることを知れる蒙古は中々禁令に違ふとしなかつた。一戸漢戸の運動と相俟つて現出したのが私
私墾である。

私墾私墾は主として王公其他有力なる貴族喇嘛等によりて行はれたが、其の外旗民に於て私墾

漢農の移住は新地の拡大と併せて蒙入牧地の減少を来し、遂に蒙入の生活を脅すに至つたこと、
 又自然な滯留であつた。康熙、雍正の頃清朝は未だ漢農移住に對して比較的寛大な處置に出たこ
 とは明に蒙人の移住により居住蒙人の生計牧地が脅威を受ける程に至らなかつたが爲めである。然
 るに乾隆以後未開地を求むる漢人の群は滔々として國外に出る勢と弛りず遂に清朝の蒙入牧地保護
 政策に抵触する程の悪影響を持つに至り清朝の痕痕は一方では無く反ゆる手段を盡して之が防邊に
 努めねたのである。が實際には何等の効果を挙げ得なかつたことは既に前述したところである。斯く
 して乾隆以後人口耕地共に數増の傾向にあつたことは事實である。特に本縣は老哈河沿岸の沃野を
 擁し且つ漢農の政治的經濟的安心地たる平泉にも接應してゐる關係上漢佃流入地域として絶好の
 場所であつたが爲に咸豐の頃へして昔紀中蒙の饑饉に人口耕地共に訖和突に達したものである。即ち
 「咸豐の頃迄は蒙家の墾向きは樂であつたが尔後新移住者に加へて家族の増加とあり、一方耕地
 増大は見るべきものなく、墾向は年々苦しくなる許りであつた」とは現地農戶の奇しく語るところ
 である。従つて光緒中蒙の清朝種民実邊政策による漢人の國外移出奨励にも拘らず、現地の沃野は
 既に新移住者を抱養する余力を持たなかつたので勢ひ従来農耕地として顧みられなかつた山岳地帯に
 新移住者の餓り得る唯一の場所であつた。然し此の山岳の自然條件的性質は漢農の本来的専住地
 に遠く、其の脆弱性と累贅し民國十年以後には遂に耕地を放棄するの止むなきに至り人口は年々
 減少の傾向にある（主として林西方面の未墾地を指して移住する。（前述開拓事情の項参照）
 又龍頭河（老哈河の支流）の流域に沿小沙手地屯にて墾取せるところによれば光緒以來數回の水

次に述べたように砂線が流入によりて既耕地の荒廃に陥するもの多し、屯内人口の自然的増加と糧食の不足とを併せて行つて民國二十年以前今日に至る遼寧省は乃至三戸所守匪地を遍遷る方面の多しを特色としてゐる。北陽省制が既に運輸状態にあるから此の難名個向は今日屯政の確立を以てして解決するに非ざらざる所である。

要するに「土地飽和」と云ふ語の意義と現状と最も適切に表現して居るものと云はれるべきである。

第四節 政治組織の變遷

一、張・壁

遼寧省政府に於ける張作霖の頃政治には實效を以て察哈尔部が秀つた。然し察哈尔部の蒙匪襲撃の頻りに對しては張作霖は蒙匪の侵襲に對しては、蒙匪の實際に對しては、獨立部へ土默特部、鄂爾羅斯部、札薩克部等に分れてゐたのである。

張作霖の「獨立部」は蒙匪の獨立部を以てして居るもので、蒙匪の獨立部を以てして居るもので、政治の上から見て、今日遼寧省の「獨立部」は蒙匪の獨立部を以てして居るもので、蒙匪の獨立部を以てして居るものである。政治的方面からは、旗の上に立つ政治機関としては盟 (Mongolian) である (大野博士著)

代蒙百天研究六頁——八頁参照

依つてこゝには旗の組織について概説するに止める。

1. 旗

家百各旗族の旗盛に編入さるは他の日清の天徳八年（一六三四）であるが喀喇沁各旗は冬も秋も、百旗は天徳九年、正旗は順治四年（一六四四）、中旗は順治五年に夫々立旗し之等喀喇沁三期は他の四旗（土默特左右兩旗、喀尔喀各旗、小庫倫旗）と共に卓索圖盟を編成した。同時に家地に対する蒙古王公の基本條例として順治五年に「文量分給外藩邊地詎令各守疆界不許越境」と嚴命し蒙古遊牧生活に対し地域上の重大な制限を加へたのである。

2. 旗の組織

i 天徳より雍正まで

旗衛内へ旗公署（*Baitan Baitenguan*）と旗務一切を管掌す

ii 雍正より民国末年まで

書卷所（*Hakunigoro*）と新に設け印務處と共に旗務を分担した。即ち

印務處は官印の保管、警察、訴訟等を司り

置送處は公文書を取り扱ひ、手勢計畫を立案する特に旗衛門隷屬地に属する租契約證書は、

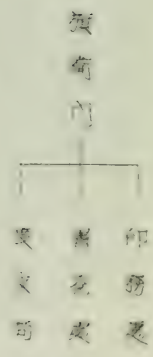
ハナリ送給される

別に度支局（*Dokuyogusangyaku*）を設け旗手算の編成、旗衛門隷屬地の租徵收手勢を司る。

尚ほ札薩克私生活に關し管家處（*Batenguan*）を設け主として札薩克私地地の租徵收手勢を

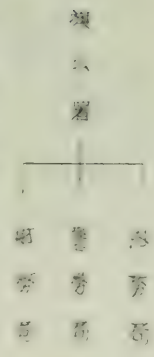
以上

以上を圖示すれば次の如し



川一 旗 任

諸將の白紙

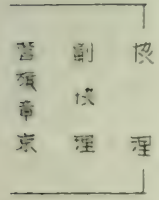


諸將の中隊の白紙のまゝを記發す

以上は石旗、中旗の有識者より擧げたる諸隊を綜合せるものなり

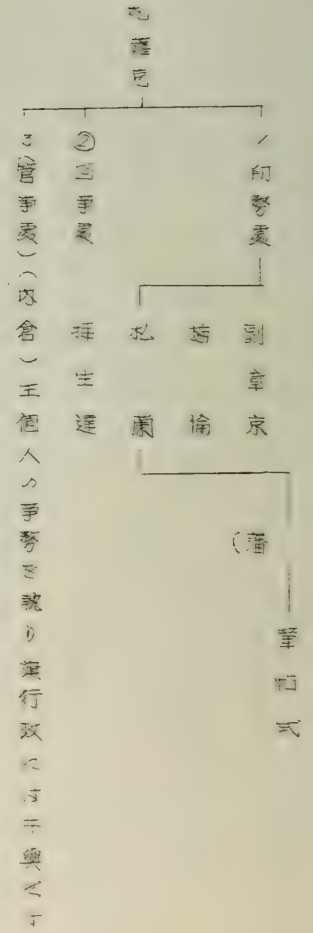
如及川氏説と掲げて參考に供す

（此制へ主として民国十九年頃まで）



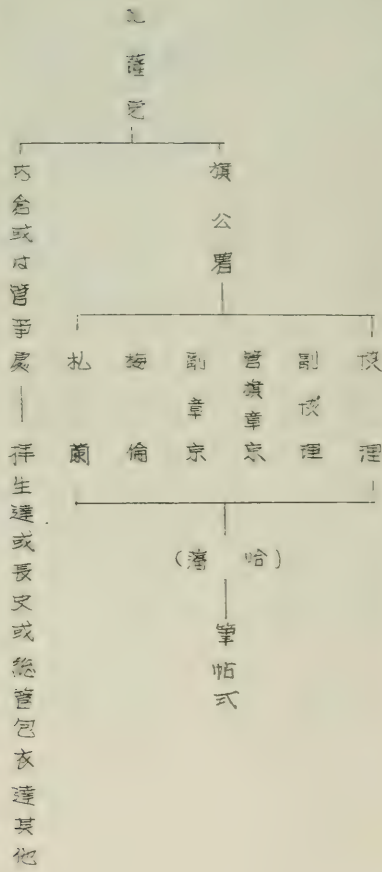
哈)

ii 現 在



「備 考」

旗公署を新局長制に改組せる旗に於て付



旗 公 署
副 旗 理
管 旗 章 京

と 科 長 局 長 (財 務 局)

新報社

編輯

編輯

3 聖

國大聯合會は、聖と論議する。三月六日同盟會議と名を各報の社説が、同盟會議を
 報告し、そのことより、五つの目的を挙げて、彼等が政治に不干渉し、秋後を期するとの旨を、
 以後復制弛緩と夫に会盟を思ふことなく、今日に於て同盟は事実上存在しないのである（石旗
 新聞、中興三社取）

4 聖

清華の初め、俄に術門を封じた。秋後三軍へ一六三六へ使つて、運籌院と名し、重慶運籌院と名し、
 又、運籌院に属する、軍事と運輸と、又地方に將軍節制大臣を、變任官と置き、地方官を、
 留めしむ、次いで、三月二十二年へ一六の五へ運籌院と運籌院と、以て、
 聖（聖）

兵馬元年運籌院と改稱する。又、秋後三軍へ一六三六へ使つて、運籌院と名し、重慶運籌院と名し、
 聖（聖）

此行政執行には何等の干渉するものも、以上天野博士最近代官の文評、
 此行政執行には何等の干渉するものも、以上天野博士最近代官の文評、

二、縣

清朝は對蒙人対策として前述の旗制を樹立したのであるが康熙八年漢人の入蒙を相諱が蒙地等に定着する漢佃も多くなつたので止むを得ず之等移出漢人の取締り管督の撥開と經營に着手した。

即ち雍正元年（一七二一）には熱河廳を設け（前述參照）次いで同七年（一七二九）には遼寧の地に八溝廳を設けた。之が本縣の前身をなすものである。

後乾隆四十三年（一七七八）八溝廳を改めて平泉州と稱し乾隆五十九年（一七九四）平泉州の一部及び建昌縣の今之液源縣の一部と合して建平縣と定めたが今の本縣は尚且平泉州に屬し、舊たのである。斯くて民國となるや初めて平泉縣として縣制が施され、更に民國二十年に及び平泉縣の地は平泉の地を距ること遠く行政上不便を感じたので北半を割いて寧城設治局となし、南半を寧城改めて縣制を施行して現在に至る。（天野博士著近代蒙百史研究一一五—一七頁參照）

以上が對漢行政撥開の沿革上より見たる概略であるが、之等諸撥開の一貫した行政方針とを問ふべきものは区内在住の漢人に對してのみ行政权を行使すること、即ち移住漢人の保護監督が主たる目的にて、所謂屬人行政撥開にて今日見る文通回の領事館にも以てべきものである。旗の屬地的（旗境域内）屬人（對蒙人）行政と相對應するものである。（右旗旗公署内刊姓談）

しかし雍正年代以前に於ては旗内居住の漢人は内しく蒙人と同様に蒙旗の管轄を受けし慣習として墾荒に於ても中旗王府附近並に石河附近一帯に居住する漢人は蒙旗行政下に管轄されて

第五節 政治的支配権力の推移

通説の一面を河津政家百八の牧地派護と云ふことへ至、ミハル。

一、河津政家百八の牧地派護と云ふことへ至、ミハル。河津政家百八の牧地派護と云ふことへ至、ミハル。

一、河津政家百八の牧地派護と云ふことへ至、ミハル。河津政家百八の牧地派護と云ふことへ至、ミハル。

一、河津政家百八の牧地派護と云ふことへ至、ミハル。河津政家百八の牧地派護と云ふことへ至、ミハル。

一、河津政家百八の牧地派護と云ふことへ至、ミハル。河津政家百八の牧地派護と云ふことへ至、ミハル。

一、河津政家百八の牧地派護と云ふことへ至、ミハル。河津政家百八の牧地派護と云ふことへ至、ミハル。

一、河津政家百八の牧地派護と云ふことへ至、ミハル。河津政家百八の牧地派護と云ふことへ至、ミハル。

一、河津政家百八の牧地派護と云ふことへ至、ミハル。河津政家百八の牧地派護と云ふことへ至、ミハル。

一、河津政家百八の牧地派護と云ふことへ至、ミハル。河津政家百八の牧地派護と云ふことへ至、ミハル。

一、河津政家百八の牧地派護と云ふことへ至、ミハル。河津政家百八の牧地派護と云ふことへ至、ミハル。

一、河津政家百八の牧地派護と云ふことへ至、ミハル。河津政家百八の牧地派護と云ふことへ至、ミハル。

一、河津政家百八の牧地派護と云ふことへ至、ミハル。河津政家百八の牧地派護と云ふことへ至、ミハル。

一、河津政家百八の牧地派護と云ふことへ至、ミハル。河津政家百八の牧地派護と云ふことへ至、ミハル。

政府の強他を預候つて蒙旗の存在と有る無実を以てした。殊に民國十八年湯玉麟政權が舊政府に
對するや蒙旗壓迫蒙旗蒙旗蒙旗の綱を早からしめたことである。

更に舊民國政府の成立は從來ハ蒙漢兩民族即ち蒙旗の政治的地位を逆転したものと見て重要の意味
を帯びて居る。

以上は蒙漢兩民族を總ぐる政治的支配力の轉移を概括的に述べた點論であるが、大同二年ノ熱河
亂正作により暴逆越道な湯玉麟政權の掃討は成つた。然し未だに蒙旗の政治的葛藤は熾まらず
北問題を通じて兩者の対立は愈々深刻さを加へて行くかに思へたるは筆者一人のみならず

第六節 政治的諸現象

一 紅巾賊の亂

光緒十七年ハ一八九〇年紅巾賊の亂は熱河蒙旗に對し徹底的な打撃を与へた。略喇沁石旗、干復
其の例に倣れず即ち鎮公署、王府は襲撃さへ又蒙民の有方者も或は燒掃付れ、或は殺害さへ其
其の被害は甚だしいものであつた。殊に後吉達其の慘禍を伝ふるものとして此の亂の爲めに蒙租
契約書即ち租子帖が紛失したることである。漢側は蒙百側に於ける證據書類の紛失燒却を奇貨とし
て租子帖入と花米租を總ぐる蒙漢の軋轢を求し、清朝は理番院に命じて蒙租回線に努力せしめた
が到底初期の目的を達することが出来ず、僅か幾分でも回復し得たのは、鎮公署關係、王府關係

シテ蒙旗行政制度の確立を見る迄旧制に依るものとすレニハト夫議公布シ、結句蒙旗打倒の政策は成功するところが出来なかつたのであるが、爲めに蒙租問題紛糾の素因を植えつけた事は争はず小い事実である。即ち漢佃が既に執照費として省政府に納入せらる分に對し如何なる対策を對てるか、又蒙地の収利關係を整理して行へる清理に對し合理性を與ふるの可否等蒙地の孤立可らざる猶復は愈々深刻さを加へたのである。(反川氏企上参照、中旗旗公署内汪遊談参照)

三、熱河肅正工作

民國二十二年即ち大正三十二年三月熱河肅正工作により伏魔殿たる湯政府は掃討され蒙旗兵と並列して掃し蒙民は善しく怒盾を削いたのであるが蒙旗地に對する中央政府の方針は今に至る四年未決定なる程、に放置されてゐるのである(反川氏述企上参照——康徳四年一月熱河蒙旗旗制因循、五三、六三)

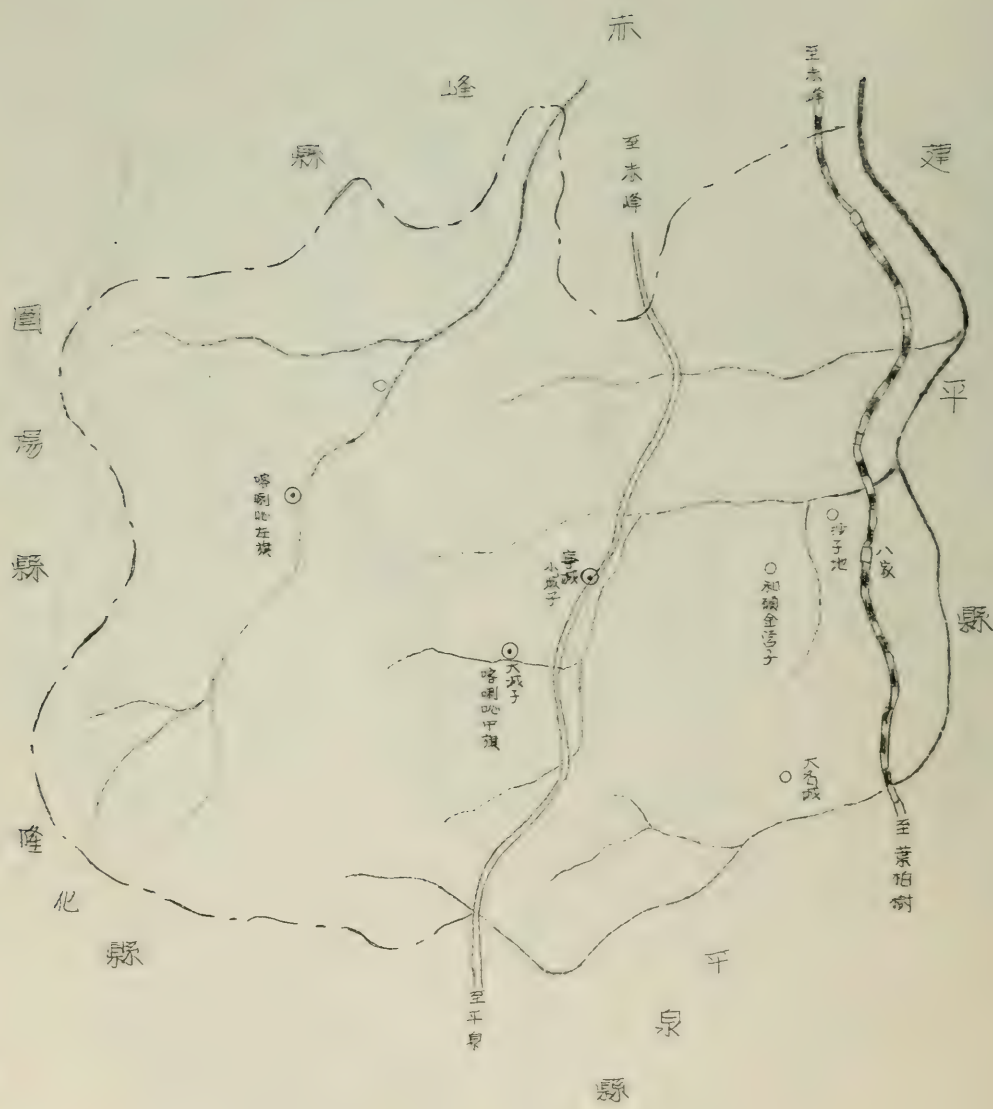
第二章 經濟立地

第一節 縣の位置

本縣は熱河省の中心地区を占め、東部は老哈河を隔て、遼平縣、西は山崗を以て、南は平泉、北は平泉、北は赤峯、西々南には陸化縣に接して居る。北緯四十一度半——四十二度十五分、東經百十八度——百十九度二十分の處に位して居る。

縣の東部には赤峯、葉柏寺間の鉄道用通し、錦平線、縣城、赤峯間は赤合六八の道行を以て、

赤合六八の道行を以て、



第二節 地勢

東部には老哈河が南より北流し、その二支流が一は北より入りて縣西北部を流れ、一は縣中北部を東西と南北に流るゝ、坤頭河となつて居る。

西部一帯は所謂「西山麓」と称する地帯で、高峻なる山岳地帯で、山岳は縣城近くまで迫り、縣の三分の二は山岳地帯である。縣城は海拔四五〇米でこれより東部は平原となり、主要な農耕地帯となつてゐる。

西北部の西踏凍河流域は一帯に急峻なる緩谷となるが、一部公爺府附近は相當の耕地が開けてゐる。之等の河川は冬期は水壅塞を感じ、その支流には全く冬期水のかかる、所謂「特約河川」(Intermittent Stream) となつて居る。

第三節 自然的條件

山岳地帯と平地帯とで区々たる氣候である。初霜は平原地帯で八月上中旬、山地は七月下旬、終霜は平地四月上中旬、山地も同じ頃である。雨期は六月頃でこの期には降雪甚だしいので、土壌は主として黄土であるが、黒澁土より沙土まで各種の土壌がある。詳細は後記、(註)を参照せよ。

手帳を減らす者喇吧石旗、中旗の兩旗域に誇り、丁尺的舊藩を今日尚ほ清算し得ざる家裏叫び、
は觀念的に蒙地租と、具象的には家租料と繞つて租対峙しつゝ、昔ながらの雜居生活を繰けて
居る。所謂蒙地問題として昔人の注目を受けてゐる地域であるが、縣と小同一行政區域内に未
だに國家旗屬としてク特制を興へられず、然と丁尺的な旗の勢力を默認しないが如く類公署の權
管則を強龍が極めて狭い範圍ではあるが許與されてゐること云ふ懷疑な政治問題が包蔵されてゐ
るのである。康徳四年度より熱河旗制は一応確立されし。殊に承用放蒙地としての蒙租關係が、
蒙漢間の最も切實な經濟利益の衝突部面として複雜微妙な問題を孕んでゐることは假し難い事實
である。即ち

1. 帀文の換算問題

每畝二百文（一千文が一帀）とするが一般であるが帀文錢法は氏國

以來廢止され、流石は其の爲目のみだ租契約面に符號されて居るから、之が換算率如何に關
し蒙人の常識の區域に差違して居るのである。康徳二年度の國幣換算は大體五錢乃至八錢位と
なつて居るが當分の標準は未だに見出されて居らない。

2. 現物租料の量の問題

現物租料は每畝谷子五升が一般であるが、調査地に於ける現物

租料を換算した場合每畝十二錢（圓幣）となり經濟的に觀て此の負担は決して軽いものでは
ない。殊に租權者たる漢農は家租の他に畝捐其の他一切の公課を負擔せねばならぬから、普通
小作の關係と同一視することは出来ないのである。

又一方經濟能力の上から漢人より劣る一般家人と將承將承如何にして更生せしめらるかの問題が

その家業の依然たる封建性は該社会の上層部即ち私産を中心とする少数の貴族階級を富ませ、
 一般の庶民に貧乏、失業を招き、その結果として無産階級を生ずる。種々の統計によれば一般に
 一戸以上の土地を所有する農家は僅かである。他はほとんど無産である。且つその耕作に資する資本も
 に乏しくして零落のどん底に墜いで居る現状である。

二 人口 耕地

朝鮮の農耕地は、その大部分は漢人の手に在るが、資料を欠く為め家漢種族別人口を明かに得るこ
 のは遺憾である。然し漢人は漢人の一割内外の人口を占めて居ると一般に観念されて居るを以て
 此の比例を以て推定し、その結果を算出すれば約一百万戸の家漢人間に數算し得るものと推定して大
 差はない筈である。

又従人口の九十六者は農業者を主とするものであることは本地方として当然なることに極す。
 一方全面積二百十万亩に対し新地は八十四万亩とされ、農戸數三万戸に比すれば一戸平均約
 三畝に六畝とあり、然して朝鮮の土地は概して農戸の定額面積として算出すれば一畝に三畝
 の割合である。然して新地は概して農戸の定額面積より遙かに想像し得るといふことである。
 且新地の実収は殆んど総べて漢人の手に落して居る現状を以てすれば、此知にも民族的な工業
 的の差別が感ぜられるのである。家漢同種と給る重要な家漢同の鍵となる。

朝鮮の農耕地は、その大部分は漢人の手に在るが、資料を欠く為め家漢種族別人口を明かに得るこ
 のは遺憾である。然し漢人は漢人の一割内外の人口を占めて居ると一般に観念されて居るを以て
 此の比例を以て推定し、その結果を算出すれば約一百万戸の家漢人間に數算し得るものと推定して大
 差はない筈である。

、土地を放棄する程愚小作階級には居らなないのである。況に西部山岳地帯の中公地兼家や、
東部の山岳地帯に足を運ぶるならば、農夫が如何に土地に渴望して居るか、腑る。一寸の表土を剥離
して、経済的技術的を凡ゆる悪条件を耐へ忍んで、遂々農手に勤む農民の姿は前述の可耕
地帯の面積を全面的に否定するに余りある。人口過剰即ち土地飢饉は本縣の人口耕地の看察の
全幅的に肯定せざるを得ないのである。

三 小作奨励

耕地分配の不均衡及び人口過剰の兩要因は一方に富農小作を生じ他方に浮浪労働者群を生ずる
望農零細小作は最下層の労働者群を背景に小作條件の社会的性格を基盤付けられ、地主的
社会的優位性は容易に打破せらるべくもない。

本縣の一般的小作形態は今茲小作（別称分限青）であるが、戸別表にも表示されてゐる如く、
小作農の社会構成的地位は零細自作農の圧倒的なるに比して極めて小範囲に限られて居る。然
し度々山向部落へ馬子満附近に至れば小作農の圧倒的優位を窺うのである。之は調査地の如く、
公賦的好條件に恵まれ、且つ前指年長の首き地帯に於ては飯米自給の最小限度を保障するに足
る零細新地層級等の生命線として死に切つた傾倒されて居り、一方少数地主階級は経済的未発達
の賦課制に於ては漸増地主的優越感に甘んじて自己の社会的地位を確保することばかり望ま
ない等である。へ、高利貸的金融に於ける活動範囲は本縣の如き未だに現物経済の型を脱脚し得
ない事情の下では狭隘化せざるを得ない。大土地所有者は資本主義の自営主義に無上の愛着を

故に本願に於ては條件の如何を問はず小作地を獲得することは中々に容易なるのではない。然るに本願の實現は地主の労働力の運轉に自由経済の普通と相俟つて出稼を敢て收得困難にして、地主の労働力を獲得することには大勢の地主は同意する。故に地主は地主の労働力を獲得するに當り、地主の労働力を獲得することには大勢の地主は同意する。故に地主は地主の労働力を獲得するに當り、地主の労働力を獲得することには大勢の地主は同意する。

故に本願に於ては條件の如何を問はず小作地を獲得することは中々に容易なるのではない。然るに本願の實現は地主の労働力の運轉に自由経済の普通と相俟つて出稼を敢て收得困難にして、地主の労働力を獲得することには大勢の地主は同意する。故に地主は地主の労働力を獲得するに當り、地主の労働力を獲得することには大勢の地主は同意する。故に地主は地主の労働力を獲得するに當り、地主の労働力を獲得することには大勢の地主は同意する。

し引き、莫く取り方は僅かに一七〇銭に過ぎない。燒酎糖膏の型は本縣（旧平泉管内）の特産を存在せしめて、燒酎或は家人大地主等によつて三、四百年前より採掘された特殊な産物形式である。

四 經濟、金融

本縣は經濟地理的には東部老哈河沿岸の平泉地帯、縣城に隣る西部山岳地帯とに区分される。本縣東部の平泉地帯に於ては老哈河上流に沿小大明城附近は熱河省統に屬する沃野地帯と云へべく、調査と附近は大縣城附近に次ぐ縣内中層地帯に屬するものである。しかる農家經濟は決して彈力性に富むものとは思われず、年々の豐凶は極めて敏感に農家經濟を支配して居る。殊に民國十一年第一次奉直戰爭以禾矢蕪の災厄は相次ぎ、湯政叔の暴政と相俟つて農家經濟の敗害は甚しく種族に達したる觀がある。斯る深い傷手は短日月にして恢復さるべくもなく、剩へ家産の減少は事實絶對の喪失となつて悲慘農法は愈々迫車をかけられ、地方の減退は生産物の減收となり農家は漸次日に日に窮乏の深淵に踏み込んで居るのである。殊に西部山岳地帯に於ける農産の放棄は首尾に絶するものがあり、讀空野三月中旬一日一回の食争を振る者が大部分を占め、顔面蒼白として生氣なく、文字通りカ饑餓状態に露されてゐたのであつた。斯る現象は民國末年毎々繰り返されることであるから他に懸念知及の縁者を持つ程のものも悉く下山移動して居る程である。熱河山岳地帯稀部藩の一族に持つ流家種であると言ふも過言では無いのである。

取引商標より眺めるならば本縣には中心都市と云ふ故なきものは無く、一つの中公部落を中心

益窮乏の地に返つ込んだものである。調査地に於ても附近地經濟の旺盛に立つ邊境で鐵道十一年以來農民への掛廻りを停止し對農民への門戸は固く鎖されて來てに開かれることは蒙ハハ不爲也。鐵道卸廻りを以て營業の主たるものとして居る一屯内二、三の商鋪は幾許かの掛廻りを通じて居るが確實な保証人を條件として居る爲め下層農民への恩惠皆しと逆言小ことは出來ない。尙ホ鐵道に當舖を附業し居る者が一戸も無いことは著しい特色をなすが、之は皆て本屯邊境の如き中心部内中心商鋪が當舖營業を兼營してゐたものであるが民間以來當舖營業は禁止され且つ農民經濟の衰弊は當舖營業への欲求を喚ばしめるに似立つたことも明な事實である。赤峰平泉の地に當舖ありと言はれるが本縣民が金融効果を得むる程に利用して居るものとは觀ぜられなかつたのである。

以上の如く本縣は一般に金融硬塞の實際にあると言ひ得るのである。

本縣の東部は哈河に沿つて赤峰平泉間回りの鐵路が開通されたのは東德二年末からであるが、鐵路の農民經濟への影響は未だ具象的なものとはならない。然し總て農民經濟への全面的な影響的因たらんとすることは略々想像に難くないところである。

以上

附錄 統計資料

(縣公署又は省公署保管資料より収録したるもの)

其ノ一、縣面積耕地調査表(單位畝)

	面積	縣面積に對する割合
平原	九八三、三四〇	四六・六
山区	七四九、八八〇	三五・六
水田	三七四、九四〇	一七・八
計	一、〇八一六〇	
可耕地	九八三、三四〇	四六・六
雜草地	八四一、八四〇	三九・九
不可耕地	一、一二四、八三〇	五三・四

其ノ二、職業別戶口調査表(康徳三年四月示) (單位人)

職業	實數		割合	
	實數	戶數	實數	割合
農	三〇、七〇七	八八・九	一九三、三三三	九五・六三
工業	一、八九一	五・五	三八二五	一・八九
商業	九一八	三・六	一、一〇三	〇・四五
鉱業	五		四〇七	〇・〇一
交通業	一一		二八	
公務自由業	四〇	〇・一	七五	
其他有職	九一二	二・六	三、二九六	一・六三
無職	七四	〇・二	一〇六	〇・〇五
計	四、五五九		二〇、二〇五	

其ノ三、農作物收穫状況（康徳元年十二月末日現在）

品名	種別			作物種					作付面積（畝）	收穫高（石）	價額（元）	備考
	阿比	米	粟	稻	麥	豆	高	豆				
白米	阿比	米	粟	稻	麥	豆	高	豆	七三、一八五	五九七八	一〇一、六二六	
二六〇	六〇九	一、五三二、九七〇	二、七〇〇	一、八三六、五	四一、四一五	五、七一六	二、三〇〇〇	九四	二二〇、三八〇	六二一、二二五	七、四一〇	
二六〇	六〇九	一、五三二、九七〇	二、七〇〇	一、八三六、五	四一、四一五	五、七一六	二、三〇〇〇	九四	二二〇、三八〇	六二一、二二五	七、四一〇	
二六〇	六〇九	一、五三二、九七〇	二、七〇〇	一、八三六、五	四一、四一五	五、七一六	二、三〇〇〇	九四	二二〇、三八〇	六二一、二二五	七、四一〇	

頁ノ四 莫新地質賣價表（康徳元年十二月末日現在）

上則地	中則地	下則地
三・五〇	二・八〇	
毎畝平均價格		
備		考
中則地と称するものは普通なものである		

計	豆 類	系
八二八、四九一	豆 類	土 豆 子
	草	其 他
		九五九
		二七八
		五七三、八〇〇 <small>斤</small>
		二六六、六四〇 <small>斤</small>
		六、三一三
		七、九九九
		一四、四三三
		二、六五二
		二、九〇九、九一〇

表、土、康徳近年度食糧状況調査表（康徳二年三月末日現在）

計	高粱	谷子	包米	雜穀	本年康徳年秋收穫量(石)		本年康徳年秋收穫量(石)		本年康徳年秋收穫量(石)	
					計	備註	計	備註	計	備註
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五七、六〇五	二一、四〇〇	三五、九〇〇	九五	二一〇	—	—	—	—	—	—
五八、四七五	二一、七〇〇	三六、四〇〇	一一五	二六〇	—	—	—	—	—	—
(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
八七〇	三〇〇	五〇〇	二〇	三〇	—	—	—	—	—	—

表、六、高康近年度食糧統計表（康徳二年九月末日現在）

種別	商	高康近年度食糧統計表		備
		商	商	
酒	—	—	—	—
種別	—	—	—	—
商	—	—	—	—
酒	—	—	—	—
種別	—	—	—	—
商	—	—	—	—
酒	—	—	—	—
種別	—	—	—	—
商	—	—	—	—

計	其 の 他	染 商	印 刷 商	貨 棧 商	布 匹 商	首 飾 商	木 商	菓 商	東 貨 商	雜 貨 商	煙 草 煤 油 商	煤 商	綢 緞 商	塩 商	珠 商	糖 餛 商
ノ ハ	一	二	一	一	五	一	一	一 四	八	一 六	二	四	二	二	二	四
一 三 五 九 九 〇	二 〇 〇	三 五 〇 〇	三 〇 〇	二 〇 〇 〇	四 九 五 〇	一 五 〇	一 五 〇	七 三 五 〇	七 八 一 〇	五 一 〇 〇	六 二 五 〇	六 〇 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇	七 五 〇	二 〇 〇	二 九 三 〇
一 七 七 四 六	二 八	二 六 九	一 一 二	五 四 三	一 九 三 一	二 一	五 二	一 四 〇 六	二 四 三	一 九 八 〇	一 〇 四 九	一 六 八 五	一 二 六 三	六 五 七	一 〇 一	六 七 〇

其ノ七 工業調査表

計	小 石	推 工業	合 石	全 石	全 百	全 石	推 工業	紡 織工業	全 石	全 工業	工場分類
	定工業	泥工業	水器製造業	皮革製造業	裁縫業	鞋工業	印刷工業	毛織工業	鉄器製造業	金器種煉業	工業名
二〇	一	一	四	二	三	一	一	二	四	一	工場数
七三	二	六	二一	七	八	四	二	五	一	三	職工数
一三二五	二〇	二〇	二八〇	二六〇	一五〇	二〇〇	一〇〇	四〇〇	一〇五	一五〇	投資金額
五五五〇	一五〇	二〇〇	八四〇	八〇〇	七〇〇	三〇〇	三〇〇	五五〇	五〇〇	四〇〇	産出総額

其ノ八 石炭産額統計

大正前三年		大正元年			
計	總炭噸 粉炭噸	計	總炭噸 粉炭噸	鉦炭權者	石炭炭地
三、七〇八	三、〇〇六 一、七〇二	二、七四二・四	一、八五七・〇 八八五・四	辰 雲 亭	四龍頭溝
四六九	六一 四〇八	四七三	四〇四 六九	毛 貴 柳	柳條溝
一〇一〇	四七八 五三二	八九二	三七二 五二〇	揚 祥 桂	庚元宝山

頁ノ九、石炭礦業調査(康德二年)

姓名	振興煤礦	致中煤礦	宏聚煤礦	育興煤礦	備考
經理姓名	袁雲亭	倪藍田	丁毓才	趙蔚文	(一) 每五平六行煤石
所在地	心龍泉溝	全上	全上	煤港五股	致 二四〇日
開辦年月日	民國十二年 十二月二十六日	民國八年 十二月十五日	民國十五年 十月十五日	民國八年	(二) 每年平均工人傭
礦區面積(畝)	一・〇五八	五四〇	五四〇	一六三三	入金一百〇・三円
資本(元)	五〇,〇〇〇	一五,〇〇〇	一四,〇〇〇	三〇,〇〇〇	(三) 手續價值 五圓
年產量(噸)	三,三五六 ^噸	七二七	八七六	三,三三〇	
年產額(元)	一,二七八〇	三,六三五	四,三八〇	一六六〇〇	
工人員數	一四〇	七三	七三	二二	

第
二
篇

第二編 屯

第一章 屯の開拓史

第一節 開拓以前の状況

蒙原の頃、漢佃が移住する直前には蒙人にして僅かながら黍蕎麥を耕作する者もあつたが、大部分は游牧を業としたものである。其の頃此の附近一帯には野生のぎんぐも黍蕎麥が採取されて之等は主に外蒙（察哈尔蒙古）に移出され、其の代り外蒙からは金、塩を移入して此の地の蒙人は非常に乏しくなるのである。外蒙との交易に従事したものは主として当時既に入蒙の漢人で山西出身の者が多くあつたのである。漢人自らも交易に従事した者もあつたが、之によつて交易された数量は微々たるもので外蒙地産に通曉した山西商人に敵すべくもなかつた。調査中、四隣石橋子屯汪姓談（前巻）によれば、農時代が如何程の期間継続されたかは詳ではないが、少くとも順治の頃石橋子屯汪姓が此の地に封せられる迄は蒙人の純游牧地帯であり、当時漢人の移住する者は無かつた。山西商人の入り始

められたり頼泊以石の事である。(前述汪姓、調査也密姓談)

調査也を中心とする前北三軒果西五軒(饒敏約三千頃)に亘る地域は頼泊の初領(天朝光緒朝)に石直の立旗以石から頼泊五年全平旗の立旗に至る間)前述汪姓の老親が割譲されたものであり、又高江汪姓は大明城(第ニ邑)に住んで居た。大徳汪姓は山東人、明の饒邊特の行商と密に繋がっており、高江汪姓は大明城の辺に承つた頃附近に李子成の叛亂が起り蒙古王(後の略喇吧白旗札薩克)の勢力が非常に困窮され諸所に難を避けてゐる中に偶焼餅売りの家に逃げ込み以承此の叛亂が鎮定するまで此地に滞留した。明滅が清朝成立するに及ぶ汪姓は此の功績を高く賞へられ、天朝光緒朝に石直の立旗と共に「和碩金」(管旗章京)の地位を賜り此の地を封ぜられた。和碩金は世襲の職であつたが三代后和碩金は飲酒家で飲酒の折りには必ず略喇吧王と喧嘩し遂に不行儀が重なり、全の地位を剝奪されたに至つた。しかし土地支配権のみは留められた。和碩金の初代は汪姓の支那より此の地に移住する際一族と共に多数の奴隷(一ウリ人)を伴ひ来つたが奴隷使役は老婦中輩に至る迄継続された。老婦の遺族一人三希乃至五希(一ノ洋の一円未満を希賣と云ふ)が、初代一年の紅巾賊の乱に際し逃亡してしまひ、以右此辺に奴隷と見ることはない。

調査也石和碩金、嘗ては斯る百部を囚ふ名録である以上石礪子も汪姓談一
参。考。(汪姓の談とそのまゝ掲げる。前述旗の項参照)

和碩金は蔵白を管旗章京は之帝に文書を出す際に書く名録である。又和碩金は一般人民の世襲に似たもので清朝時代には皇朝試験の筆塚に用いられたことを出承した。

清朝の官受並用試験は次の順序から成つた。

秀才——進士——翰林狀——狀元

即ち和碩金は一般人民の登り得る最高官職である。

汪在と夫に王穆を改護したものが二人あつた。夫、蕭天を哈藩の地位に任用された。蕭天は王穆の教育掛り、哈藩は人民を管理する。

第二節 私招私墾

康熙以後漢農の移住が盛になるに伴ひ蒙人も農耕の利あるを知り逸早く汪姓は自己の封縁地に漢農と招じ入れ漢農をして開墾農耕に従事させた。之は私墾克より命令があつたわけではなく自今勝手に漢農を招いたもので謂はゞ私招私墾を康熙の頃より行つたものである（然し及川氏は乾隆以前私招私墾は絶対に行はれなかつたと言ふ 及川氏述熱河蒙旗の斡要参照）

当時荒佃銀を徴収することもなく押租銀もなかつた。單に普通小作料——每畝谷子五升——と徴入すれば足り、開墾直に小作料を納入するの状例であつた。即ち漢農の地位は普通小作人と何等異なるところがないのである。汪姓は咸豐年間に入つて初めて荒佃銀を徴収した。即ち附近の土地八百畝を荒佃銀三百兩を得て開墾耕種させたのが荒佃銀徴収の最初である（以上石孺子也汪世説）然し一説には乾隆年間既に蒙人は荒佃銀を徴する様になり每畝五百文乃至四百文位であつた（

此地は事实上開拓したものは焼鍋であると言ふことが出来る。康熙以来二百許りの間焼鍋は常に豊産を擡青経営し、今日此附近に住む漢佃は一度は必ず焼鍋の擡青であつたと言はれて居る程である。

家人汪姓の政治的地位に對するものとして山面資本に血を以て連る焼鍋の存在は極めて重要な意義を持つ。されば次に類と厥は亦焼鍋の經營を窺視することゝしやう。

一 豊裕泉時代（康熙——嘉慶の初頃）

康熙の頃漢農移住と共に直ちに此の地に入り（漢農移住以前から此の地方で家人相手に雜貨の商をなしてゐたと云ふ説もある）而して墾資金又は農耕資金を必要とする漢農には高利を以て、之を貸し付け秋收穫時に之を回収し、新に漢農の耕作によつて租料の收入があり、全く貸の環を新農にま前にして狂番せる家人にはさし、雜貨を売り込み、又店頭には酒肉を揃へて家人の散財振りに當りて今日に於ては漢人間の語り草になつて居る程である。

斯くして墾金の頃には約一千畝位の租地を取得して之を自ら擡青経営し、嘉慶の頃には既に一畝値の云々な租地を擡青経営して居た。此の租地取得經過は家人に對する掛け金回収方法として掛け金の支払不能を家人から租契約をなさしめたものであるから、掛け金即ち押租の性質を帯びて居たものと想はれる。家人の遊離生活は一資本の肥大を外に何等及ぼさるゝことゝがなかつた。

二 墾務隆盛時代（嘉慶初葉——光緒二十二年）

壹拾束から專槍袴に移つた経通は不明であるが、本燒鏡の壹堂主が來つたことだけ明確である。壹拾束の該備一切を買取つた。之を調整と言ふ。

等は本燒鏡の外に平泉や錢莊を經營し、本縣八里罕にて邊疆を司り、日清戦争より本縣宛に寄附して一本資本網をめぐらし居た。本燒鏡と雜貨屋、錢莊を經營し、地方を支配し、地方の事情に依り傍ら獲地を傍青經營してゐたが其の面積は不詳なれど少くとも十頃以上のものであつたに疑ふべく。

總じて光緒の中葉平泉に於ける錢莊が貨幣運動の波に互倒されて遂に全資本網が破綻を來し、本燒鏡も秋が至つた上むきかまひつた。特に光緒二十二年である。

三、興裕東時代（光緒二十二年——現在）

是より調整した自は曹姓である。調整金は銀二千兩、曹姓の西新街にも堂あり、同族あり本燒鏡の所受ける金は三多堂の經理である。

三多堂は光緒年代四平泉管内へ、現寧淑縣、建平縣と合むるに燒鏡二（三泉港、水知堂）、錢莊二（興益港、益興和）当鋪一（三多堂）を經營し、其の資本力は要を遙かに凌ぐものがある。然し光緒末年頃、光緒二十二年頃前述要り崩壊した頃にはなからうか）金融界の大變遷に遭つた。當時は閉鎖するの止むなきに至つたが、他の事業は依然継続することが出ず、金は一に三多堂の資本的背力に因るもので、現今に於ても三多堂の資本力は山西包内に於て第一位である。その分り下、遂く上海、漢口にも支店を設け、堂々浙江財賦の中にあつて活躍してゐる。

堂と曾汪である)

曾汪本燒鍋を譲り受け、三多堂の經理を務めて専ら本燒鍋の經營に當り、光緒末年清國の
通關東辺政策により本地方に移出する山東苦力も減切り増加し、之等に対応する農料資金或は飯米
一谷子)と貸付けて莫大の利益を上げた。尚ほ猿石、牲畜の売買も兼營して居り、當時本燒鍋の
一けた全利益の半業別此率を見るにわづら

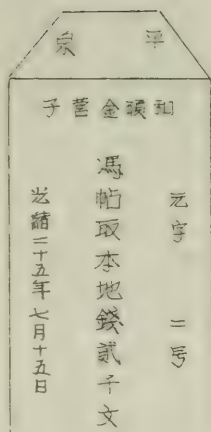
燒 鍋 五

猿石売買 二

牲畜売買 一 (赤峰島丹飯より馬を購入して地方民に売却いた)

貸付金利 二

又本燒鍋は光緒末年通私帖を發行して居り、私帖の形容を圖示すれば次の如し



長さ 五寸

巾 三寸

又圖に入り札の私帖は廢止された。廢止に際しては私帖の額面高に依じて燒鍋の銀物と引換
へたしたから地方民は損害を受けないことばなかつた(老代要と同く私帖を發行して居た)

興ることな出戻る。但し濃酒十六項中九項について毎取四斤の割で毎半曹一送與し、分
ればならない。残部は燒鍋の全経済の中、織り込まれる。

利益の分配割合は

資本主即曹若嶽

全額の $\frac{10}{16}$

經理 各一人宛

全額の $\frac{1}{16}$

で残部即ち $\frac{3}{16}$ は他の使用人によつて分配される。右の利益分配を公平にする為、店內に
万金帳を備へ、之に依つて三年に一回分配することになつて居るが、民国十一年（第一奉
直戦争）以来今日に至る迄実行されぬことではない。

ロ、資本主曹は性的に去代曹採取（老翁不年死之）と反して、事業家風を帯びず、寧ろ學究的
な性格の故に本燒鍋の事業に真剣を帯びず、事業不振の今日別に挽回策と考ふるでもな
く、全く經理一任である為、經理一同將来の対策に腐心して居る現状である。

ハ、經理三人は夫々分担事務を明にしてるので専任事務の内容容により次の名称がある。

管地談 —— 耕地の事に關するもので主として務青を監督する役

管籠子 —— 籠子内に於て燒酒釀造販賣、店頭の手勢、店員の動作等を監督する

管惣房 —— 当家、入炊夫を監督する

（以上も因問姓談）

以上述べたるが如く本燒鍋の存在は康熙以来今日に至るまで本宅を中心とする本地方一帯にハ

して農村發達史上重大な役割をなしたことは、封建領主的な家入汪姓の存在には拘りず、其の反
 映は永久に燦然たるものがあり、天が續となり益となりて、今迄の農民經濟を卜すことのあるべ
 きは疑ひを入れない。

第四節 土地の取得

麻蕨軍閥漢農は先づ本地方唯一の封建領主的地主の下に榜青となつて耕種に従事した。しかし固
 もなく山西系ノ商業高利貸資本の抬頭により本地方經濟活動の中心は漢人豊姓（豊裕衆）の手に歸
 し、豊姓は強力を資本力を擁して家入汪姓より租租収を獲得することゝ試みた。當時の租租収は納
 租と五年又は十年とし小作料は毎畝谷五升を納めたものゝ、今日の期限附定額小作と異れは本
 さい様である。但し必ず押租銀が附加されたことは注意しなげればならない。内郷姓、百選子、
 豊姓、即ち豊姓の資本家と家入ノ非經濟的財産性と相俟つて家入は年々輕卒を借取と誤認し、
 豊に租収と誤定するの余儀なきに至つた。此の場合家入の借財はそのうち押租銀（小作料敷金
 置き換へる本金）しかも小作期限経過後と雖も押銀の返済は家入より漢人へ）がなされれば、
 戻不可能であるから一旦押銀附租収の誤定がなされる時は地主たる家入に租地の返還される場合一
 地主たる家入に、租地の返還さるる場合は殆んどなかつたと言つても差支へない程である。漢
 漢人が手平の租料を清納しない限り租地の回復は望まれないから、當時、豊姓を漢人

の経済力と蒙人の貴族的遊離生活とを比較対照するならば、蒙人より漢人への租地放出の大勢は如何ともし難い。謂はゞ必然的な運命であつたと考へられる。

斯くして租地の豊裕泉源鍋と中軸とする漢農への集中性は蒙耳増加の傾向を示して、乾隆の頃には既に巨大な土地資本を形成するに至つたのである。一方豊裕泉源資本の下に傍青となつて營々貯蓄の増進を認けた漢人は雍正の頃には早くも独立自營農を出すに至り、此内儉姓は其の最たる者たるにミツて、次いで挑、李、馬姓各農戸の独立を見たりであつた（此内儉姓談）。

取初漢人の土地取得方法は普通租契約に依つたことは前述の如くであるが、乾隆年代に入ると、農業の方法と併用されるに至り、次いで嘉慶の頃蒙人汪姓は漢佃に対して賃銀と要求するに及ぶ。土地実質権の蒙人よりの離反は滔々として熾むところがあつたのである。即ち例言に依り承佃賦と賦定し、租料の希納による撤佃が限り永久に耕種権の解除は許されないと云ふ強大な土地賦の賦定を見るに至り、漢佃の地位は愈々強固さを加ふことになつた（石橋子汪姓談）。

尚ほ注意すべきは漢農經濟力の主征たる燒鍋が康熙以来今日に至る迄三代經營主（資本主）と變遷したこと、前述の如くであるが、本地方土地権——租賦——輾転の大勢を考ふる時「土地賦は蒙人汪姓より租——普通租又は永租——の方法を以て一旦燒鍋の手に集中した上燒鍋傍青の自營獨立に際して傍青農に分散されて行つた」と云ふことである。此の傾向は迄二代の間に於て既に顕著であつた。

康熙——乾隆の同は兩壁直下の等とて地味を肥え收穫を今日の比ではなかつたのである、傍青の

幾多の年或は十年貯蓄するとき、立派に二十畝位の自營農に成り得たものであるから、其頃境廻り
の地主の養服所の觀があり、本也を中心とする田端也附近の農家にして當て焼銅傍青の地味を
賣り、其の金はよい程である。少く共東照 成豊の頃此地に定着したるの頃迄く一區は成豊の地味
の地味に、此の地味を説く

第五節 開墾狀況

開墾資本は其の一切を漢農が負擔し、開墾を始めるには大書で開墾面積、開墾後の地味及び地味
の、普通入年一を定めた地主(野人)漢農との間に天下一強死を深望した。夢原は東照より成豊一
として専ら島丹城より購入したか、と等に對する開墾が開墾資本となるものであつた。

漢農は契約上の開墾面積を越えて多く開墾する割合が多く、結果漢農側の手が欠乏つた。其の
在説)

第六節 清丈、升科(浮多地)

一 租 地

開墾當初農人は契約上の面積よりも多くを開墾耕作して、しかる租料は契約面積に對して、

小作証書であつたので、蒙人汪姓は常に之を監視して卷見次第契約書を書き改める事にした。普通整理する者と更かつたが、之を卷見次第契約と締結せしめることにした。而して普通租、永租共に五年に一回耕地の増減を計り、其の都合小作証書を書き換へることにした。租地は免例券等によつて取贖する場合多く、爲めに實際の租収者を卷見し難い場合もあつて漢佃の租地面積を確實に小作証書の上に向めて置くことは中々困難を伴つたものである。之が官倉（内倉或は外倉）の管理する土地が小作、前丁の武力を用ひて取出すことも出来るが、汪姓の場合も自倉一徳の力を漢佃に取附しなればならぬ。狡猾な漢人の手にかゝつて遂に小作証書面に表はれず、漢佃も少くない。即ち漢佃として正当な租を納入すべくして納入せず、無租にて耕作する土地を之を奪ひ取地と對して居る。汪姓の官地内内に於て一千畝位の黒地はあろうと言はれて居る（黒地に宛いては徵收租）之等の弊害を除去する一方法として道光の頃（道光八年——一八二八）頃契約を新設し租地の取贖による實際租収者の何人なるかを明かにすることに努めた。

免契とは免例佃（普通の地佃に当る）を支拂つて新に租収を得る者に對し租収獲得の手実を報告するの手續で、之によつて租科収者（租科も免契し得る蒙人）に對し租収獲得の手実を報告するの手續で、之によつて租科収者並に免租佃者を常に明かにして置かんとするものである。普通文書を作成する（附録其ノ十九）免契の免契の制度は免契の免租収を控護するために清朝政府の設けたもので、一畝民地の登記制度に相似たるものがある。

新租科収者は免契に際し免契佃として、免例佃の一割乃至五分に相当する額を免租収者に支払

はたばやらぬから漢人側には痛い制度である。従つて漢農は自ら進んで佃契する跡なき事は無く、
 吃租取者に釜尾さかると近況黙してると云ふ状態で、折角の新制度も十余の初限を上げると云ふ取
 束がかつた。又贈與分家の際には地佃が支払はれないから贈契する必要はないと書小に記す。吃
 租契制度の目指す吃租収確、意意義を減収することを望むといふのがある。此の點は前記の如く
 甚しきなり。家人の吃租収は悉から藉に奪り去られるに至つたのである。以上を根據として、
 王姓収)

二、 歛 捐 地

民國十五年平泉縣公署の手にまつて歛捐徵收面積を益広するを以て清人が行つた。實業
 は代商代表者と縣公署役員との間に口頭商答が文で、此此程度で何等願ふべきものはない。(地
 租と減収)

三、 経 界 清 理

民國二十年一月清運員來屯して清運を開始し、此此が手数料、手手収六千餘、一一丁銀六千を以て、
 各々徵收した何等証書(地票)を文附することなく送致して終つた。屯内には新地票を文附し
 小の者もある(屯内正在談、附録其ノ三十三—三十五巻)

第七節 屯の形成

順治ノ頃蒙人汪姓が和碩金の官命を帯びて此の地に封ぜられた。時一族部党を引具して本屯を居所と定めながら當時早くも蒙人の中心街となつたのである。

後康熙時代豊裕泉が本屯に居所を定めて此の地を中心とし商業に従事した。是れ本屯の繁華を急遽に達せしめた。次いで漢農飽、姚、李、馬各姓の自營的農産の定着を見、燒鍋の經濟活動が年次拡大するに併り、蒙人汪姓の政治的地位と相對し相共に本屯の社会的經濟的の中心街としての条件を兼備したものである。尚ほ本屯の位置が凌源赤峰間の街道に當つて居た事も本屯の發展に役立つことと付言小迄もすい。

咸豐以後漢農の經濟的推進力は益々拍車をかけられたに反し、蒙人の政治的勢力は愈々消滅するに及びあつて、兩者併立の相は失はれ漢農の猛進嚙化し、此の傾向は密轄中葉の紅巾賊亂の流弊を蒙けて全く決定的なものとなつた。しかも老弱不羣漢農の移住者多く附近一帯の地は悉く開墾し盡され、及ぶ本屯の經濟活動は量的に又質的に拡大され、民国時代の深刻な農業恐慌の感にも其の地理的條件の列を得てよく耐へることが出来た。今日燒鍋を中心とする商業的金融的素地は地方農氏生活の中心地たるの實を失けないのである。以上屯内懷姓談。

第八節 屯の生成發展に及ぼせる主なる事象

本屯に當りて封建領主的地主並びに商業高利貸資本が相併立して屯の生成發展に重大な役割を擔

一、紅巾賊の起るは、此の兩要素を中核とする。本名の姓族は、表面に蒙古の族に
實の足跡を刻明に印し、光緒中葉以後人口増加、家族の分家——本名の分家は、利
の分配、——後世の散居等と原因として、耕地の拡大は、領土の達した、認められ、
光緒中葉に、既に人
口過剰の域に達した。

斯る自然的な要素に更に附加され、此の如き政治的諸要素である。即ち

一、紅巾賊の起

光緒十七年（一八九〇）紅巾賊匪は、本邑附近の封建的王者、族人汪姓の居宅を襲撃し、此の地を
據り、遂に悉く家人婦女を悉く殺害し、八尚と余りなきが、本邑焼燬と、掠奪の上、族人
大抵紅巾賊の匪は、漢人の家人に對する怨恨の暴動であるが、本邑に於ては、漢人の經營にかゝる、
漸くも襲撃したのである。之は、当時近郷切つての豪莊、家院等と、符し、て、八家、空、
し、る、も、越、渡、げ、通、れ、た、漢、人、が、大、率、此、處、に、過、越、し、遂、に、紅、巾、賊、匪、の、襲、撃、を、受、け、る、に、至、つ、た、の、事、
と言はれて居る。

此の南此の事件を通じて、漢人の決定的な打撃を受けたこと、何疑なく、この事實である。一、二、三、
子汪姓談

二、奉直戰爭並びに経界清理

民國十一年（一九二二）年の奉直戰爭に際しては、本邑を中核として、此の附近一帯に、多岐の事象が起
し、曹氏は、天、權、馬、輝、の、買、取、に、堪、へ、ず、離、也、す、る、者、も、あ、つ、た、程、で、為、め、に、曹、氏、の、經、済、力、疲、弊、は、其、に、甚

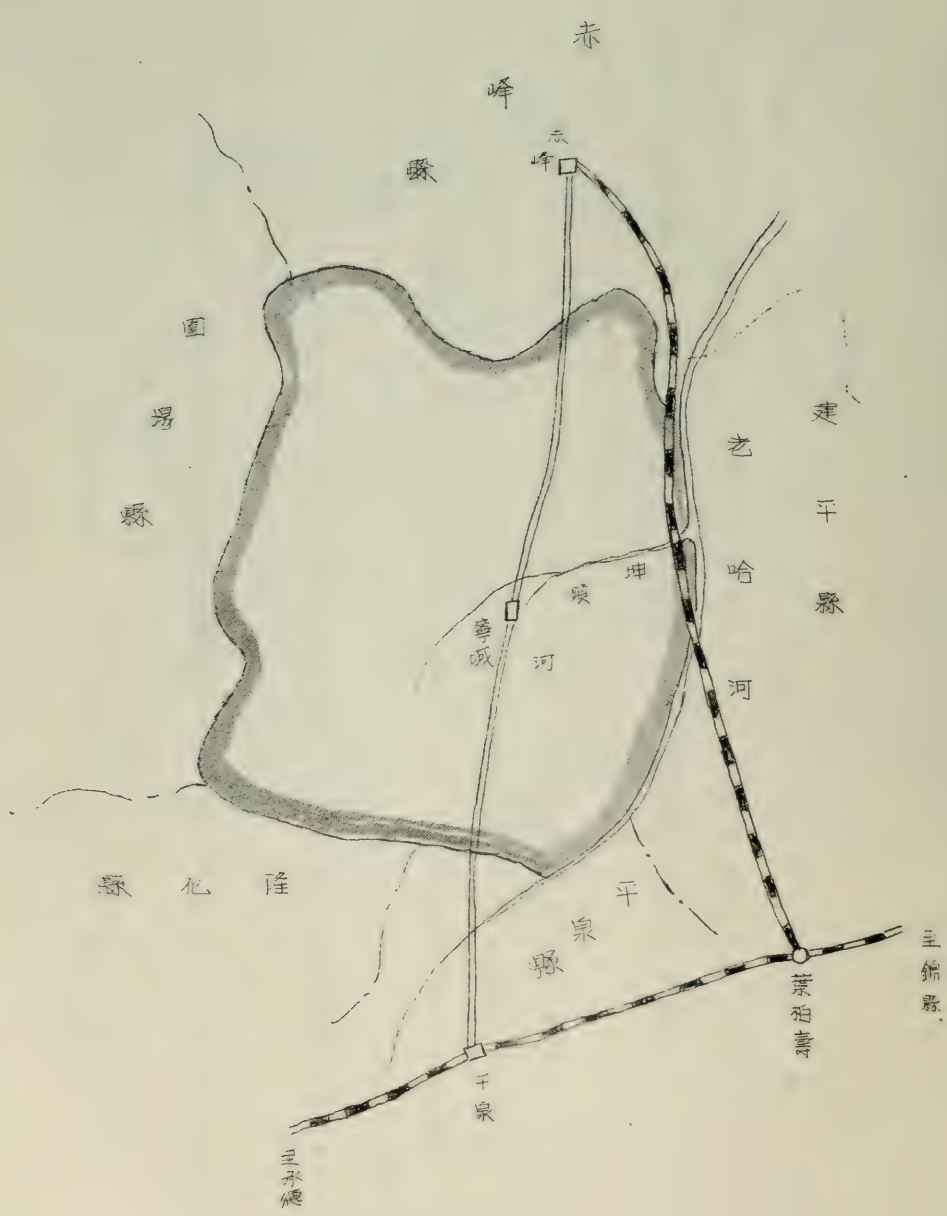
しいものがあつた。本屯のみでも約三百名の矢が延六ヶ月位は滞在して居た。それで民國二十年経界清理員が来屯し清理の名を藉りて金物を強奪し約束の地獄は下附されずへ屯内に下附されたもの三戸のみ）非常な損害を蒙つた。一戸当り二十円乃至五円位の損害であつたと言はれてゐる（総村王註談）

蒙人は以上の損害は漢佃が一稼ごきであつたが民国以来漢佃の租料納入は目立って怠慢になり谷子一斗のころを白菜一株、錢租一円につき鶏蛋十個と言ふ小稼ご種を悉く契約通りの租料を收納することが出来ず、然る政治的背力方を失つた蒙人は茅草に漢人の怒りが儘に屈伏してゐるより外途がなかつたのである（石橋子屯汪世談）

三、熱河鼎正工作

大同二年日本軍が本屯を通過したのみで直接動乱の巷と乍ることなく、尔来諸負担の軽減がなされたことと樂しんで居る状態である。

然し之と契機として新な政治面腹が再燃せんとする形勢にあることは見逃せない事實である。即ち芝蘭中葉以后只管屈伏の手段を繰り返して今日に至つた蒙人の感情は、滿洲國の五族協和の平等政治の溫厚に蝕れて、漢佃に対する積憤意思を持つに至り、租問題を繞つて険悪な空氣にあることは言等調査員の奇しく憂ふるところであつた（後述租の頃参照）



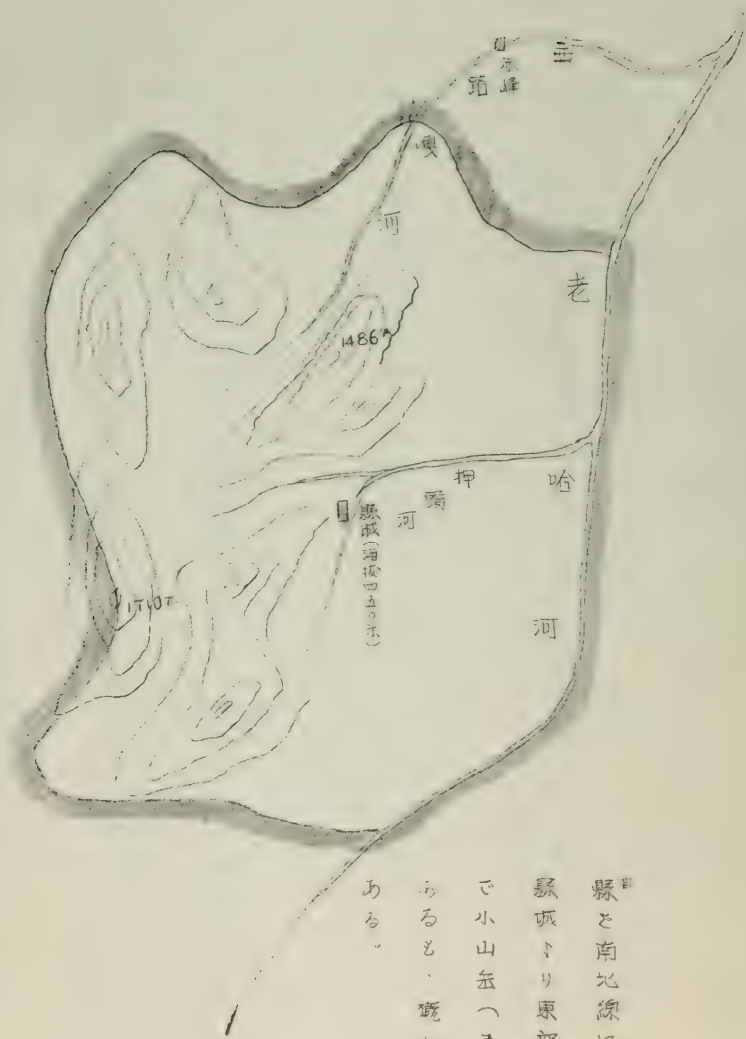
東部は熱河省北流し、その二支流が一つの流域の西北部を流れて東部より之に合し、一は河
 流中央部にて合流せる神威河の感の中天部と東部と流れて居る。

西部一帶は高峻なる山脈地帯であつて、山脈は東部近きより追つて往り、懸崖絶壁の崖を
 流に取即ち大体平原が開けて居るのである。

老哈、坤頤の二つの河流にけさまる、地帯は熱河省での主要な農耕地帯となつて居る。

山岳地帯は海抜一五〇〇米余の山岳がある所にその多くは積雪して居るのである。老哈河地帯には地帯
 は流れて懸崖に或は懸崖地帯に、河の地帯するにまつて、可成り水地帯の白砂地帯と、農耕地
 帯の耕地のへそ耕地の土地を築いて居るのである。此の白砂地帯の状況は夏期農耕地帯の耕地
 と感ぜられるので、或る地帯では海軍隊側の肥沃地、本地の地帯では建屋地帯といふことさへ
 地帯と承して居るのである。

正陽河地帯は一部に急峻なる峡谷となるが、一部は耕地開けて居る地帯である。土地の開墾
 は多くの支流があるのだが、その多くは冬期水が来て「一時的河川」となり、亦然りするものと
 重し、火垂り減する特徴を有し、冬期は河川は僅かに流水の流すが、夏期は河川は激しく増水し、
 河流となること珍らしくないものである。



縣と南北線に二三つに切つた場合
 縣城より東部三分の一が平野地帯
 で小山五(五百米—七百米)、
 あるも、概して良耕の農耕地帯で
 ある。

三、気象

地帯が既に記した如くであるからその気象と西前山嶺地帯と東部平野とを以て地帯の差を考へてみる。

東部平野の気象概況と山嶺地帯の概況とを比較して記して見るが、是は平野と山嶺地帯との概況を比較して記した如くである。

(寧ろ概況は東部平野より気象観測と重なるため、東部平野の概況は省略する。結果を見るより外に道はない次第である)

(イ) 気象観測成績 (平泉縣城観測結果)

(一、二、三、月分欠)

日	平均気温	平均最高気温	平均最低気温	晴天日数	降水量	蒸発量	備考
一月	一三・二	二三・一	一・六	二八	—	二一〇・九	一、初霜九月十三日
二月	一九・一	二六・四	一・二	二五	五二・九	二六四・〇	二、観測期間不明
三月	二〇・九	二五・八	一五・八	二一	一一八・八	一八〇・〇	
四月	二四・四	二九・一	二〇・四	一六	七五・五	一二七・〇	
五月	二五・五	三〇・六	一九・七	三一	一〇〇・六	一五五・五	三、二、三、月の月分欠

十二月	十一月	十月	九月
(-) 一三・四	〇・六	一四・〇	二一・〇
(-) 七・八	六・九	二〇・〇	二六・八
(-) 一九・四	(-) 四・八	七・一	一三・八
二五	二五	二九	二六
三三	三一	二八	一六・〇
四四・一	五三・五	一〇七・三	一五五・〇

(口) 気象概況 (縣城調査)

凍	凍	終	氣霜	雪	結	解	地下凍	地下凍
霜	霜	霜	霜	霜	霜	霜	霜	霜
田八月上、中旬	田四月上、中旬	田四月上、中旬	田四月上、中旬	田四月上、中旬	田四月上、中旬	田四月上、中旬	田四月上、中旬	田四月上、中旬
田八月上、中旬	田四月上、中旬	田四月上、中旬	田四月上、中旬	田四月上、中旬	田四月上、中旬	田四月上、中旬	田四月上、中旬	田四月上、中旬
白露の候であつて收穫前の場合が多い。	概苗三 三寸の時よく害せられる。	時期は一定しない。						
考								

地下凍結深度	三 天 余
雨 期	旧六月下旬—七月下旬 一十月
播種期の降雨多少	少 ない
旱 魃 風	旧四月下旬—五月下旬 旧八月下旬 北風、南風

「北風、南風」と称して北風と南風が交代し、荒び吹く。

次に、山部山脈地帯の気候概観を示すに、次の如くである。

山部山脈地帯の気候概観

終 霜	旧七月下旬——八月下旬
秋霜開始	同上
雪の深度	不大——上丈
積 氷 期	旧六月下旬
融 氷 期	旧三月下旬
地下凍結開始	旧七月下旬
地下凍結終止	旧十月下旬
地下凍結深度	三 天 余

除雪期は、六月下旬よりあり。

積氷は、六月下旬に始まり、七月下旬に達して、雪の深さは一丈に達する。

地形複雜な一定して居ない。

山部山脈地帯の気候概観。

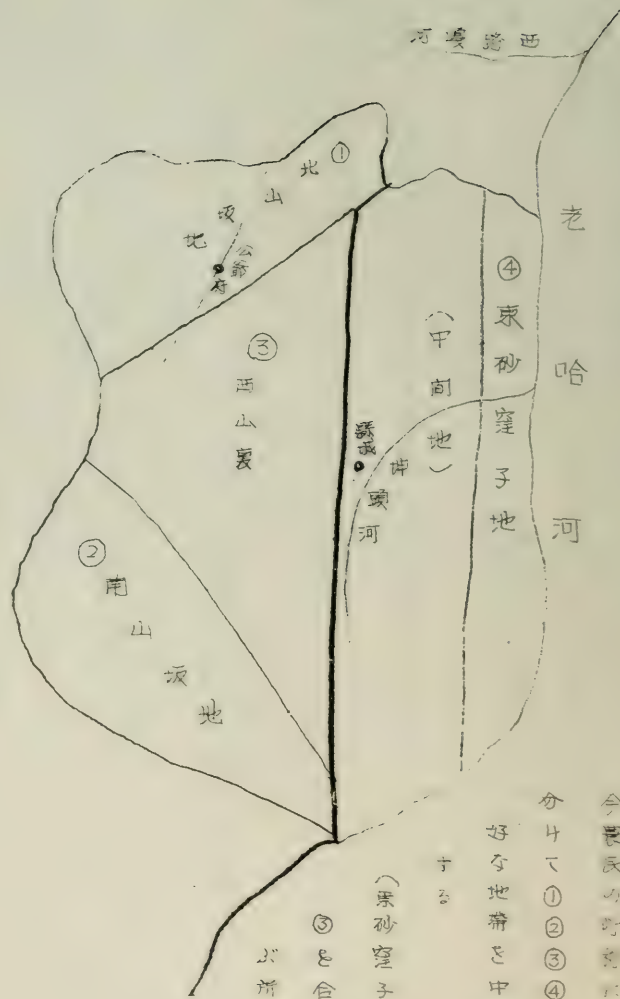
雨 期	旧六月 一ヶ月
各種期の降雨多少	少 多 い
単 越 風	旧十一月(一ヶ月)北風
播種期前後に東風が起るが甚だしからず	

若本嶽下では降雪甚しく、各地に様々な被害あり、農耕期の嶽内を見廻ると其甚だしきを感ず
 るのである。雨期に多く降雪がある。この降雪の甚だしい事も本嶽のみならず、熱河省下の特微
 であらうか、山岳の關係で地域を限つて実に奇くしき被害状況を示すものである。猶土民は一度
 降雪あれば、その後その田場になや被害を受けると称するが、地勢の關係で或は斯くなるものさ
 らう。

四 地質、土性、水質

1. 地質系統

縣公署にその適當な資料を欠ぐを以て全滿の地質系統調査地圖によりて之を見ると大體大
 の如くである。



①北山坂地 ②南山坂地 ③西山裏地地勢の所で述べた如く山岳重疊せる地帯であつて、この新地の大部は山腹耕地であつて、岩屑露はなる山岳がその大部を占めて居るのである。然し公爺石、哈喇沁石炭一帯は耕地がひろびろびと主なる農耕地帯となつて居るが、概して山腹の不稔耕地である。

林地、庭耕地の割合は明らかなが、山頂部若調査では内耕地三〇の畝に對して四の畝

の産耕地が存するのである。

全縣に於いて熟地へ耕地と云ふ意味の一六五〇〇の天地、熟地一四一〇〇の天地、實地一〇五五〇の天地が一九九六二、〇五二天地と云ふ小数字を示してゐるが、之を變ては如何に山岳地を算入かが知られるのである。

要するに此地帯は公爺府一帯を除く外は山嶽耕地帯と考へてよいのである。

④ 東沙窪子地　この地帯には相當の埋地帯、白砂地帯として産耕地として算入されるが、面積は不明である。河添地である「砂子地」調査に於ては民國九年、一九二〇年、一九二一年の三回の調査で、一五〇〇畝の白砂地が出承、雜草と生えない状態である。この河添は砂防固防の懸念がある。此の地帯は、詳細は何れも不明である。

中間地、農耕の中心地帯である。小岳の起伏ありてこの所には地帯のたゞの産耕地と云ふが、概して耕地よく開けて居る。

3. 各種土壤の分布状態

前記地圖の各地帯別に調査結果を概説すれば次の如くである。

○ 西山裏に於ける「張馮子溝」調査

土壤の九割以上は「黃砂土」であつて「黒砂土」と稱する後遺の耕土は一割内外である。上中下地別に云ふと、上地一割、中地二割、下地七割である。

○ 東沙窪子地の「砂子地」調査

「黄土」「黄淤土」の良好なる新土

二割

「白沙土」「黄沙土」の下地

大部分

運地の新土は黄淤土で改良であるが、多湿で耕作が制限される

◎中岡地としての調査地和碩金管子

黒淤土……………極く少ない

黄土……………大部分である。黄土は豊新上余り悪い新土ではなく大体中位の土壌と考へ

てよいのである。

それと大体「黄土」が主な新土であるがこれ外雨水に依りて流失さなく山麓地では重質となり
而も新土の深さが減せられて耕作地としての地力が弱つてゆくのである。

全感と考ふる場合、東部沙窪子地は「沙子地」を標準に、中部地帯は和碩金管子と標準に、
道北山麓地中の公爺府一帯は和碩金管子程度と考へ、殊に地帯は張馬子層を標準にすれば、
越下の土壌分布の概念が得られると思ふのである。

本項に就いては、ある公之は調査困難で、財政部研究部より分析結果と配布程度に基き、(製造用水)

公 爺 府	色度	濁	臭味	硬 度	粘 着	考
	運 蛋 白 濁	白色沈澱有り	弱 臭	硬 度	粘 着	考
				凡・七		

西橋	微黄色蛋白濁	臭	六・五
城	此透明	臭	一・二・八
和碩金管子	全石	臭	六・七
坂尾	微黄色蛋白濁	全石	五・五

地下水位に就いては不明である。

山間部管原郷手藩の飲料水は澄水であり味があると称する。而して地下水位六・一メートル、井の水直達は六・一七尺、水深二尺程度で水のかれる事は殆んどないと称して居るのである。

第二節 屯に於ける調査(屯の自然概況)

一 位置及地域

縣城より東々地二十餘里の地奥にある。東は僅か十餘里まで赤峰、柏島間の鐵道あり、赤峰達し、北は西橋にて赤峰に至る國道に連き道路ありて交通の便よい。

屯の地帯は麓新上からは熱河の穀倉地と目せらるゝ又は位置し、附近の小屯の經濟的の中心として居る。

附近の地は西橋、東は達子鎮、南は庄馬管子等の諸屯が散在し、種々道、橋、貯水池、農家あり。

公羅接して居る。



亞赤峰

新店

河頭坤

西猪

○ 砂子地

822米

達子園

西嶺金蓮子

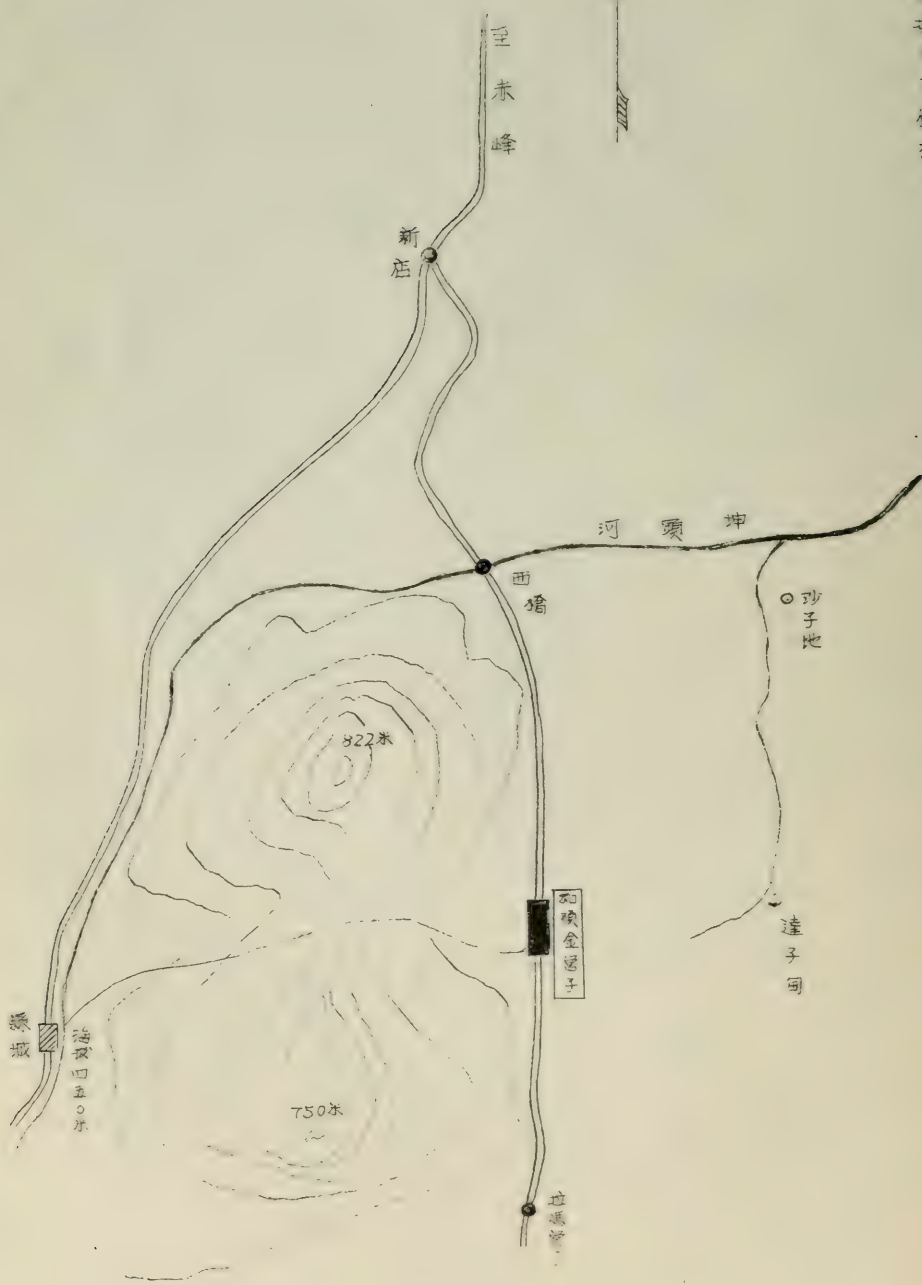
750米

拉馬營

鐵

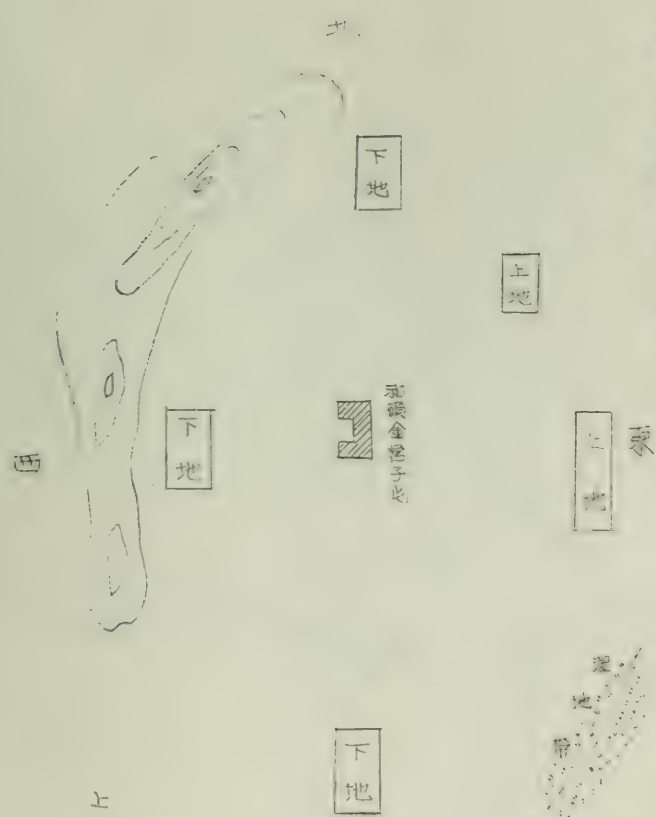
海濱四百〇米

三八



二 地 帯

西部は伸縮河を以て山腹耕地帯が稍近く迫ると東部は遠くたる平野が東端河を以て極大の好な耕地を有してゐる。東南部が稍低湿地となり、そのより西に次第に高くなり近く也外の山腹は地帯地帯である。



上地を割、下地八割、中地なしと称す

◎ 東部

東部

中部

◎ 中部

中部

下地

◎ 下地

下地

◎ 西地及西部

西地及西部

◎ 東部及東北部

東部及東北部

三、気 候

1. 春 夏 秋 冬 の 時 期 更 換 及 臨 暑 嚴 寒 の 時 節

春 黄 鶯 插 土 し の 候、雨 水 一 春 分 迄 小 雨 事 あり、播 種 作 業 準 備 (清 明 の 候) 播 種 期 一 ヲ 月

間 と 発 芽 し て 除 草 を 始 め る 頃 迄 であるが、天 候 清 明 と 中 心 と する ニ ヲ 月 間 である。

夏 農 作 物 相 当 に 取 長 し 除 草 を 行 小 雨 (五 月 上 旬) 以 前 中 耕 と 終 へ て 收 獲 を 待 つ 頃 (八 月

上 旬) 迄 である。

秋 秋 黄 蟬 出 し (七 月 中 旬) 以 前 收 獲、台 龍 作 業 まで (九 月 上 旬) まで。

冬 凍 霜 断 絶 以 前 圃 場 での 仕 事 主 々 晚 秋 調 査、清 畚、製 粉 等 其 他 の 雑 作 業 更 換 期 九 月 中 旬 以

り 翌 年 の 二 月 頃 迄 の 長 寒 間 である。

雑 考 六 月 中 旬

嚴 寒 十 一 月 中 旬 (十 月 中 旬) — 正 月 中 旬)

2. 季 節 別 に よ る 凍 害 の 多 少

八 月 上 旬 一 九 月 中 旬 の 秋 葉 が 最 も よ く 晴 れ る、猶 冬 期 も 空 は よ く 晴 れ る の であるが、

寒 風 強 烈 と 致 する 蒙 古 風 に よ っ て 砂 塵 と 差 し 差 し して 不 快 な 天 候 と なる。早 春 の 候 も 亦 よ く 風

が 吹 っ て 来 る。

一 般 的 概 況 を 示 する べ、蒙 古 風 の 大 差 は ない の で 誰 切 霜 が 更 々、懸 減 少 り 少 し く 暖 気

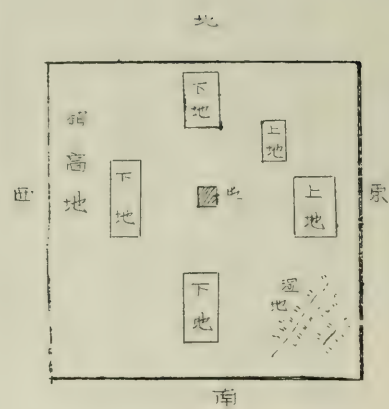
がある。次 に 比 較 の ため 示 すと

項目	時期・期間	備考
初霜	八月十五日頃	十一月下旬以降は雪と殆ど降霜なし 極めて稀である
終霜	四月上旬	気候乾燥し春耕に爰は稀である 一尺と積雪する事稀である
無霜期間	四月中旬—八月中旬四ヶ月	
雪の深度	五寸—一尺	
結氷期	九月中下旬	
凍水期	三月上旬	
地下凍結初	九月中下旬	
地下凍結終	十一月中下旬	
地下凍結深度	三尺位	
雨期	六月一ヶ月間	この期に降雪ありて被害大である 殆んど毎早旱天で降雨を望む 「北風延南風廻」
霜凍期の降雨多少	少くない	
草・遊風	北風と南風が交互隔日に吹く、 十月—二月の間 西風 八月上旬—一〇日四位	

1 耕地、農耕地、荒野、湿地、林地の分布状態

荒野、林地はない。殆んど全部が耕地で、その東南部に低湿地ありて、夏雨の年には耕作不能となり休耕されるので、其他に耕地の縁に少しの土砂の流込込込みのありて廢耕となつてゐる。その面積は僅く僅かである。

2 耕地の上中下、アルカリ地等の分布状態



アルカリ地はない
 上地は東部及東部の低湿地は上地を三割位占む
 中地はなし
 下地は耕地の七割を西の高湿地、北、南何れも下地である。

5 耕土の性質

下地	上地	耕土の深さ	色	種類	下層土の種類	備考
0.5尺位	1.5尺位	黄	黒	黄土、黄砂土	黒色砂礫土か砂質黄板である	中地と探するものは少ない
		黄	黒	黄土、黄砂土	紅土であるか砂礫土である	

地中の下層地層の透水性は、高地の新土層に比し、

4. 地下水位及水質

地下水位は、一丈五尺、深さの二丈五尺である。

此の透水性の井戸は、井底の水が流れて来て、井戸に物を落すとなくなると言ふ。

これは、如く金網を張って、石の物を落とすのは、石は、

水に流れて居る水道と流れて居るの証であつて、砂礫或は岩石の向を流れる普通の井戸である。

普通の井は一丈五尺位の水位で何と流れる事はない。



此の所で水が水道の如く流れて流れている。

飲料水 色 透明無色

透明度 清楚 普通の深さの井戸は、必ずしも透明である。

臭気 無し 味は清き井戸は少し強味があるが、普通の井戸は、

第三章 土地関係並に慣行

第一節 地積

イ 畝と呼称單位とする。即ち一畝は二百四十坪、一坪は裁尺の一尺に當る。

農耕地大體四條幅、小農五條幅が夫々一手に當る。

實際には大籠が多し籠の大小は前墾當時からのそのまゝ使用して居る（此は徳津談）。
本也標準の寸が焼銅に倣官してある。之を實測の結果一弓は一六七五米に當る。

尚電橋を實測する時に入意は三籠半で一六七五米、小籠は四籠半で一六七五米に相當する。
石の籠系呼称單位畝は實測面積より二割増位に相當するものと思はれた。圍邊實測の結果も同様である。

ハ 本也地方の圍邊面積は殆ど一定の標準を持つてゐることは右に述べた如くであるが、本也當り正統な清天を経たことがないにも拘り乍比較的整然たるもの、あるは家租關係に於て前墾當時より耕作面積が常に家への監視するところであつて是為である（此は汪姓談）。

漢佃は悉く家臣の傍青であるから家臣側が傍青契約を解除すれば漢佃は家臣に租耕地を返還しなればならない。適宜に家臣が漢佃より荒銀又は押租銀を徴収したとしても其の額は種めて金額であるから地価とは比較になるとのではない。又漢佃は南墾費と夏額の費したのであらうが、今日迄長い間租耕して来たりてから既に銷却される筈である。中旗石旗各王府の家人大官の意見である。石旗王府は殊に強硬意見を陳べて居る。中旗王府は大体漢人が契約廻りの租子を納めて受ける事と希望する位の穩當な意見の程に思はれた。

又一説には同じく永租地でも荒銀を支払はれたものと然らざるものがある。自分の土地は悉く荒銀を徴収してあるが、王府の土地（通称官倉地）には永代荒銀を支拂はれぬものとある。即ち自種地には地価に相当するものが支拂はれて居らない。従つて自種地の租料者は王府の意向次第で何藉きりと土地を返還しなければならぬが、自分の土地は租子が契約通り納入されて居れば租子を回収することは出来ない。（石孺子汪姓談）

三、第三者の解釈

押荒銀（荒銀）と云ふ義か、（筆者）或は押租銀は小作敷金（或は小作保証金）或は小作許可料の易徴し得るもので、小作敷金の性質を帯びるものは、佃戸が欠租せる時は其の押荒銀の以より欠租額と差控するものになつて居る。押荒銀或は押租銀の有無を以て死契地へ普通に売買地と解し得るもので、典契と活契とすることに相対して使用される——（筆者）或は普通の租地と区別することは、湯玉麟が経界清理に當つて規定したところの如何等根據あるものかはない。是も借

戸租行は化して居る漢人租耕地へ永租地への價行は既に百年乃至二百年以前からのものであり、
 租値の自然発生的な理由に因り蒙漢間に育て上げられた一租利形態である。之が一度近代の
 理論の入り受ける所の時、私所有権の系列に属するべきものである（附録其の一、二及び前
 二章の項参照）

然し漢租は租子を蒙古に支払はなければならぬ、又蒙古は漢租より租子を徴収し得る理由が
 ある。家地以内の於ける漢人は土地を借用収益する如何なる目的たるを問はず必ず租子を徴収す
 る義務を負ふ。但し三圍（八房圍、圍墳、圍園——後述を参照）の如く蒙古側より特て租子の免徴
 を受ける場合は例外である。然も租子は蒙漢間の経済的利益の相互前通を有して居るため、永租
 地の独占課税は実に租子に在りと言ふことが出来る。
 されば此点につき更に項を更めて説明する。

三 租 子

租子とは銀石と銀の二種類あり前者を根租、後者を錢租と呼び、其の計算方法は根租は一
 鈔錢租は五斗（毎畝につき）が一般的の標準である。其差額は極めて甚しいものがある。八
 斗は門敷に斯る差額の甚しい異種の租料を生ずるに至つたかの疑向に對して答ふる所は必ずしも
 一致しない。次に現地に於ける説明を三三掲げる

一、蒙人側の説明

兩聖帝時の租契約は悉く根租（現物納）であった。嘉慶以後銀石租處が高騰した、租價は

録帳（現物帳）と書式し之を家入納が入れて次第に録帳が支へるに至つた。現物帳は録帳の
 入札帳と云ふ。是を録帳は録帳を録帳に書取へる。是の録帳は録帳に書取へる。是の録帳は録帳に書取へる。
 ろる。即ち家入一畝につき二百文（熱河市）といは録石（谷子）と半半の相場をせよの事、表示し
 て居る（石子子汪世茂）

又五六十年前迄は録帳に録帳は録帳に書取へる。是の録帳は録帳に書取へる。是の録帳は録帳に書取へる。
 主張し家入も此等事を容れて現物なれば五升、現銀なれば二百文（熱河市）と云ふ小と云は次の
 事（大明國中規類五公談）

石。記は中興正類各王府の録帳は家入達の録帳と云ふ。一畝しと云ふ。

2. 漢人録帳の說明

南鑿並録帳は録帳録帳の事と云ふ。是以家入納は録帳の録帳と云ふ。一畝は録帳と云ふ。一畝は録帳と云ふ。
 録帳は録帳の録帳と云ふ。録帳は録帳の録帳と云ふ。録帳は録帳の録帳と云ふ。録帳は録帳の録帳と云ふ。
 録帳は録帳の録帳と云ふ。録帳は録帳の録帳と云ふ。録帳は録帳の録帳と云ふ。録帳は録帳の録帳と云ふ。
 録帳は録帳の録帳と云ふ。録帳は録帳の録帳と云ふ。録帳は録帳の録帳と云ふ。録帳は録帳の録帳と云ふ。
 録帳は録帳の録帳と云ふ。録帳は録帳の録帳と云ふ。録帳は録帳の録帳と云ふ。録帳は録帳の録帳と云ふ。

又家入納は録帳と云ふ。録帳は録帳の録帳と云ふ。録帳は録帳の録帳と云ふ。録帳は録帳の録帳と云ふ。

3. 第三卷の說明

巻頭公署及王府に現存する文書は、一、前記の如く、録帳は録帳の録帳と云ふ。録帳は録帳の録帳と云ふ。

しが根石は其後遠隔の地より王府まで運送することの不便と漢佃の諸儀等により、
地に対しては錢租或は銀租にした。其金額は該年度に於ける時価を以て錢租或は銀租に直し
ことになつて居るが其間に於て佃戸と倉督家人との間に不正なる争働行爲が行はれ、時価より
安い価を以て錢租に直し比ものがあると言はれて居る。要するに錢銀租は徵租取扱の便宜上租
租の变形したものである（及川氏遺款河家模の稿参照）

4 結 語

以上の諸説を通觀するに蒙古側は「錢租は根租と其の實質価値を合ひくすべかりしものと
て定められたものであるから尙在斯く如き差異あるに不当である」と主張し、漢人側は「前
以彼蒙古側は漢農に対して不当な金銀と要求し、結果斯る差異を生ずるに至つたもので、
錢租は漢人の自業自得である」と言ひ各々一理ある説頭を加へて居る。第三者説は蒙古側
説と相一致するものがあつた書くが、ところが多いのではないかと思はれる。説頭の通譯
対象が旗公署或は王府の官倉に關する文書であるから或は止むを得ない結果かと考へられるが
蒙古社会の他の部分即ち札薩克なわがら王公貴族、前丁等一般漢民が乾隆以後進々たる漢農の
移入と通へて言らの經濟的要素より漢農に対して凡ゆる手段と盡して金銀と要求したであらうこ
とは想像に難くない所であり、又官倉に於て手する漢人職員或は奉饗等が自らの地位を利用して
不当な金銀と漢佃より徴収し之等の原因により根租が錢租に書換へられたであらうことを十分
推察し得られる（後述については及川氏も一語認めてゐる、前述参照） 殊に根租より錢租への

イ 錢 租

每畝二百文乃至一千文であるが普通畑は二百文が普通である。二百五十文又は二百七十文とする場合もあるが一般には少い。宅地の租子は普通畑に比して高く五百文乃至一千文となつてゐる。大体土地の等級に依り單価と異にする（第一表附録其ノ二、四、十三参照）

本也地方は豫内を通じて中等位に属するから、下位に属する地方、例へば初四区地方の如き山向地には普通畑每畝百四十文とする場合もある（初四区王家店附近）

但し中旗に於ては宅地の租子はない（中旗地大八家子姓談）

以上の如く錢租は旧慣たる兩文錢法を使用して居るが、之は清朝永業以永廢止されそのが今尚租契証書に使用されて居り、之の國幣円に對する換算率は茲漢圓に於る當面の深刻な問題になつて居る。

A 本也に於ける換算率の變移

年 次	國幣円に對する (大幣)	每畝二〇錢之九國幣租子	備 考
民國二年	十 兩	二・〇 錢	
大同二年	六 兩	三・三 錢強	
康徳元年	五 兩	四・〇 錢	
康徳二年	(五 兩)	四・〇 錢	二兩一兩との流言甚ぶ

中旗官舎（六八家官舎）に於ける旗主の資格

年次	國幣一円に相当する市（大連）	市款二銭とする國幣相当	備考
民国元年	十三市	一・五錢	國幣以來市價公定は概以電
十一年	十市	二・〇錢	と原資不運將を氣り換算率引上
二十一年	十三市	一・五錢	げにつき積極的に動いて居
大同二年	六市	二・三錢	る。
康德元年	四市	五・〇錢	
康德二年	二市	一〇・〇錢	

（六八家官舎長談）

其他の談話

石の如く白旗中旗は其歩調を一一して居らないのみならず同一旗内に於ても數組差の懸
 思ふより必ずしも一致して居らない。

康徳三年三月蒙古憲法に於て舊漢一家は中旗領のみならず一代天啓の國の家臣を兼ぶ事
 となが舊漢手統より舊の旗主御旗に歸る、舊漢を道して舊の家臣

一 第一區三産店 考証 詳見

従承十吊を以て大洋一円として居た

然るに康徳二年家人邑姓(書々の箭丁)は漢農王姓に向ひ、五吊を以て大洋一円とする
ると主張したるが漢農は之に服従せず紛争を遂すに至り、俄中介人が入つて八吊を一円
とすることを解決した。但し一般には十吊を以て大洋一円として納入した。

ii 第一区縣城 王姓

一般に十吊と大洋の一円としてゐるが康徳二年家人異姓は六吊を以て大洋とした。
但し、民國四年、大洋に書改めたるものが多く、此によれば各改大洋一分、余(一錢、余)に
つて居る。

iii 第二区八肯中梁馬姓

従承十吊を以て大洋一円としたが康徳二年に至り四吊或は二吊を以て一円とし漢農
姓は八畝の租耕地につき一円許りの租子と徴收された。

D 漢農の意見

前述の如く中旗は換算率引上につき極めて積極的であるが、右旗は壽観的態度を執り、
大体五吊一円を以て立止つてゐる。——財政的に中旗は窮乏してゐるが右旗は然らざるこ
とを附言す——

然し漢農側から見れば各旗間に聯絡あるものと考へて一度中旗旗公署より二吊を以て國
幣一円とするの意見を放たれる必俄然漢農側の強硬動搖あり。調査此四旗池太八家也附送

、中級官舎管轄地)ノ漢履(石)子不熟ノ声(ハ)も漢(リ)す(ニ)至(リ)ハ(華)実(漢)履(ニ)年(度)同(期)子(不)
 熟(若)然(又)か(つ)た(と)言(は)れ(て)居(る)。(平)也(石)漢(漢)履(也)之(に)呼(を)し(て)漢(履)的(に)生(動)を(始)め(て)也
 爾(、)新(録)其(ノ)三(十)八(は)悉(々)銅(堂)乘(に)向(つ)て(音)也(此)之(假)等(の)意(思)表(示)す(る)が(一)同(期)子(に)何
 する(假)等(漢)履(の)意(思)を(表)示(す)る(と)を(表)示(し)て(考)考(に)依(ず)る(次)等(である)。

E 換算問題に対する第三卷の意見

假(等)家(西)の(所)持(す)る(大)契(は)、光(緒)二(十)年(以)前(に)於(け)る(も)の(は)一(兩)文(が)銀(六)洋(一)兩(兩)外(の)
 価(値)あり(し)兩(代)の(も)の(である)が、清(朝)承(業)より(民)國(初)業(に)至(つ)て(兩)文(の)價(値)漸(著)し(遂)に(兩)
 文(銀)毫(塵)止(さ)る(に)至(つ)た、若(し)假(租)を(考)慮(し)認(物)を(以)て(せば)現(在)に(於)て(も)一(兩)文(は)四(五)兩
 に(相)当(す)る(も)の(である)云(々)(及)川(氏)述(蘇)河(家)撰(の)觀(考)。
 之(は)同(時)に(家)主(側)の(意)向(でも)ある。

口 假 租

假(租)は(普)通(等)假(谷)子(半)斗(である)が(土)地(等)則(、)吃(租)假(者)の(差)異(後(述)參(照))等(に)よ(り)因(じ)も
 一(定)し(ず)い。

平(也)に(於)け(る)一(般)的(な)標(準)は(五)兩(に)つ(き)

谷 子 五 石

高 梁 一 斗

假 米 〇・五 斗

楚 草

五市四〇。文

谷 草

二〇表

で高粱以下のものは徴租人の日当食料或は鴉片馬の馬料として徴収されるもので、谷子の種子に對して後者を附加租子とも呼ばれて居る。但し官倉地なれば正租子は二割引くものと、
も実納し、其他の土地は谷草を附加しない

山回部落河一区六馬子請上皆子也附近は中旗官倉地に屬するが租子は狼石を以てし耕地十畝につき百蕎麥七升とされ、其他に附加されるものはない。

之等の租物は本邑將有の公議による相場によつて換算され其の換算額を納入する例に於て居る。

公議による相場とは毎年十一月頃秋收穫后（康徳二年度は公三十一月廿五日に開かれ）弘頭金、石橋頭、五家（何れも附近に於ける中心也）の三宅より燒鍋、狼石を賣商（勝青、補、瀧家等が一室に會し、其年の狼石公定相場と決定する。此會議を別名狼盤會議と云ふ）に居る。此會議による公定相場が狼租狼石の換算標準となる。公議による狼石相場は市場相場に比し二割位は低廉であると言はれて居る（詳細は別項市場関係の項参照）

康徳二年度の狼租換算の結果は中旗官倉地の介毎頃七十三兩即ち每畝七十二錢と成つた（
也内王姓談）

狼租については錢租と別個の問題が起つて居る。

野も寛今一般に使用されてゐる所は蒙古大石であるが、北陸平野の平野は舊時を以て、
 であるので、現在の大石に比べて二割は小さいのであつた。故に根租納入に際して大
 石を標準とするは不当である（佐々、馬桂鼓附録、三十八頁参照）。然るに家賃地は二割差
 し昔から大石を使用したので八割斗の如きは困知せずと（石橋子汪姓談）主張し、此欠に
 も相合らぬものがあり、根租換算と共に租子向題の面質を合するものである。

尚、根租のハ、る高價を租料が決して少くない面積を農戸とに買得られる處をハ、と注
 しなければならぬ（ハ一表、ハニ表参照）し

● 家賃地は莫大奇土地賣渡あるが故に老、唄、押の目的物とはなつたハ、又小作に於て
 しばしば家賃への租と款荷（毎畝十餘）とを差引いて結局地主の横害を齎するハ、家賃地

通部内から除外されて居る実状にあるから租料者は自作するか抛棄するかハ二途あるハ、
 ハ一、ハニ表を参照）

の語を以て根租の社会的性格を説明することが出来る。

三、吃租 叔

家人は永租契約に基き毎年一定款額の租料を收納することが出来る。通常墾免の任何の佃作
 契約中の租額を請求し引籠り三年以上欠租（墾免が租子を滞納するハ、是とするは或地ハ、免
 約を解除し永租地を回收するの意）することが出来る。家人の斯る権利を吃租叔と云ふハ、旧慣
 家賃ノ証一五五頁参照）

1. 吃租時期

毎年十二月より翌年三月迄を吃租期間とする。

2. 吃租方法

官倉の租子收納獄園を倉と呼ぶ左の職員と遠くへ中旗大家官倉についてのみ述べる他の倉を大同小異である。

倉長 一名

書記 一名

雇頭 三名（現在は二名）

其他夜警一名、大炊夫一名、人夫一名

又別に牌頭（漢人）に委嘱して漢農の佃耕關係を内偵し、之を倉長に報告せしめる方法もあつたが、民國以來其の実績上らず、滿洲建國府牌頭制に代る保甲制になつて之等の便宜を蒙る側に望む事は出来まい。

官倉地以外の家人は自分の土地について自力で租子の徴収に當つてゐる。

3. 吃租現況

倉は旗公署の政治的背後力を有して居るから其の徴収成績も比較的良好であるが家人私有地に於ては旗公署の直接保護を受けざる關係上其成績は思はずくない。所謂黑地が多い。

例へば石橋子汪姓の所有地二千頃（一族の者に分割さしたるものも含めて）の中一百頃の黑地

があり（實際には三つと多いものゝ如く思はれるが辨しくは分らない。

又六甲城中旗領園公地（公爺地又は小府地とも呼ぶ）二戸頃の中七四頃の畝地がある

中旗官倉地の畝地についてはオニ一四表参照

畝地の存する裡田は次の如くである

一 遊 墾

ii 順契制の畝墾

iii 老踏十七年江戸賦課に因り墾制を紛失した農家

時々ii iiiの裡田に墓々ものが多い

（以上六甲畝地調査報告、色繪子江姓、中旗領地公談）

又實際は同大畑がある。この畝地するところ、深層の異点を辨得するに難い。この畝地は

は次の裡田により事実上不可能である。

畝地墾、伴種墾と帯種墾とを区別するところ、その畝地は手次等二階層に於て休養地化

るのであり、夫等の畝地換算は技術的に殆んど不可能である。（租子は一應現価換算と行つ

たが、その如き種々を考慮がある。）

租子は一應現価換算する。又永久不変へ實質的価値は変動するが、その如き租子の換算は、

その如きではない。であるが地価へ着しくは永租権利価値が漸次高騰した結果、畝地の換算は、

が如く地価対租子の賃貸料上の均衡が全く失はれて居る。

されば租子の滞納額と地価高騰額との差額を如何に処分するか、即ち地価騰貴の利益を家賃何れに属せしむべきかの難問が横はる。

例へば白墮地は地価は支払はれて居らぬが、其上に立つ永租権は相当地価を以て漢農圃に賦課されて居る。

こゝに徵佃の手実を仮定するやれば如何

其他社会的政治的諸理由も附加されて結局家西の持つ吃租権は事実上執行力を伴はぬ極めて薄弱を講求叔たるを認んないのがあるにも拘らず、吃租叔は家西の賣重を賦課叔たるの實を失はず。されば經濟的窮乏の甚しい家人は契約期限内の収入のみを以て満足することゝも出来る所謂永租当租の方法により租の先取りを企るのである。

○ 寛 租

要徑に就てのみ説き入る

例へば東郷寺叔が谷子五升の土地を十畝を租せんとする場合には永租期間を五年とし、三ヶ年分の租子即ち谷子一石五斗を地価として受領した上五ヶ年間は毎年の租子と二百文徴収するのみで東郷寺の耕作叔を認める。五ヶ年を経過すれば耕作者も從可通の積蓄を支払はるべきに於てなほ一しかも二百文の租子は差控することゝは勿論次に述べらるる如きことゝも出来る。

本節例は地価には関係なく、一割着て地価に比し或る程度に可成り高値に行はれたものゝ

の土地が理在何故に其殆ど全部を貸租にしてゐるかの向に對し、尙租によつてその多少をいへ、
老佃銀、押租銀と共に、と明に自認してゐるのである。又

当租の裏地生成の一要因であつた。

此内汪姓へ石橋子汪姓の同族の場合には明に之を實証するもので彼等（七ツあり）は分家にま
つて得た彼等の土地に就いて最古に孫に承つた之を吃租と當し、其後如出租地に對する支那監督権能
（家所有者的或は吃租者的）と著しく弛緩せしめる結果となり、奸智に長けた漢人の乘ずる隙
を與へたミとト外をらさい。現在彼等は反古同然な当租契を後生大争に私藏して居るが、視察
の土地実収看を採し出す術もなく、万一採し得ても漢人は言を左右にして或人の聲を拒絶す
るのである。況して十軍、二十軍の長年月を経過したものであらば、尋常一畝の手段を以てし
ては到底吃租の復活を期待することは出来ないのである（石橋子汪姓談）

以上を以て永租の吃租並に租子の諸内容を覽觀し得た。此等から得られた結論は

永租の物的強化和吃租の債的弱体化とは、蒙地上権利分化の大勢であり、
租の全貌である。

と言ふことである。

第三節 大土地所有

農公債は適確な設計が存いから二、三の争例を挙げた概説するに止める（家人の例は芝刈池田出祖地は所有地と看做さず永租地は家漢と商はず所有地として取扱ふことにする）

一 封建的大土地所有

1 中領王爺所有地（内倉地）

自種地（自作地）十頃、青稜地（質付地）十頃、計二十二頃の大土地を所有して是れ（中領王爺）
（本後二年慶蘭查）

王爺は公人としては私蓄地（旗産）も池田にあり、私蓄地は旗政内に於て封建制的支配を享受して是れ（前掲旗の旗産照）。従つて彼が土地収束の總体至上収束であることも、私蓄地は封建的性格の政に種めて当然である。彼は他人の惣へ賣渡す可し又は漢人等に土地所有権を譲渡し得ると共に自己の邊にも斯る行應を許さる。さすれば王爺所有地二十二頃は一般概念の大地別して考察するべき内倉と持つてみる。

中領王爺と雖も一旦自己の出祖した土地を割（迄）によつて取戻すことゝ公旗産を以て、斯る手段に因つて取戻した土地は石の場合と異つた性質を持つものとなる。然し中領王爺は斯る土地を持つてまい（中領王爺公着内注在談）

2 旗田（石旗）美环清馳在（家人）は耕地三十頃を自作し、他に跡地百頃へ運平織にあり

在りて有るなり。この所有地があり、之は石蔵に譲渡より譲へられたもので、或く又他人より譲得したのである。百三年前より勝手に乞ひにやつて取得したものである。彼の志代は承嗣八代、御師三百年前より此地に住み此御石蔵に仕官したことはあるが許ではない。御石蔵談前場御石蔵の項を参照。

右の如くであれば、或る内に私蔵と血縁的身分的に何等関係の無い家人が勝手に割譲し、譲渡したことにするが、御石蔵の談は時に譲りたるものがあつて、譲と其のまゝ信頼し得ない譲とあり、譲渡符を附したまふことに附言した次第である。

尚、彼は家族五十名を抱へて居り、先祖以来未だ分家したことがなく、自作地も此四方特賣、後者経過を行つてゐる。別項労働事情！近藤氏の項を参照。

註、北石「美林」は「梅倫」に違ふとの説となす者が、現地にあつた。「梅倫」は「梅倫」の字をあるから、御石蔵は同蔵にあつたのである。すいかとの穀圃を生ずるが、御石蔵は之を名定めて居る。若し「美林」の語源が「梅倫」に違ふものである。御石蔵は御石蔵の前丁を改むることにする。

御石蔵、家人は過去に過去に御石蔵に度す石の如き所有地を待り、殊に貴族階級とも守れば、或る土記も所有して居るのであるが、今日に於ては其大部分を出租地として、それより収納される租地を以て生計を立て、みる状態であるから、石の意義に於ける大土地所有者は家人の中では極めて

て猶もあると云ふ事が出来るへ但し石旗王爺について付圖を漏れのため詳細不詳であるへ、
旗主府前庭の地形概略しく概少であり、旗主府家の位置に概し、
王爺の如き云々云々のあるとす、
旗主府前庭の地形概略しく概少であり、旗主府家の位置に概し、
王爺の如き云々云々のあるとす、

参。考。

二、題案、高利貸資本と土地所有

1 才三匹和頭菅子（実態調査地）、
2 平泉縣北地、
3 赤松縣島丹、

1 才三匹和頭菅子（実態調査地）、
2 平泉縣北地、
3 赤松縣島丹、

人と共に此地に於ける山西資本の活躍は実に甚しいものがあつた。
旗主府前庭の地形概略しく概少であり、旗主府家の位置に概し、
王爺の如き云々云々のあるとす、

師の職等は移住漢農に對する資材資金の貸與と租料收入により望外を得たへつて、
とする故入への商出意込み、家人は漢日邊境に入り度つて、

をとしとて以て附近一帯の経済的王者となり、やがて土地を兼併して之を傍青經營し、燒鋸原料の自給自足を計つたものである。

民國に至りては規模こそ小さいが、本縣西橋頭、八里罕、大明城（戸別家附地図参照）の地には夫々燒鋸がもつて各々地方経済に君臨してゐたのも前記三者の場合と異ならない。民國以後政府の压制下に蒙漢共に萎縮し、爲めに地方経済は振はず殊に民國十一年以後奉直戦争に次ぐ蒙政の擾政により地方農氏の疲弊困憊は其極的に達し、之等資本家の活躍も全く停止し或は自滅するもの等を生じたが、前記三者は克く恐慮下に墮へ絶けて今日に至つて居るものである（調査を洞注、尙姓談、後述也の沿革の項参照）

第四節 地 價（永租權利價）

一 本 地

等 別	康 德 二 年	民 國 二 十 年	民 國 十 年	民 國 元 年	光 緒 二 十 年
上 地	一五円	一〇円	一五円	五円	三円
中 地	一〇〃	六〃	一〇〃	三〃	二〃
下 地	五〃	二〃	六〃	一〃	一〃

等畝地価を示す。内は圓幣單位

地租率圖は上地価の二倍乃至三倍の地価がある。(北内院(佐談))

二、其他の地方

等	則	六八畝也	上	菅子也	千	家	菅子	
上	地	ヒ・マ	中	地	五・〇	下	地	二・五
下	地	二・五	下	地	一・〇	下	地	一・〇

△千家菅子の地價は白濁米の地價より高くなる
地價がある

東邊に千家菅子の地價を示す。内は圓幣單位

北地租率圖は地價の二倍乃至三倍の地價がある。

同じ上菅子地に於ては是より高くは賣す方が便宜であるが事實上地價は高はるが所然(一)は南新地である。

(二)は

これは西地の地價より廉取せしものである。

第五節 土地所有の集中分散

土地所有の集中傾向と分家に因る分散傾向については、北内院に於けると全く同一なるものが観察される。

なる（豊寧縣調査也。部本項参照、戸列表第二表参照）

家賃面に於ける地権分位債權に就ては前述（三）項又は也（地権の項参照）

第六節 土地売買の慣行

空地不空地の土語あり。即ち土地は老るが租は老らなむとの意で、永租権の売買はなされるが、地租の売買は絶対に行はれないのである。本也地方の土地の性質から当然な事情であるが念意に商人は言葉と言はねばならぬ。（也内愧姪談、前述売租の項参照）

其他の慣行については豊寧縣調査也の部本項に於て述べたところと全く同一である。

第七節 典押の慣行

豊寧縣に於けることと東三省に於けることとを比較することとする。

一 典押

1 典の意義

典当或は錢利贖許と云ふを概念的に差異あるわけではない（附録其ノ三十三—三十六参照）

2 期限

三年又は六年の期限を附し此期間内は回贖出来ない。又明証を附さずい興契はをい(此内王性談)

3 英 價

地価の六割乃至八割一下地を以て三割乃至五割・勞子に對しては回贖をことと認むるは、其左の如し

種 類	地 價	英 價
反 房	八〇円	五〇円
半 房	三〇	二〇円
部 房	二〇	五

我債する時は積契書を假兼し 新に英英価と地価との折を契価とする契契が成立する。此の契価時期が新契契の成立時期とする。

我債の代りに英面額を減少する場合もある。即ち興契の一節を地主に返還する方法がある。これは我債の過當に此して一秋然に多く、殊に民國十五、十六年債契事例が著し、其地價額は絶対に出米をい。(以上此内王性談)

4.4 出 債 典 小 米 保 本 離 權

此内(四)は民國十七年(四)より小米二斗を借用し兩年秋利子をして小米一斗を受取らば、其を以て

國十八年に入るや小氷相場が騰貴し一斗につき六円となつたので止むを得ず自己所有地十畝を出典し同時に小作契約を結ぶ、其收量は典主たる(4)と折半することに定めらる。典価を十三円五十二銭とし租子畝捐は(4)が負担する(此内聽姓談)

二、押

押の亥形とも鬼らるべき老虎牌子がある。老虎牌子とは或人が金銭の借入れに際し借主が一定の不動産を指差し、他日其金銭を返還すべく又は之に代へて該不動産の所有権(猶しくは永租権)を貸主に専小べきことを約し且借主にして此等の弁済を怠らざる場合には貸主が自ら該不動産の所有権者たるを得せしむる契約を云ふ(此内惣姓談旧慣調押ノ部一頁参照)

老契(老契又は倒契とも云ふ)と同一形式の証書を作成し、元利支払期日と本契の成立日として記入す、別に借貸契証書を作成することはない、即ち貸金の元利合計を地価とし元利支払期日を老契成立時期とするから表面的には老契と何等異なるどころがない。

地価は十円とすれば老契価は七円を普通とし契約期限を一年とするから一年以内は元利合計と支払はば前述老契証書は無効となり該不動産の所有権は移転することはない、之は経済的活用の薄い貧農の受け得る唯一の不動産金融方法であるから一旦かゝる方法によつた不動産所有権は本契約証書の文面通りに金銭の貸主に移転されると普通とする。

民間互いに斯る事例が極めて多かつたが、一般に農村経済の不況時に、濫し通常の典押の方法と異つて、金銭の融通を受けるとか、出承ない場合に貧農の最近の切迫として、手に入るものがある。従

第九節 屯内共同利用地の所有、利用関係

一 探土地

本屯の東方八軒の地奥に二千畝又南方四軒の地奥に一千畝の荒地がある。
 之等は天國十六年、本屯を中心とする四隣百個許りの屯が共同して中旗王爺より購入したものである。一屯平均三百円位の金を支払つたが、此探土地、房子の有氣に拘らず住民は悉く一部を買取した(蒙古人は関係しない)。何れも墾地にあり墾土なるため墾地として使用される。納貢住民は自由に入つて之を使用することが出来る。又親祖子地である(以上屯内王爺談)

二 土地

屯の東側に約三十畝の土地がある。之は元来屯内住民の所有地であるが此住民からは何人にも譲らず此處に入つて土養用又は墾地用として地を採取することが出来る。

租子は他姓が負担して居るか畝程は課徴されない。

三 廟地

屯内老爺廟に附近住民の寄進にかゝる土地がある。

1 義地

此の地方に於ける地味は元来頗る豊穡にして二十数年の間に、現在と較ぶれば、殊に、
由、道士が所領し其收入を以て廟の諸費充てゝ、之、然、
ものである。

2. 香 火 地

義經附従に十八歌の新羅あり、之も廟の道士が所領する其收入は、
以上二地共に孤子を負擔して居る。

寺在地を監理し其他廟の修理、
会首と呼び、本也並びに四隣也より各一人宛進出される。会首は毎年一回会合して道士より
争務の報告を受け、又翌年の計画を樹てる等のこととす。(以上屯田宅姓改)

附 表

第一表 (燒鍋の租子現況を示す。但し燒鍋租耕面積は一六六〇畝)

種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類
銀 租	小 計	銀 租	小 計	銀 租	小 計	銀 租
二 〇 〇	二 五 〇	二 〇 〇	二 五 〇	二 〇 〇	二 五 〇	二 〇 〇
二 八	三	二 八	三	二 八	三	二 八
一 四 一 七 ・ 五	一 〇 九 六 ・ 五	一 四 一 七 ・ 五	一 〇 九 六 ・ 五	一 四 一 七 ・ 五	一 〇 九 六 ・ 五	一 四 一 七 ・ 五
首 通 畑	首 通 畑	首 通 畑	首 通 畑	首 通 畑	首 通 畑	首 通 畑
「銀」は旧穀町幣を單位とす。「錢」は「文」とも言ひ一千錢即ち一千文を幣とす。	「銀」は旧穀町幣を單位とす。「錢」は「文」とも言ひ一千錢即ち一千文を幣とす。	「銀」は旧穀町幣を單位とす。「錢」は「文」とも言ひ一千錢即ち一千文を幣とす。	「銀」は旧穀町幣を單位とす。「錢」は「文」とも言ひ一千錢即ち一千文を幣とす。	「銀」は旧穀町幣を單位とす。「錢」は「文」とも言ひ一千錢即ち一千文を幣とす。	「銀」は旧穀町幣を單位とす。「錢」は「文」とも言ひ一千錢即ち一千文を幣とす。	「銀」は旧穀町幣を單位とす。「錢」は「文」とも言ひ一千錢即ち一千文を幣とす。

第二表 昭和三十九年度内務省

種別	総面積(頃)	雑種面積(頃)	穀類面積(頃)	畑地面積(頃)	備考
正北官舎	一八五・〇	一七六・五〇			
八里罕	五六五・一八	四〇・三二八	六・七〇		
社老	一三四・七四七六		八〇・九七四	五四・五五〇二	
菴師	一〇五・五二八		九〇・五二八	一〇・〇	
打鹿清	七三・五三九		六九・一五三九	三・三六〇	
總計面積	七七七・五八三七	三二六・八一八	三九三・七五五九	三六九・〇九九六	
%	一〇〇	二七・八八	三七・七八	三三・七六	

第三表 昭和三十九年度内務省

種別	雑種面積(頃)	穀類面積(頃)	畑地面積(頃)	備考
正北官舎				
八里罕				
社老				
菴師				
打鹿清				
總計面積				
%				

第四表 (オニ、オ三表取廻り)

種別	面積 (頃)	面積 (頃)	面積 (頃)	面積 (頃)	備考
八家官倉	101.1274	69.134	56.044	16.29	
八幡	35.0	9.10	16.30	9.60	
黒屋河	39.64	35.8	3.84	3.84	
八音中	183.0	169.47	13.53	1.35	
新水碓	55.66	0.0	0.0	0.0	
明尔教	55.8	2.54	4.73	3.62	
占巴	82.33	0.0	76.41	5.92	
合計面積	593.393	286.944	242.179	65.151	
%	100	48.12	40.8	10.9	

種別	面積 (頃)	面積 (頃)	面積 (頃)	面積 (頃)	備考
内倉	777.5837	216.0818	293.7559	267.0028	
外倉	593.293	286.044	242.179	65.151	
計	1270.8767	502.1262	535.9349	332.1539	
%	100	39.49	41.77	26.15	

附錄

英ノ一

主。謂。賢。文。約。人。仁。焉。孝。廉。而。家。人。之。子。也。曰。焉。手。之。今。特。自。己。而。不。進。而。飲。康。是。也。在。日。中。八。德。而。三。一。也。
 進。化。進。祇。而。原。也。顯。四。至。分。明。情。願。特。也。進。天。與。盡。水。衆。各。下。水。遠。懸。家。同。字。吃。不。得。離。中。第一。十。年。後。始。能。
 下。夫。反。立。不。短。久。以。彼。池。志。重。主。以。外。以。廣。而。微。主。意。而。誠。不。也。死。時。春。與。使。上。降。廣。田。與。與。主。自。便。而。其。下。
 以。人。等。爭。獨。有。契。主。一。盡。全。皆。之。依。而。家。情。願。並。非。物。運。計。而。等。誤。故。及。矣。與。銀。三。一。幣。文。據。而。備。若。一。體。全。也。
 三。後。租。銀。永。遠。不。許。漲。若。必。口。承。憑。立。字。存。証。

中見說合人

代字人

梅	刀	振	十
五	迄	兼	十
郭	黃	家	十
王		碩	十
少	八	十	兩
七	力	把	

道光二十三年十一月十四日

英ノ二

主。謂。賢。文。約。人。善。意。在。台。道。無。礙。今。將。自。己。五。間。房。門。前。地。一。段。計。地。畝。半。九。四。畝。與。與。家。田。家。田。入。理。而。可。

去家北至白辰四至分明為界今項中人說受情願倒與于我名下耕種永遠為業由種地人自便不與倒主
 相干若有旁人爭論有地主一面承管言明并契錢四十兩。五文。其錄面交不欠此係兩家情願並無返悔
 恐後無憑立字為証言明每。年。每。畝。交。錢。租。二。百。文。每。年。秋。後。交。租。

咸豐五年十二月初三日

其 三

立例契文的入案金 註 迄第三人因手不便今將本身園子壹畝內有石井一眼辟墮在內其手致 自願中
 人說受情願倒與張文亦名下永遠為業同中言明價值地價三百五十元并價四十元辟墮合價二十六元
 共合國幣大洋四百十六圓整其洋筆不交反不欠每畝秋後交租大洋此係兩家情願自倒之後台無返悔
 空口無憑立例契文的為証

隨代老契一張

計開四至分明

泉至 木姓
 西至 值姓

中 見 人
 得 立 根 花
 欽 寶 剛 嘛
 五 立 根 花
 哈 三 吐
 明 寶 親 筆

立

江。德。指。受。考。身。也。文。約。人。三。只。國。兩。麻。合。中。力。甲。同。手。之。不。便。今。將。自。己。在。後。數。世。一。次。許。數。二。款。而。後。

 八。建。國。三。覽。四。至。分。明。自。頃。甲。人。訖。字。清。願。祖。德。華。也。下。水。連。立。房。自。恩。嚴。言。明。許。蓋。而。厚。不。許。

 上。重。漢。南。次。生。理。上。本。百。租。連。許。例。許。賣。均。由。董。主。租。使。制。甲。人。應。受。等。款。理。神。氏。錄。大。第。六。百。六。十。次。

 租。銀。一。百。八。十。文。合。租。銀。一。百。八。十。文。按。每。年。秋。後。交。納。三。款。雅。差。

 租。銀。一。百。八。十。文。合。租。銀。一。百。八。十。文。按。每。年。秋。後。交。納。三。款。雅。差。

證

二。前。天。之。節。 皇。 經。 三。 弟。 一。 弟。

 無。倫。諸。老。爺。 某。 領。 老。 爺。

証。明。特。前。契。作。廢。其。重。新。契。再。証。

代。字。人

可。 老。 爺。

 張。 張。

免

中。見。人

此。大。清。河

又。三。堂

和。廣。獨。王。老。爺

桃。 吳。

工。們。入。堂

王。 吳。

曹。廣。家。書。和

王。 吳。

白。 音

倪。 德。 俊。

陳。次。當

楊。 青。

同。治。八。年。四。月。十。七。日

一、... 關於... 有... 入... 道... 德... 義... 禮... 智...

... 德... 義... 禮... 智... 仁... 信... 忠... 孝... 廉... 恥... 勇... 剛... 毅... 誠... 信... 忍... 讓... 寬... 容... 大... 量... 無... 量... 無... 量... 無... 量...

... 德... 義... 禮... 智... 仁... 信... 忠... 孝... 廉... 恥... 勇... 剛... 毅... 誠... 信... 忍... 讓... 寬... 容... 大... 量... 無... 量... 無... 量... 無... 量...

... 德... 義... 禮... 智... 仁... 信... 忠... 孝... 廉... 恥... 勇... 剛... 毅... 誠... 信... 忍... 讓... 寬... 容... 大... 量... 無... 量... 無... 量... 無... 量...

大清光緒四月初二日...

中 見 人
時 顯
代 字 人

... 德... 義... 禮... 智... 仁... 信... 忠... 孝... 廉... 恥... 勇... 剛... 毅... 誠... 信... 忍... 讓... 寬... 容... 大... 量... 無... 量... 無... 量... 無... 量...

二、... 德... 義... 禮... 智... 仁... 信... 忠... 孝... 廉... 恥... 勇... 剛... 毅... 誠... 信... 忍... 讓... 寬... 容... 大... 量... 無... 量... 無... 量... 無... 量...

... 德... 義... 禮... 智... 仁... 信... 忠... 孝... 廉... 恥... 勇... 剛... 毅... 誠... 信... 忍... 讓... 寬... 容... 大... 量... 無... 量... 無... 量... 無... 量...

對倒契合同（割字）

大清光緒八年十月二十一日

立

中人

徐元智

倪德

代字人

汪秀林

八

立倒契文約人盧振英因手欠不便今將自己原置萬源永地貳畝坐落和碩金營子康窪計畝六頃自力攪
承兩頃貳拾五畝南段靠西面老頭貳拾五畝計南四至南至苑界北至道東段界西至徐志又北段界西
面老頭南至道北至苑界東至時姓西至徐志西至分明自煩中人說允情願倒契王化心名下承種永遠
業同中人言明每畝地價銀五百兩共合銀壹千壹百貳拾五兩其銀單下文足不欠自立契之後不論穀樹
并以至接慶陽二宅由其置主自便不與倒主相干每畝半斗交谷糠五石每七五扣馬料壹斗佃米半斗
草錢五兩五百文交蒙古收吃此係兩家相願各無返悔恐口無憑倒契存照

中人

王喜文王永康

代字人

王喜文王永康

大清光緒二十八年正月二十日

盧振英立

之。或。地。文。約。人。憑。証。因。道。差。不。湊。今。將。自。己。單。空。換。頭。他。卷。賬。計。款。四。十。七。款。自。願。中。人。親。身。情。願。修。夫。地。
八。道。色。下。研。理。永。遠。憑。受。同。中。官。泥。等。款。他。倘。貸。入。而。文。共。合。錢。二。百。七。十。六。兩。文。或。錢。諸。項。交。付。不。以。此。契。
之。後。諸。款。作。用。任。由。置。主。自。便。不。共。倘。主。相。干。等。耳。款。後。每。款。交。租。錢。二。百。文。別。無。雜。項。此。券。兩。家。情。願。各。無。
違。悔。恐。口。無。憑。立。此。契。合。同。憑。証。

計。南。山。至。西。至。道。心。至。東。邊。地。四。至。分。界。

中 見 人

戴 連 興 十

契。文。例。主。

代 字 人

江 運 廷

此。契。人。住。西。至。希。早。地。賣。土。

大。清。光。緒。三。十。三。年。冬。三。月。十。七。日。立。

契。契。後。明。註。冊。編。寫。存。查。

之。或。地。文。約。人。憑。証。因。道。差。不。湊。今。將。自。己。單。空。換。頭。他。卷。賬。計。款。四。十。七。款。自。願。中。人。親。身。情。願。修。夫。地。
八。道。色。下。研。理。永。遠。憑。受。同。中。官。泥。等。款。他。倘。貸。入。而。文。共。合。錢。二。百。七。十。六。兩。文。或。錢。諸。項。交。付。不。以。此。契。
之。後。諸。款。作。用。任。由。置。主。自。便。不。共。倘。主。相。干。等。耳。款。後。每。款。交。租。錢。二。百。文。別。無。雜。項。此。券。兩。家。情。願。各。無。
違。悔。恐。口。無。憑。立。此。契。合。同。憑。証。

其ノ十一

宣統三年十二月十三日

立例契地文約人 王通和 因手乏不便今將自己界窪地壹段計數五十畝自填中人說志情願出例與做少
懂名下耕種永遠為業同中言明每畝地佃錢拾而文共合五百而文具錄筆下文反不欠自至契之後或例
或恐語般使用均由置主自便不與例主相干每耳每畝交租錢貳百文別無租項四至開列於列恐口無憑
立對契合同為証

計開四至 東至 興裕泉地 南至 荒界 西至 王姓地 北至 大道 四至分明

租交例主

平地黃土吃租人和碩金營子

對契合同

中見人 季 初十
張 彬 十

代字人 申 成 十
孟 川 此 十

中夏人 汪 惠 豐

汪 和 順

代字人 汪 鐘 秀

中華民國二年十月十二日

寒風至冷三蛇而至李姓即四至分明自煩中人說石情願倒其倪少。性。色。下。新。德。永。遠。為。萬。事。中。道。明。等。歌。
... 西。洋。三。元。五。毛。天。合。八。洋。七。十。七。圖。王。其。發。筆。下。文。足。不。欠。比。依。而。方。情。願。之。氣。運。時。時。變。現。通。立。明。
... 實。為。証。

... 年。文。聖。錢。四。第。八。百。文。租。交。家。三。別。氣。難。頂。

印花

大 善 + 汪 和 頃
... 鴻 ... 一 ... 一 ...

中華民國十七年冬月初七日

十六

立

... 之。前。實。地。文。幻。人。為。因。手。之。不。便。今。特。自。置。紅。領。金。若。手。前。置。手。前。近。地。應。該。計。款。款。也。...
... 十。二。計。款。三。九。十。一。三。七。四。至。東。至。銀。地。地。面。至。三。三。七。地。而。至。水。...
... 色。下。水。運。為。東。土。不。石。俱。相。運。自。便。之。後。由。置。主。自。便。不。受。例。主。...
... 國。聖。或。銀。筆。下。文。足。分。文。不。欠。恐。口。氣。憑。立。例。契。合。同。為。証。...
... 香。文。劍。交。或。古。圖。西。土。庚。那。不。香。三。人。伙。吃。

新正巴調查表書字五百三十三号

中 人 馬 希 場

中華民國十八年十一月初七日

代表人

盧

俊 +

龐

福 +

頁ノ十七

主老。我。地。文。約。人。在。卜。求。因。手。乏。不。便。今。將。自。己。瓦。房。三。間。門。窗。俱。全。有。草。房。六。間。門。窗。俱。全。坐。落。在。不。陸。子。中。街。田。頭。自。願。中。人。說。公。情。願。出。竟。

包。永。福。在。下。居。住。永。遠。為。業。中。人。言。明。老。師。銀。大。洋。貳。百。文。整。其。洋。筆。下。交。足。不。欠。別。氣。差。價。此。係。兩。家。情。願。各。氣。返。悔。恐。口。氣。憑。立。字。為。証。

中 人

王 希 之 + 王 振 緯 + 侯 之 然 +

包 振 芳 + 康 錄 + 孟 德 才 +

孟 倉 吉 札 + 白 秀 峯 + 孟 札 巴 +

毛 怡 + 包 振 德 +

中華民國十九年三月二十九日 孟房契人 前 名 立

頁ノ十八

主老。地。契。文。約。人。高。維。才。聲。子。高。金。因。手。乏。不。便。今。將。自。置。山。瓦。數。間。一。處。坐。落。在。章。新。溝。計。開。四。至。東。取。東。至。分。水。峯。與。頭。三。道。溝。門。取。秀。四。至。北。半。段。河。中。心。南。半。段。李。白。姓。用。至。置。主。北。二。道。河。溝。心。在。取。東。至。前。段。河。中。心。段。白。姓。北。段。河。心。三。至。南。段。二。山。洪。泉。姓。溝。口。取。青。至。分。水。峯。北。段。至。山。後。張。姓。前。至。置。主。北。至。河。

瀟入至亦明土不石水相連自嶺中人說必請願悉兵包文兩名下耕連入便恐兼同中害說愛。極。實。飯。茶。七。
。五。區。整。其。洋。筆。下。交。足。不。欠。手。羊。秋。機。心。交。差。手。部。番。計。白。三。斗。星。微。心。八。歐。必。能。引。以。據。據。以。兼。謂。或。情。
銀。在。款。返。塔。塔。口。泉。憑。立。字。急。証。題。帶。老。天。

中 人

代 字 人

三 光 天 人

精 造

才

中華民國十三年二月二十六日

編

卷

英 十八

主。制。實。地。大。約。八。張。向。博。西。多。芝。不。便。分。將。自。己。主。道。此。地。地。段。計。數。或。明。或。款。明。分。計。中。心。主。款。在。廣。州。中。
主。代。理。有。之。便。至。大。理。四。五。分。明。自。填。中。入。說。心。情。願。願。契。與。整。其。不。上。下。新。理。德。取。行。例。查。所。不。檢。理。一。等。
中。其。蓋。主。位。假。不。於。例。主。理。于。公。印。人。主。理。每。款。例。契。地。低。以。意。或。或。半。天。合。到。契。地。價。銀。銀。五。百。三。十。
中。其。被。面。大。不。欠。地。銀。而。契。情。願。自。款。返。塔。塔。口。泉。憑。立。字。急。証。題。帶。老。天。一。等。

中 見 人

或 文 法

工 帳 冊

測 水 帳

日 記 本

例 契 卷

代 理 人

主 張 牙

中華民國二十年三月初九日

公中人 當面立

其ノ 十九

立。契。合。應。文。約。人。白。鑒。蘇。今。將。自。己。與。陸。地。西。陽。阪。東。西。地。貳。段。計。數。壹。拾。四。畝。半。計。前。四。至。南。至。北。至。西。陽。坂。東。西。至。潘。四。至。分。明。自。明。每。三。交。租。子。共。合。六。百。七。十。文。契。與。家。五。也。主。不。得。前。買。越。越。從。一。一。一。入。官。明。順。契。錢。貳。千。六。百。文。契。小。董。下。交。足。分。文。不。見。文。約。對。契。各。執。一。眼。

對 契 合 門 同 (割 字) 中 人 化 山 卜

甲寅年十二月二十五日 立

誠 准 翰 八 筆

其ノ 二十

立。契。地。文。約。人。汪。春。榮。因。當。差。不。湊。今。將。自。己。五。家。東。北。山。新。地。一。段。計。開。田。五。畝。至。東。至。西。至。南。至。北。至。三。姓。田。至。分。明。自。頃。中。人。說。妥。情。愿。順。身。賜。資。各。下。耕。種。永。遠。總。業。地。極。大。洋。八。毛。正。其。有。筆。下。交。足。不。欠。以。此。計。開。教。下。敢。兩。家。情。愿。各。氣。返。悔。恐。口。氣。憑。立。契。憑。憑。

官。明。當。契。大。洋。七。毛。正。其。錢。筆。下。交。足。不。欠。二。十。二。年。春。季。至。二。十。六。年。秋。後。為。清。潔。二。家。憑。之。各。執。一。眼。憑。憑。

中 人 王 象 王 潘 山 十
代 字 人 恒 邦 才

中華民國二十一年十二月七日

王 善 宗 立

頁 二十一

立順契文的人 王善宗 因手乏不便今將自己東順道子地地段計數伍畝計畝亦四至有契可憑自願中入說

允情愿順每列地為下永遠為業此地由業主自便不於倒順主相干今何人言明天願大洋壹元陸身

取文租銀貳百元其銀單下交定不欠恐口無憑立順契文約為証 (立二紙各取一張)

立順契台匠 (刻字)

中 人 小 札 八 十

總括詳代字

庚 德 二 年 二 月 初 九 日

立

頁 二十二

立順契文的人 郭永三 因手乏不便今將自己燒鋪西北地地段計數十二畝計畝四至東面與姓西至白姓

南至道北至大溝西至分銅順中人說受情愿順每列地為山下耕種永遠為業主不於倒順主自便

不於倒順主相干何人言明天願大洋五元正每畝銀貳百元其文台租銀二千四百文其銀單下交定

不欠恐口無憑立字為証

中 人

汪 鴻 廷

代 字 人

滿洲國 庚 德 二 年 七 月 十 三 日

立

熱河省政府

茲將地照事今據寧城縣人倪鐘謀承領喀喇沁右旗坐落才三區和碩營子牌地方死契五等土照
 地照四里列後計地大頃三十一畝六分六厘所有坐繳
 注冊費 大洋六元二角六分六厘業經
 繳收訖除登載摺冊及存摺存根徵驗各冊存查外合行頒給地照永遠管業須至地照者

計開

四至 東至 芝蓮道

西至 王道

弓天

西邊

弓天

北南

石給承領人

倪 鐘 謀

收 訖

密 給 官

劉 桂 三

印

(署名蓋章)

中華民國二十一年八月二十日

此照坐落外國人手無効

核收貳位經費 大洋一円五角五分〇厘

核收照費 大洋一円〇角整

熱河省政府

茲將地照事今據倪鐘謀承領寧城縣喀喇沁右旗鎮基六等死契地照三畝九分〇厘坐落才三

已如領全費子領地方四至列後所有坐文註冊費大洋十一月七角。分。重。其。徑。如。致。收。訖。除。登。載。地。冊。及。分。領。存。現。繳。驗。各。存。在。外。合。行。填。給。基。業。永。遠。管。業。須。至。基。業。卷。

計 開

四至	東至	西至
南至	南至	北至
東邊	西邊	北邊
天尺	天尺	天尺

白船承領人
 免給收開
 寧派徑界
 收稅



中華民國二十一年八月十四日
 此照落外國人等照例

板收式並經單
 大洋二角五分
 核收照費
 大洋一角五分

燕 河 街 家 府

是給地界者今改平架縣人地玉田承領時兩山石礦石橋和銀在營子玉田才制製雖在燕河街
 殿四至列成計地。項立給試取。分。以。重。河。兩。座。繳。稅。計。費。八。年。均。三。兩。五。錢。分。以。備。業。保。用。款。
 收稅除登載地冊及分領存現繳驗各存在外合行填給地照永遠管業須至基業卷

地

計 開

張

四里 東 東 東 東
南 南 南 南
北 北 北 北
西 西 西 西

石給承領人
發給官

收號
田 玉
主在
稻核員李福生(署名蓋印)

印
中華民國二十一年一月二十九日

此照送外國人觀切

核收貳伍經費 大洋 參圓玖角。分。厘
核收照費 大洋 一圓五角整

其ノ二十六

二。對。子。文。約。人。汪。天。宝。因。差。不。湊。今。將。京。契。租。地。歷。年。吃。現。租。銀。四。吊。〇。七。文。生。落。長。泰。子。北。山。家。自。願。將。人。言。情。願。當。於。趨。成。祿。名。下。一。當。六。耳。不。吃。租。自。二。十。五。年。春。起。至。廿。年。秋。後。憑。滿。同。中。言。明。當。將。銀。八。吊。九。百。四。十。文。其。餘。筆。下。交。足。不。欠。世。一。耳。行。吃。租。此。係。兩。家。情。願。永。無。返。悔。恐。口。無。憑。合。同。存。照。

吃契合同(割字) 中見人

代字人

川 莊
劉 合
金 文 不 喜
楊 田 之

大清光緒三十四年一月十二日

立

其ノ二十七

立契手文約人 汪天 茲因手乏不便今將自己三家房後地計畝拾四畝身年志吃租谷子八斗四升又西
邊一段四畝地每年認租銀八百文自頃中人說免情愿當身無裕取舖中以當三年不認租則四百兩
洋當莊佃銀五拾五兩文其與董下之定分文下北租以乙卯年春起至戊午年秋止計畝地租

中華民國參年即甲寅 歲次丙寅 拾四日

中見人 倪振冲
情字人 倪祥

頁ノ二十八

立契租文約人 汪田 茲因手乏不便今將東長系地四段計畝六畝又有西地改管地一段共租銀一兩
計畝六畝又有西地系租子銀六十文又西地三畝年租銀拾兩八錢九分又自頃中人說年租銀
前年租銀不一而六年租銀銀字文與夫租銀八兩九錢八分又自頃中人說年租銀一兩
計畝五拾四畝秋後認租銀五兩秋後吃租銀五兩為証口取憑

又西地租子地一段計畝十畝年租銀銀五兩二錢六分又自頃中人說年租銀一兩
此等租銀十四年 秋、冬、春、夏 十五年秋後吃租子字為証

中華民國八年十一月十六日

立契為証

中見人 趙 兆 張 謝 美 杜 家
情字人 李 峯 符

頁ノ二十九

立当租文的人家民公卜勒汪春家因手不便今将地租坐落在望甘池春店西五家道地面段又有西北山地一段以及畝数四至均在老契此租不欲吃自娘中人說受情愿当於字儒右下一契十年限滿回衆言明五家道地面段当租佃銀大洋二元九毛又有西北山地一段当租佃洋叁角正其钱筆下交死不欠自民国十八年春起至戊寅年即二十七年秋後滿此係兩家情愿空口無憑回家言明当租对契文約得証

字儒 当租志文 右邊地租 大洋七角二分五厘 又西北山地租志文大洋三角 潘瑞田乞未姓馮太和平
 字契 当租志文 右邊地租 大洋七角二分五厘 字周 当租志文大洋九角七分
 字備 当租志文大洋四角八分 以上五家共当租一契十年共大洋三元二角

中人 王鳳明
 代字人 潘永謙 出
 韓喜良

中華民國十八年舊曆四月十九日公卜勒王春家 立十

其 三十

立当租子文的人汪金家因当差不湊今将自己五家北山地志段計數三十畝四至有老契可憑今愿在耳说吃情愿當身程德明名下耕種一当五年為限二十年春起至二十六年秋后為滿言明当租佃銀大洋一元四角正其钱筆下交死不欠情愿兩家情愿各親返悔恐後無憑立字存據每年交租子將老契吃

中人 董連成 聚成 章

庚癸二年三月六日

中人說 張樹清
致清自立券

其ノ三十三

止。契。文。約。人。王。起。瑞。因。無。銀。正。用。今。特。自。置。平。地。色。段。坐。落。前。水。泉。溝。訂。開。四。至。東。至。山。主。陸。呈。大。道。界。至。石。牆。北。至。小。道。西。至。分。明。計。數。拾。畝。今。經。分。明。中。人。言。妥。情。願。當。每。趙。每。泉。石。下。耕。種。同。中。人。高。明。價。值。銀。六。洋。六。十。五。元。整。其。錢。交。足。不。欠。春。秋。兩。季。錢。到。許。贖。每。年。倉。租。地。交。納。差。費。參。畝。此。係。兩。家。情。願。各。憑。憑。悔。恐。後。無。憑。立。當。契。存。証。

印紙

中人 王起 瑞 總筆
王起 瑞 總筆

中華民國二十二年冬月十九日

立當人 王起 瑞 總筆

其ノ三十四

二。賣。地。契。文。約。人。胡。珍。秀。因。家。勢。不。湊。今。將。自。己。熟。地。壹。段。計。地。柒。畝。坐。落。在。美。必。潘。大。管。子。東。亞。計。開。四。至。東。至。荒。塚。西。至。唐。姓。地。以。為。界。南。至。吳。主。地。至。包。姓。地。以。為。界。西。至。分。明。白。嶺。中。人。說。妥。情。願。當。每。趙。每。泉。石。下。耕。種。同。中。人。高。明。價。值。銀。六。洋。六。十。五。元。整。其。錢。交。足。不。欠。春。秋。兩。季。錢。到。許。贖。每。年。倉。租。地。交。納。差。費。參。畝。此。係。兩。家。情。願。各。憑。憑。悔。恐。後。無。憑。立。當。契。存。証。

字憑証

東橋之津十月十三日

代人 張氏
後 永 起

其ノ 三十五

立書於地文約人前念 因手乏不便今將自己老翁座後地貳段計拾貳畝已有四至原無坐落商至置
主地至高姓四至分明自願中人允備願與 王 庚 石 下耕種三年之後銀到許認舊錢不卸原耕者恐誤
願中人言明共合與地價銀大洋壹百五拾元正與洋筆下次足不欠卷口原憑立與契為証等語
經手立書文此正

中華民國拾柒年正月貳拾柒日

立

中 訖 人 注 文 汗 + 壽 文 玉
代 字 人 王 德 章 + 李 錦 春

其ノ 三十六

立書於地文約人 金 黃 因乏不便今將自己西石橋子地壹段計拾貳畝計開四至原至大橋而至苑樹前
並實姓北至天姓西至分明自願中人允備願與張有名下耕種三年以後銀到回贖全中人言明共
合地款地價之你看小米八斗暨其米量下次足分文不欠恐口無憑立文約為証立耳每畝價銀貳
大八合租子錢貳吊交租在子吃租

新 契 合 同 (劃 字)

中 人

挑 順
魏 兆 祥

民國十九年冬至月拾六日

立

頁 一 三十七

立 燭 伍 地 文 約 人 高 貴 福 因 錄 正 用 不 便 今 特 自 己 熟 地 一 段 坐 落 其 處 計 地 十 畝 計 開 四 至 東 西 南 北 各 界 均 有 界 址 至 分 明 自 願 中 人 說 妥 情 願 將 自 己 所 種 之 地 燭 伍 兩 馬 六 善 自 下 耕 種 六 年 為 滿 地 燭 伍 淨 淨 其 將 地 回 兩 本 主 同 中 人 保 燭 伍 押 契 洋 參 拾 元 正 此 洋 當 不 欠 別 賬 空 口 無 憑 立 合 同 契 憑 証 此 契 各 執 一 張 六 年 以 後 此 契 作 廢

中 人

魏 仟 奇

代 字 人

王 俊 承

宣 統 二 年 三 月 二 十 日

立 燭 伍 合 同 為 証

三十八

立 燭 伍 地 文 約 人 高 貴 福 因 錄 正 用 不 便 今 特 自 己 熟 地 一 段 坐 落 其 處 計 地 十 畝 計 開 四 至 東 西 南 北 各 界 均 有 界 址 至 分 明 自 願 中 人 說 妥 情 願 將 自 己 所 種 之 地 燭 伍 兩 馬 六 善 自 下 耕 種 六 年 為 滿 地 燭 伍 淨 淨 其 將 地 回 兩 本 主 同 中 人 保 燭 伍 押 契 洋 參 拾 元 正 此 洋 當 不 欠 別 賬 空 口 無 憑 立 合 同 契 憑 証 此 契 各 執 一 張 六 年 以 後 此 契 作 廢

至於粮租每畝差斗半斗嗣後失傳（現石旗官倉仍用差斗半旗本有案可查）改用平泉斗郡斗每斗持七八折合在於縣租

在節清等耳制錢銀元參用每斤台制錢最實持拾伍兩其次拾伍兩下至張帛下等既因文難以銀元

為憑兼准嗣因省府飭令人民所有地文契呈驗蓋戳告縣台辦設有疑難等項求符照地備冊實為平內

米地價均係制錢數目折台銀元耐難劃一平泉縣署擬集兩會議決懇請省府設法有地備冊實為平內

合入詳查之自此民戶欠租如有標本平泉亦有案可查（正前氏地承平旗署請平泉縣署查辦多案）

旗署擬高以救家（民戶如有典當倒壹報官乞預覽契按照新製之實便心領照）（自來省多所新製契據

將）此旗署之規定也至前民國二十二年省政府與台旗薩高家地南教升科各縣設有科舉制地戶款

自交實額運存戶均有大案可憑但禾升科明或出欠的粮租以拒指張甲石例如氣與說定自去六十年

寧鶴租租每耳以兩折扣國幣壹元在收四耳票收風引文似不意民家多不承認至今地租所以未收

者雖是之改試想民等指理之文文概租者因差斗天傳改感而斗文錢租者以日制錢均為承認一也

此高租實運重款項成糾葛多端色半意見以上種種情形之故平九等免或賣台則前此之規定

高租地次家

新官 租與前公探民回意見 同等四恩維家滿租後百耳家 王爺優待家仁學澤實不可道

租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地

租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地

租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地

租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地 租地

實錄部調查第十一班班長鑒核

線租上則寺畝制分下則陸分

錢租上則肆分中則三分下則二分

所有呈抄錄

文契

紙稅契

紙地照

紙

第一區費金々長保甲長十七名

第二區保甲長

十七名

第三區保甲長

十六名

計五十七名署名捺印

英德三年三月十八日

第四章 農具

第一節 種類

東洋農具の種類は、鐵器と木器とに分れる。農具の仕入は平泉を主とするので、民國十三年（一九二四年）の奉直戦争以前は仕入先が奉天であつたのだが、一九二四年以後主として平泉が多くなり、手交後一九三三年、最近は全く平泉仕入れである。

以前は地主商人のうも相當に仕入れの多であつたが、この仕入れの相異によつても少しも農具の種類に変化をいと欲して居る。農具商より仕入れる農具の種類は極く僅かであつて、反つて鉄匠、木匠との關係が深いからこの鉄匠、木匠調査に就て記し、種類は調査地のものと参照する手にした。

第二節 価格

調査に於ける農具の価格は調査地を全く調査地を以て標準とし、標準調査地のものを以て調査地を以て標準とする。調査地の価格は、調査地の価格に於ける農具の価格調査によつて全縣下と推す事は出来ないのである。

調査地の価格を以て標準とする、並に調査地が寧波縣には全縣下の標準的の中地と見做すものがある。

中心地が天々小さい経済的中心を有して居て、月数回の市が開かれ、農具のみならず、生活用品、糧穀の小売りが行はれるのである。

農民の多数はこの市場で必要品を求め、不足のものは之を縣城に求むることなく、直接平泉或は赤峰より購入するのである。縣城にてより大きな農具商人なく、露天商人程度のものである。それと縣城も他の中心地同様、一小地域の経済的中心地となつてゐる程度で、此処での農具の価格調査は余り意義ないのであるが、而も僅か十数滴里を距て、居るに過ぎない兩地での調査ではあるが、同一地区の中心市場としてこの縣城を調査せよと比較して考ふる事は全く無意義であると思ふ。大體農具価格は同様であるが主要なもののみ記せば次の如くである。

第三節 製作並に修繕

一、木匠調査

木匠は一日四拾錢の日雇ひで、材料は總て雇主のもので農具を作るのが普通である。それと材料費、木匠労賃、給食二回の諸費用が、木匠製の農具価格計算に就て見積られるのであるが、その主要農具の作業工程を次の如くである。

- (イ) 犁 文 一工
- (ロ) 双蛋兒 鞭子 半工
- (ハ) 鞍鎖 (此には鞍索と称す) 覆土用具 收子の一程 半工

其他注文のものを採るものである

型犬の前分箇価格



型子 = 十銭

板鉤子 十銭

杆鏡 五十銭

型子 + 板鉤子がある

第四節 農具表

農具名	新産地の別	價		箇一畝			使用年限	修理状況	備考
		他農具	購入式迄	材料費	工本費	平均購入式迄			
大 鍬	大	1.00	}	0.40	0.30-0.40	}	5年	平均買値 0.20	型鍬は買値へちも耐用は一年一回修理へる 修理は一年一回(0.20日)行へば 長く使用される。鉄ノ行 0.20日割定 て四方の面が買値のである。
小 鍬	小	0.60	}	}	}	}	2年~3年	}	}
鉄 鋸	注 鋸	0.40	}	}	}	}	2年~3年	}	}
鉄 鋸	注 鋸	0.65	}	}	}	}	5年~6年	}	}
鉄 鋸	注 鋸	0.50 ~0.60	}	}	}	}	5年~6年	}	}
石 頭 鋸	石 頭 鋸	3.00	}	}	}	}	永 久	}	}
石 頭 鋸	石 頭 鋸	0.60 ~0.70	}	}	}	}	永 久	}	}

鉄匠のボロに修理する
鉄匠のボロに修理する
鉄匠のボロに修理する
鉄匠のボロに修理する
鉄匠のボロに修理する
鉄匠のボロに修理する
鉄匠のボロに修理する
鉄匠のボロに修理する
鉄匠のボロに修理する
鉄匠のボロに修理する

種別	銘柄	価格	所在地	自家製	備考	備考	備考	備考
酒	和	3.00	北はちり 五十区五本	有り	永	4~5年	煙のみ有る	三十数年はちり米から煙は3~4年ノ回標煙が2.00と書ける
酒	文子	2.30	北内市場米		永	2~3年		
酒	華	2.00	同上		永	1~4月		
酒	八子	2.30	同上		永	3年		
酒	八子	2.70 2.80	同上		永	3年		燃料採取用に主として用い、工業用に本庄米の劣質である
酒	別				永	1.0年		
酒	半子	2.20	本庄に注文して作る。		永	2.0年		3年ノ回標行儀、2.00と書ける
酒	子	2.40	北内市場米		永	1~3年		針金製でなく、標製のものを用いて
酒	葉	2.40	同上		永	2年		
酒	箱	2.20	本庄より米を		永	2.0年		高梁製酒子の米から作りである
酒	子	(0.8X) 0.30	北内市場米		永	2年		
酒	子	1.10	同上		永	1年		
酒	子	1.20	「三十区五本」の西内米から		永	1年		1年ノ回標作りである、ノ回 2.50と標記である。
酒	子	2.30	北内市場米		永	1年		
酒	子	2.30	同上		永	1年		
酒	子	1.00	北内市場の米を標記し米を知る		永	1年		1年ノ回利自費2.00と書ける

八	石	2.10	山内市場米			永	久	
八	石	0.30	上	自家製のものをあ		永	久	
八	石	0.50	豊田縣米			10斗		
八	石	0.60	鉄匠サリ米			3~5斗		
八	石	0.20	上			永	久	
六	斗	0.00	平糶サリ米			永	久	
六	斗	0.30	山内につく			4~5斗		
六	斗	1.00	上	自家製のものをあ		20~30斗		
六	斗	1.00	上			30斗		
六	斗	1.50	平糶サリ米			3~5斗		
六	斗	1.00	1.00	1.00	1.00	1.0斗		
六	斗	2.20	山内市場米			5斗		
六	斗	2.15	赤崎平糶米			3斗		
六	斗	2.15	赤崎平糶米			1.0斗		

大朝に土家と親心家朝堂に其て3.4

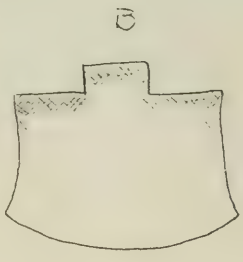
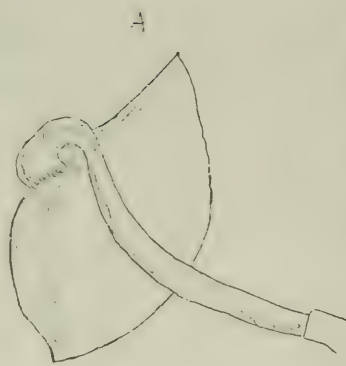
(1) 陸地の中耕の場合

(2) 桃庵と称し高粱の根株を掘起す場合

(3) 合庵と称し、降雨少き当地方では秋期に畦を高くして雪をとめて保温をなさんとするので

冬季の風多き事や、降雪少き事、春季の降雨少き事等を裏書きする作業である。畦低き時は
風にて雪は圃場に残らないのである。

(四) 鋤頭の形



(五) 農具の出来る数り自家自製のものと、それでも道具の大ききものは水匠を雇ひて自家又は購入の物
料で作るものである。本庄労働は一日二匹拾俵、四拾俵である。

(六) 鉄 匠 此の間の鉄匠は鉄材一斤二拾鉄、三拾五鉄の割合で使つて居る。六八種
々あるが大體二寸一丁位の六角鉄、及び鉄である。二寸半四拾鉄、別板四拾鉄、鑿子五拾位

農具の古いもの其他鉄材と農具との交換をすすむ、而して五分の一種で取引する。従つて、
 農具の買ひ或は交換する。農具修理収入の額も多いものがある。二拾一三拾銭である。

張 蹄

馬（一頭）一拾銭
 牛（八頭）五拾銭

驢（普通前取の）一頭一拾五銭

第五章 耕種概要

第一節 縣城に於ける調査

一 肥料の管理

1. 土壌の調査は、
 土壌の調査は、

土質肥料として牛馬羊豚の糞尿を便材、馬糞は土質と心さず、夏冬糞と称して、馬糞は土質と心さず、夏冬糞と称して、鶏糞は西瓜に特効あると称して

- (ロ) 灰
(ハ) 壁土
共に二價製造の際に混じるのである。

、特別製造法の糞を土質肥料とするを畜糞肥料として有効であると称せられて居るが熱河省下では行はれて居ないのである。

2. 老肥運行の概要

輪作の場合に於て、果少産子地では谷子と老肥作物とし、中国地では高粱、大豆を老肥作物とし、若し肥料不足の場合には之等につきのみ施肥を行ふのであるが、何れにせよ輪作で耕作されるので少しは肥料養分を残る訳である。

一帯で常では老肥を輪作が行はれず老肥も作物の別を考へず一團處に二年か一回、畝当り一五小單位施して居る。

3. 肥料購入の状況

肥料として売買の行はれるのは糞に限られてゐる。家畜糞は時折売買されるが、土質肥料は売買されないのである。然し肥料として、豚の肥育のため豆粕が購入されるが、この豚の糞尿は肥効入と考へるので考へ方には、肥料として豆粕を購入したと同様である。

當時熱河に誰官が設けられ、隨行員多數来りて、多きが阿尼を誤用したるが熱河に於ける阿尼の消費大となり、価昂騰したるから、耕作が多くなつたのである。

(二) 光緒二十年(一八九四年)頃寧波の一部の阿尼が有名となり寧に買付者が来りて耕作は益々盛んたるも、他作物と異り灌水を必要とするが適地が少いので無闇に増加せしむるに當り、あつた。

(三) 光緒三十一年(一九〇五年)阿尼改用並に鹽粟栽培が禁止せられたのであるが、農家は國二年(一九一三年)から民國六年(一九一七年)の間、禁止されたと称する。實際の禁令は一九〇五年から一九一九年の熱河特別区の解禁に至るまでである。

鹽粟は密作が相當に多いし、利害關係が複雑であるから禁止令が直ちに鹽粟栽培絶滅したつたとも思はれないのであるが、耕作は一九一三年—一九一七年の間大いに減じたのである。(四) 民國七年(一九一八年)鹽粟栽培が盛であつたと称するが之は實は禁止令の解禁の前年である。この頃は阿尼一兩四円と玄小高価なものであつたが、現在は僅か一円内外である。(五) 民國八年(一九一三年)熱河のみ禁令を解いたのだが、同時に一畝当り五円の税金が徵收され始めた。それでも耕作は可成り多かつたのである。

(六) 民國十年(一九一五年)鹽粟が熱河都統の徵收手段として税金を二倍にし一畝一〇円に上つた。而して之より従々半強制的耕作、強制的耕作と變つて實際耕作せしむる者益々増加し、比類數だけ徵收され、耕作が非常に盛んたるに至つたのである。この當時の比類と

地盤の緩衝に、種々の方法に委へて置るものに、地盤がある。

谷間の地盤地帯を廻る時より農耕上後夏の支障あると感付くのである。即ち

一、畦（藪）の走向が種々に乱れ、畦耕土の流去されない事のみと考へて短小處が原因

北に交錯して居る。

二、耕地が極めて不整形で農耕作業困難である。

三、耕地の縁は耕土の流去されない故雜草の處は未耕のまゝ發す

四、緩衝かの地盤の走向に直角に溝をつくり地盤間の耕作の危険を防ぐ。

五、旧地盤の小さいものは石垣にてつなぎ、その間に耕土を運びて農耕をなして居る等々

地を種々考察がなされ、此で居るのみである。

種々考へて、集徳三軍度ヨリの懸崖手前敷場の等京方家と示すと大膽派の如くである。

普通作物 (一) 道名試験 (A) 倭性高粱

(B) 陸稻

(二) 肥料試験 (A) 膏梁

(B) 谷子

有用作物 道名試験 (A) 煙草

(B) 桐花

(C) 除虫菊

麦が大部で土豆子、蕎麦が之と共に食用とされ、又苜蓿は飼料とされるのである。

中山或地の公爺府一帯即ち西路邊河内或ル一部では高粱、谷子が主作物として耕作され、更に同地帯の阿庇は良質として有給である。

この山地帯は主食物の耕作で細い炊煙をあげ、阿庇によりて唯一の現金収入の道を立て、この山である。粟粟の耕作は最も多い地区である。

◎東沙窪子地 高粱、谷子が主作物であるが、低湿地に高粱と連作する状態が普通である。

い。猶粟粟工作も「中甸地区」に比して多いので、これは灌漑の便なる趣である。

◎中甸地区 高粱、谷子の主作物に蕎麦を加はる標準農耕地区である。粟粟は前二巻の何れよりも耕作少いのは灌漑不能なる趣である。

斯く主要作物の分布は全く自然的條件に基くもので、社会的條件に基くものとしては中甸地区は翁府地区、東沙窪子地の一部、暨原耕作農家の白菜ニ毛作による現金収入の爲の集約白菜耕作のみ考へられるのである。

この山甸地帯は灌漑しないので粟粟の耕作が出来るので、その耕作が多いのであるが、この山甸地帯に限りて粟粟経済栽培が可能を試み、地味により自ら制限はされて居るのである。

「最惠子溝」(山甸部)では此は農耕地の一割の上地には全部粟粟を耕作して居たのである。

4 耕作面積、耕作歩合

調査會の調査法は東郷二年並は谷邑暨察着が農取調査を取纏めて「乙表」を作り、之に基づいて

農産物と製ておにの原が、兼糖三三より何公所が之を主として行ひ、政務指導員、個人にも
 延に置かれ、これらが主として行小称にたり段々良結果を期し得る称にたりつゝある。
 然し山前之迄、調査は行はず全を期し得ず要點の調査あると定むれば可いである。
 成公官制(第一第二次収獲調査)の調査員を調査員とすべし。

作物名	数量		面積	
	耕作面積	耕作歩合	耕作面積	耕作歩合
黄豆	三四〇〇	四・九	三三〇〇	四・五
大豆	四五〇	一・三	五〇〇	〇・六八
小麦	八〇〇	一・一	八〇〇	一・一
大麦	一一〇	一・五〇	一一〇	一・五〇
高粱	一一四〇〇	三二・一	一一七〇〇	三二・七
粟	三五五〇〇	五二・〇	三五五〇〇	四八・六
稻	五二〇	一・四	五二〇	〇・六八
花生	八〇	一・一	八〇	一・一
芝麻	一一〇	一・一	一一〇	一・一
其他	一一〇	一・一	一一〇	一・一

總計	特別に 要項	園藝作物計	其他蔬菜	土 豆 子	特用作物計	瓜 子 兒	大 麻 子	小 麻 子	綿 麻	青 麻	菸(在 產量)	陸 地 棉	普通作物計	雜 糧	薯 麥
六九、〇〇〇	四、〇〇〇	二二〇	二二〇		五七〇			一一五	一四〇		三一五		六四、二一〇	二一〇	三五〇
	五・八	〇・三			〇・八								九三・一	〇・三	五・一
七三、〇八五	八、〇〇〇	三五〇	二五〇	一〇〇	九八五	四〇	三五	五〇	九五	八五	四八〇	一二〇	六三、七五〇	一六五	四一五
	一〇・九	〇・五	〇・三	〇・二	一・三						〇・六		八七・二	〇・二	〇・五

期同七。日以内で足りる早熟の谷子が耕作される実も考へるのである。

山岡地では正規な輪作は行はれて居ないが「苜蓿——苜蓿——土豆子」とか「苜蓿——蕎麥——土豆子」の三年輪作「苜蓿——蕎麥」の二年輪作等行はれる事もある。多くは苜蓿の連作で種々蕎麥、土豆子と作るものである。

6 同作及混作の主な形式

(イ) 高粱と小麻子の混作 —— 縣東北部地方に多く行はれる。

高粱八割、小麻子二割の割合に種子と混じり同時に播種するので小麻子は五割、高粱は五割を差する。小麻子の幼苗に害虫の食害がある故、高粱の初言と食害する「土節」虫との害が多くなる避けの爲めと察する。高粱の被害を軽くし、小麻子も收穫するので両者の利益である。縣東北部の混作は行はれる。

「土節」虫は高粱の紅色莖の甘味を好む食害するから成長後被害を受ける。

(ロ) 高粱と大豆 —— 河添少地区及縣北部で行はれる。

縣の耕種で多いと行はれないので、高粱六、大豆四とこの割合で割合である。河添少地区は縣と地は播種し、その穴株及株間に大豆と播種するので高粱の発芽割合が一倍と多いから播種出来るのである。

縣北部は戦時中に播種される場合が多い。而して高粱は普通二、三の口、大豆は僅かに一、二の口で試みするがこの割合は合理的ではない筈であるが、而も縣の北部や、戦時中穴株と手間

しに高梁との混作は面白い組合せと思ふのである。

(一) 高梁(小豆)と大豆

この耕作は一般に玄く行はれてゐるが各戸の混作面積は大きくは無い。種は在りては高梁と大豆と、豆は自家用程度で、大豆は多くは熟肉肉菜として煮食するのである。

(二) 谷子と小麻子、谷子と芥菜、稀に豚ノ東北、低窪地で行はれる。

◎ 猪小麻子及び地頭荒れへ耕作に耕作されるのであるが、これは本縣の特色といふべきである。

◎ 寒冷な地帯で粟、白米カニ、耕作とあげるとする種は粟、粟の穂は白米の穂と異なるのである。これも特別な形である。

◎ 旱作(旱作)混作面積の全耕作面積に対する割合は一割内外に於するものであるが、旱作と混作である。

7 天災害、害虫害及其他の災害とその対策

(一) 風害 稀に甚しいものは有りであるが、他の災害を併し高梁は被害を受ける。

温度急冷せる際大風ありて作物茎稈が折られる如き事がある。

(四) 水害 六月頃には小さい被害は各地に起るのであるが、その大害と云ふものは

◎ 元徳七年七月(一八八三年) 晴雨八昼夜続き、家は危ぶむるものあり、作物は根水

地域も平泉、寧波、赤峰と廣し。谷子は害なし。

◎高粱の狗蠅 民国十八年(一九二九年)高粱畑と畝収獲、露下に沈し。高粱の乳熟期に発生する。早天の時特に多い。飛廻りから防除の甚難しと欲す。

(1) 病言 特に甚しいものはないので此調査の項にて記する。

高粱、谷子の黒穂病は全縣に亘つて相當に害あり。

地域的に特殊なものに就いてのみ記せば

◎菽皮の黒穗病 甚しいもので菽皮耕作地の山間部落でも種子の消毒を行つて居る。

即ち種子一升を焼酒一五兩(種子一斗に酒一升)に浸して殺菌されるのである。

◎東沙窪子地の高粱の土粘虫 高粱の幼苗を食害する。濕地に限つて発生するのである。

遼山間部落には時々特殊な災害あり。大同二年四月二十日に冷雨ありて家畜の死せるもの多く、粟稈は全部無収となつたのである。此地区の累年の災害も大體以上の如くであるが更に甚るらないことは時々此地区のみに起る小災害である。

8 病藪及製粉歩合

病藪は、病藪及製粉歩合を以て行小をなし、故に調査せず

在亦法は能く調査せるものと同様である。

9 病藪法、病藪設備、病藪類同

も手である、現在行くかぬを農家もあるが、よい法と思はれる。

三、果樹に對して相当期待して居たのであるが、現在の状態では駄目である。消費と生産とが不均衡、果樹に於る労働は望みの外で、現在場裏とか後園にある果樹を販賣する農家は稀で、倉自家で食料とする、販賣市場の考慮さした後も、農家等はよくしては居るが、仕込みを要する果樹栽培は如何と思ふのである。

II 灌漑の至る至る及之が後の話状況

灌漑の至る至る原因は雨水其他の水害による場合が最も多いのである。

◎河添地区では一時に大量積雪灌漑となるので、三六五、一七三、一七三の本書では各地に灌漑地が五、五、五の砂子地として於ても五のり取の土地が白砂に覆はれ灌漑地となつたものである。

◎山地に於ては降雨ある度に土砂流されて耕地が瘠薄となり、山頂近くより段々と灌漑され、水地帯となつて灌漑されるのである。

◎平野でも部分的灌漑で一五、二五の休耕地のものがある外、耕地の一部が白色につま込んで畑となり、水雨水により土砂流されて部分的に「扇状地」しか「三角州」に似た形の灌漑地が出現して居る。亦、地帯しては「扇状地」の如きものもある。

最近三代は河川に灌漑の場合が如きもので、して居るが、表層用灌漑の雨水灌漑の如きものもあるのである。

山頂近くで灌漑して、水地帯となつて居るが、最近三代は河川に灌漑の場合が如きもので、して居るが、表層用灌漑の雨水灌漑の如きものもあるのである。

綫 麻	菸 (在米)	蕎 麥	糜 子	菽 麥	大 麥	小 麥	豆 米
一八〇〇斤	一四四〇斤	一〇〇〇	一三〇〇	一五〇〇	二二〇〇	二二〇〇	一七〇〇
四〇〇〇斤	九〇〇斤	六〇〇	七〇〇	九〇〇	九〇〇	四〇〇	一〇〇〇
三〇九〇斤	一七七〇斤	八〇〇	一三〇〇	一八〇〇	一八〇〇	一一〇〇	一一〇〇

次に我々が実地踏査せし結果を記せば

(1) 平地帯

これは老哈河及其支流、申蒙河の流域一帯の平地帯と西塔灣河の流域の一部公爺府地帯の平地とを云ふのでこの地帯でも南部の大名威附近は最もよい耕作地を次が調査地和碩全一帯である。

大名威附近は和碩金塔子一帯に比して幾この作物が平年で一割内外の増収をあらうと見當付けるのである。この地帯も河辺近くでは収量が稍劣る。これは康徳三年夏の收穫高予想調査の確の感想である。

この平地帯は總じて燕河の穀倉地帯なのである(此調査参照)

作付割合	上地	中地	下地	備考
70%	上地は墾荒を 耕作する。	1.5斗 1.0斗	0.8斗 0.5斗	凶年々民國十八年のものと説す 庚寅三年は五年作と凶年との中 間作である。
坂 麦		1.5斗	0.8斗	
蕎 麦		1.5斗	0.8斗	
土 豆 子		1.0斗	0.5斗	

猶平地帯の中にも小丘を伏して山腹耕地があるが此山腹耕地の収量は甚だ劣る。
 庚寅二年に於ける山腹耕地と平地との収量の差を見ると

高 粱	山 腹 地 帯	平 地	備 考
0.5斗	1.0斗	1.2斗	單位
谷 子	0.4斗	0.8斗	相當な表 研斗
豆 子	0.3斗	0.7斗	
蕎 麦	0.5斗	1.0斗	

白藜の如く庚寅二年では約半分の収量である。

2. 自給肥料の製造法

厩舎内で製せらるゝ黄糞、秋糞と、糞坑内で製せらるゝものとの二種がある。厩舎内の糞尿のために多湿となる際、土を入れてそれを踏ませるので、之は主として晩春より初秋の間にに行はれるので冬季は余り行はず。晩春より初秋に厩舎内に出示た糞尿と土との混合物は「秋糞」又は「秋板子糞」と呼んで土の割合大である。冬季の厩舎内の糞尿は土を混合し、事僅かであつて黄糞と称するのである。亦場合に於ては冬期の厩舎内の糞尿は掃き集めて別な処に置き、其後或は二糞と混じて施用するのである。大農家では糞坑を有し、こゝにて土糞を製造する。

糞坑内の土糞の製造法

糞坑内に鶏、豚、牛馬の糞、又、食物残渣等を入れ、更に雑草、脱穀後のこも等を混じ、攪拌させるのである。

是の糞坑内に脱穀後の残草を糞坑から其他の糞坑内に入れるのが始めの糞造である。場合によっては地面に大きな坑を掘り、この中に水とくむか、雨水をためるのである。それに脱穀後の格糞を入れその上に、土を入れ、オ一回、第二回の除草時の雑草を刈草を随時入れ、その度毎に少量の土を覆ふのである。

家畜、家禽糞も随時に混じり糞造類も入れるのである。而して秋季水湿減じた際、土糞の糞尿反豚糞より出示たものの上上に覆つて一度功返しを行つて掘出しを待つのである。

貸地を運する肥料は、さ、こあるは、その大體の割合は

肥料名	配合割合	配合割合	配合時期	備考
土 糞	五〇%	五月下旬より数回		
糞草、灰、骨炭	三〇%	骨炭は、育苗に當り、播種時		
馬糞、鶏糞、糞より二糞、刈藁、食物残渣	二〇%	播種時、土糞と共に用ひ		骨炭は、播種時にのみ用ひる

心算で、製した土糞も、買は、原金の、土糞、散播、次の積、切返し、行、配合、充分、する、が、普通である、次、播種する、も、遅、又、少し、糞、は、散入、がある、播種、を、休、して、土糞、切返し、を行、小、播種、も、播種、で、更、は、道、筋、の、た、た、り、ある、糞、地、に、約、て、土糞、を、撒、き、込、め、る、のである、

この、等、土糞、を、別、々に、切返し、する、場合、も、一、播、に、切返し、配合、する、場合、も、その、切返し、時期、は、秋、は、播種、後、で、春、播種、前、である、春、播種、前、に、更、は、一、度、切返し、を行、ふ、のである、が、この、配合、は、切返し、に、先、を、して、撒、水、する、事、あり、之、は、(一)土糞、が、腐、り、か、き、通、り、さ、る、から、(二)糞、の、腐、敗、を、防、止、す、る、ため、である、切返し、は、糞、場、で、行、ふ、ので、糞、並、に、糞、場、ある、場合、は、便利、である、

土糞、採取、の、時期

第一回 白路、の、候

第二回 小宮、の、候

第三回 雨水の候

以上述べたが乱雑で解し難いかの普通法を簡明に記すと

一 庭舎内の秋糞取出し（收穫前）糞場へ運搬する

二 糞场内の土糞掘出し（結氷前又は早春）糞場へ運搬

三 糞糞を一、二夫べの上に運搬して切返しを行ふ

四 その後出来得れば更に一回切返しを行ふのである

この肥料が驚整——春分の候に畑に運搬されるのである

家畜の種類別一頭当糞尿及土糞生産量

(1) 馬糞 柏椀四柏——土糞とすれば限りないが、黄糞の生産量は馬一頭、大車五台——六

台、約九〇〇斤——五〇〇斤である。糞も同量である。

（黄糞一車一五〇〇斤——一〇〇斤）この場合糞四、土六の黄糞である。

(2) 騾は馬の半量である

(3) 大豚 馬の場合の八割位である。豚は尿の量が多いので土糞をつくる場合は相当量に

出せる。若し土糞をつくるとして土を充分入れば大豚は馬と同量の土糞が得られる。

3 原料採集地の所有関係

土………自家園場周囲をくすれに即よりとり特に共同採集地なし。同族関係の共同利用はあ

るが、これは故地近くの所で、一般的ではない。

草、刈草も同様を養家及び農手に採集するのであるが不便はない。

4 最近に於て依る肥料の種類、施肥法及び肥料の生産

肥料作物として、まず地肥と行ふものは養家と養蚕、入道等による。地肥は養蚕にのみ用いられ、追肥は少ないのである。

養蚕には豚糞と穴の糞類に代つて使ひ出す養家もあるが、養蚕は普通作物の約三倍量の肥料を必要とする。養蚕に用ひる肥料は、養蚕の飼料として用ひる飼料の糞とする或時として之を採集するにせよ、肥料の採集も亦、養蚕の採集に準ずる。

5 肥料購入状況

肥料を購入する手はない。

二 飼 養 法

1 主要作物栽培の養蚕及び飼料の影響を及ぼす関係

蚕糸の主要作物は桑葉、繭子、ヤルに及ぶ。養蚕は、飼料の供給に大要を養蚕として居るが、桑葉の採集は、戸別飼養桑葉の採集より飼料からであるが、之を養蚕の飼養に及ぼす影響は、次の如きである。

高 桑 50% — 40%

谷子 三〇% — 四〇%

其他 二〇%

石に廻らるゝ如く本也はその八〇—九〇%は食料及飼料作物で、主として自家で消費されるものである。本也に於ては別項を述べられる事と思ふが、(一)谷子、高粱の同量交換が容易に行はれる筈、(二)谷子、高粱が亦たかも現銀の如く、此内市場で容易に物々交換が行はれて生産用途が得られる筈、この二つの理由より、高粱、谷子の耕作割合の如何は余り問題でなく、高消化率高き大豆の耕作を必要に迫られる、耕作割合の決定は唯輪作関係のみならず考へてよいのである。一節の大體營農家は現銀化はかかる大豆の耕作も行はれてゐるのである、が而も自給農の減少は雇して居る人々のみならず考へねばならぬのである。

粟は谷子より多く耕作されてゐるの故、縣全体の耕作割合と反対であるが、高粱の多い理由(一)高粱は谷子に比して遙に高い精穀歩合(高粱八一・七・五割、谷子六割)である矣と、(二)高粱の連作が可能で低湿度で行はれて居るに反し谷子は連作出来ず、猶本也の輪作形式として谷子は粟子、大豆と共に高粱と輪作され又はこの輪作で谷子の一部が他の雑穀で置き変へらるゝ等がある筈である。

主要作物は本也が困窮されてより、余り変化なく唯往時にて於ては極めて粗放農に耐へる粟子(粟子)が家畜人に依りて耕作され、特に家畜人が漢人式の農耕を始めた頃迄、即ち咸豐年(約八十年前)へ、八六〇年頃迄は家人の粗放な粟子の耕作が猶行はれて居たので當時に粟子の耕作割合も大きかつた。雍正年間約二百余年前の南望当初より百年の間に、漢人の耕作を

人の相放養と兩杯が行はれてゐたのである。

現在に於ても赤峰縣北師嶺を西越騎牛特三製糞地方で可なり一種の相放養が行われ、養子や養
養父絶て入り入とささない江である。これは兎も時任志の奉志の歌八書新の修養が窮微さし
である。

然れども更くの家人は、その土地の更くを漢人に分獲者として耕作せしめてゐるので養子の
耕作を余り大きく惣家する事柄は悉くない。

植養業は之鶴十年（一八八四年）山東より方鶴を以て持来して栽培が起まり、此と體するもの
は、この真鶴村廻りであるといはれ、或は向本鶴下平漢より耕作地のは、右鶴下平漢
濱野の製糞場よりと云ふので實行者が異なるに疑はれなく、鶴野製糞場より一
年頃（盛）盛である、東西と云へ一八八一年に於て最も耕作地である、鶴野の製糞場
家栽培禁止は氏國八年と称して居るが之は全く反対で所禁の年である。

養業耕作本鶴（一）その耕作地（煙池）は白菜と云ふに在り、此は耕作地は、
取物は白菜も「黄羊白」「大青葉」等の三種が主かつたのであるが、十数年後には「小葉」
「青新葉」など作られる体になり、最近に至つて「黒白菜」が非常に多くなり、
白菜、之によつて白菜作による電線化をばかつて居るのである。だが白菜作により白菜作の
よき取をする習は氏國初年配へ行はれて居るのである。

2 耕種法の衰退状態及之が衰退に影響を及ぼす諸關係

庄正家八は放牧のせいで開墾する手なく原野に黍子を播き、収穫して厩に如くはへらる。このころが、嘉熙三年約 百餘年前に漢人が入移して漢人により開墾され、漢人農法が行はれる。家になつたのもである。その後にも一部の蒙古人は牧野の一部に黍子を播き、管理する手なく刈取つてゐるのであるが、今より約八十年位前、本庄に鍛冶、木工等の職人が来るに及んで漢人も漢人同様のものを用ひて漢人農法が行はれる様になり、現在では家人も全然同法で農耕を営んで居るのである。

而して漢人が移住してより二百餘年との間多少の新種法の移植はあつたが大体漢人の普通の農耕法に近づくのである。開墾當時と現在の農法とを各種の點で比較して見ると

(1) 農具

農具に就いても大きい変化はないが、犁は往古使用せしものは非常に重いものであつたが現在では半分以下の軽便なものとなつた。而して鐮子等も小型のものを用ひ、鍬は現在の小龍（一尺ニ寸）よりも腰巾がせまい位であつたが、地力がおとろへ、施肥、谷子の回引等が行はるゝ様になつてから、大龍と小龍の別が出来、小龍では打耳鐮子を特に用ふる。農具が出来るまでと称するものである。谷子の回引が行はるゝ様になつたのは光緒十三年（一八八六年）からで約五拾年前であつた。この頃から農耕法も集約となつたのはが、この頃は種々の穀物を種まく除草の類は鋤器で回引する程度で、一般に非常に密植であつたが、このころは道草の根をとり除くのである。

(2) 役畜

開墾当初は役畜は主として牛であつた。これは漢人が移植されても蒙古人の

なつて居たのである。

それだけ次第に戸口増加して平地は殆ど耕地となり、休閑出来ぬ程になり、その結果肥料が行はれる程になつたので、今より約百軍位前の事である。施肥を始めた当時は施肥法も散撒きであつたが、施肥法めつたにやりに二十軍位経て畦上に條に施肥する程になつた。

光緒年代初期（一八七五年）頃は山腹地はまだ放牧地であつたが、後数年と経て山腹地でも開墾され耕地は段々増加し、施肥の必要も次第に増したのである。施肥を行ふ程になつても、その施肥法も散撒きの場合は、畦との作業が加はるだけで、耕種法もそれだけの変化を来たし、肥料の採取もさき、程になつて現在に如く変化したものである。

地方の賦税は施肥のみでは補はれず一八八七年（光緒十三年）頃から、今迄の米値を避けて、谷子等は回引が行はれる程になり、同時に畦巾も今迄の約二倍に大きくなつたのである。この際は大鹿と小鹿の別が出来たものと思はれるが農民は明かに答へない。

熊本地で蜜梨が耕作される程になつたのは光緒十年（一八八四年）頃から蜜梨耕作農家は、その耕作に必要の肥料を要する事で普通作物の施肥が減じたが、之が爲めに牧草の減り、肥料の争はない。だが蜜梨耕作の盛んな程には、勞力、肥料、両方より他の作物が開放になり勞力もあつたと称する。

三 蜜梨

五、蜜梨十兩、二、蜜梨以後發毛不動し、この間蜜梨當時の理想の蜜梨を、蜜梨は蜜梨也、蜜梨十兩、この蜜梨以降の蜜梨は蜜梨と蜜梨へて加ふるものである。

当産は次種或は補種は全く行はれておなかつたのであるが気候不調、春耕期の早天など度々
次言を受けより次種、補種が行はれる様になり、殊に春耕の降雨少く播種が遅れ、秋播の
補種も予想してこの播種が行はれるのである。さうして種又は補種は二の種は秋播又は春播
の種が思付けられて居るのである。即ち

(一) 谷子「干頭釣」 正育期固セヨ田外のもの

(二) 黍子「蜜子」

(三) 大豆「苞子」
大豆「兜子」
大豆「大黒豆」

(四) 蕎麥 等の生育期間の短いものが準備される保つた。

果して言はば春耕と理應的は候く、潤はは不調な気候に度々、さうして色の不調な
苗信用出来ないとしても、最近二十余年間の甚だ不調な気候のため、自然の播種が不
成種、補種等が注意深く行はれて来た。さうして華東のものは種は新である。

(五) 病虫害及害鳥獸等の仁種は、この耕種志業の利弊

谷子の耳虫の大被害を同小のであるが変化なしと称して居る。

3 主要作物分佈状況

作物分所は大体雑然たるものである。蕎麥は夏への場合は補種として播種される。亦前作物
の蕎麥は、遅き時は次種もさうなもので、時期違へると蕎麥が次種作物となるのである。

粟

豆

谷子 豌豆

5%

(二) 糜子耕作割合 (5%位)

黍子ニ称し、総て「不粘」種のものである

注種名は不明である、不粘の黍子 七〇%

ざおりとうちうす
玄稜頭黍子 耕作少い

粟 黍 雑穀としての降雨地の場合耕作されるが耕作少い

5 農産物の作付割合決定の理由

前述規模の入念る農家は大豆の耕作をなして、現銀収入の途を考へて居るが、小農に於ては食糧科の耕作を、高粱、谷子の二年輪作で行つてゐるので、作付は全く輪作によつて決定されるのである。而も面積等しからざる二地区の輪作であるから、その作付割合も相当に変化する。マ、畑甚しき場合は一圃で一年は全部高粱、翌年全部谷子と云ふ場合もあるが、作付が一年農産物として甚しい差があるが既に記した如く、高粱、谷子が同量で交換されるのである。即ち、自家用の高粱、谷子が二年輪作され、その輪作の外に大経営農では雑穀と高粱との輪作のみは高粱、谷子の二年輪作の谷子の作付地の幾分を割いて雑穀を耕作するので、高粱の作付が最も多くなるのである。

道市価の変動等には関係係へこの輪作が廻られるのであるが、これは北内市場で高粱、谷

子本親縁関係に他、商場と交換される優ある處も考へるのだから、要するに自給の金種作物
耕作の域を脱して居ないのである

(此内での市は月六回立ち大農家では小米、高粱等を小売りする場合もあり甚だ便利なのである)

6 主要な輪作様式と其の作物組合と肥料との関係

主要なる輪作様式は高粱・谷子の二年輪作である。本庄のみでなく縣下玄くこの輪作をなして居るが、この輪作は穀物の生産に於いては、穀物の組合と肥料との関係に於いて、甚しいものは一圃場(A地)に於いて一年は高粱を、一年は谷子を耕作するのであるが、之を(A地)にして正規の輪作を行ふのが合理的な試みである。圃場の玄い農家は大体正規に近い輪作を行つて居る。この點は利権である。

(イ) 高粱と谷子の組合は地力と肥料との関係に於いて、

(ロ) 谷子の連作は雑草多し、肥料も多くなる

(ハ) 高粱と谷子の組合は地力と肥料との関係に於いて、

高粱と谷子の組合は地力と肥料との関係に於いて、

高粱と谷子の組合は地力と肥料との関係に於いて、

高粱と谷子の組合は地力と肥料との関係に於いて、

高粱と谷子の組合は地力と肥料との関係に於いて、

一五〇畝・二〇〇畝の輪作面積の一部一〇畝位に割込み、処を選んで転々と夏へら小るのである。この「高粱」→谷子への二年輪作に大豆や桑子が割り込みれる場合、次の二項が考慮される。

(1) 谷子の後地に桑子と作ること。秀子として穂の出ない赤田多くなる。他作物は何れも可

(2) 高粱 → 大豆

谷子 → 大豆

この場合谷子 → 大豆を選ぶが結果良好である。

畑この輪作形式が、春季肥塚のため、おこなう等がある。農圃のため山腰に高い高さを、粟や稗子が播種される場合である。この時は高粱が連作されない様に輪作をもとにかへすので他の点は考慮する必要がないと称してゐる。

四年輪作形式は以上述べた如く、高粱、粟、白茅、二毛作、三毛作、二毛作、高粱連作が中心で、ただで多くは以上の輪作によるのである。

7. 輪作及連作の主なる形式

高粱畑に大豆を播種（同耕上）

高粱畑に小豆或は赤豆を播種（同耕上）

と二毛形のものが多く行はれて居ない。

最も普通は新近判明は「地頭親」即ち縁作として小麻子、麻子の耕作である。此法は畑の裏側の地帯が行つてゐるもので、その収量も相当大である。三作物と大豆の輪作は、田舎より遅れたる

で耕作されるのであるが、麩々の収量を計算されて居る所で自家用燈油或は蠟燭となるので、線麻は市場で小売される場合もある。小麻子が特有の臭気があるが、馬など矢張り食ふので充分に保護の目的は達せられない所であるが、それでも幾分の効果はある。

8. 労力の多少、気象、前作物土壌、耕種作物其の他の関係により変化する耕種法、整地法の状態並に其の地方特有の整地法

(1) 労力の多少 換工とか挿具にて播種と行小場合は、労力、畜力が普通少いので、正作業は簡略にされる場合が多い。

(2) 気象 氣候が冬期風強く、降雪も少く、猶春季の降雪が少いたため春耕期に土壌は一般に非常に乾燥する。この点を考慮して秋期凍結前に糞を高く耕起して圃場面の上面を大きくし、降雪が冬季の風に吹き飛ばさ小雑い所「台産」と称する作業を行つ、雪降りに依つて土地に湿氣を手へる所に考へている。

「台産」は「産」も高くする等の電溝を型丈で耕起する作業である。

(3) 新種作物 粟粟の耕作法を全く他作物と異なることは別に粟粟の項で記した通りであるが、播種作業のためにこの変化が起るのである。

普通粟栽培には普通家畜の便糞をなす耕土、播種、中耕と皆人がで行ふのであるが、この作業に機械的なものを導入して耕起が比較的減少の趣である。

(4) 前作物 富嶽耕作ではこの後に如何なる作物を耕作する場合は、前作物の

る高粱の稗株取除きの作業が伴ふのである。こゝに記すは高粱の後地の谷子耕作の項で記す。

(五) 榜青の耕作 高粱の刈取りの場合に稗を高く刈り取って、その稗稜を自分でも取

りて燃料にする。それで榜青耕作の畑は高粱耕作の場合にはつきりと區別せられるのである。

(六) 漢人農と蒙人農 河套の田に耕種法の差異あるを期して居るのであるが、

さは何等差異はない。唯蒙人は現在でも牧畜として牛を用ひて居る者が多いのであるが、一

度八家八の耕種法の差異と蒙人の慣習とを

9. 天災害、病虫害及其他の災害と其の対策

災害の大きいものに就いては既に豫戒調査の場合述べた通りである。そのうちの牧畜が

被害に及ぼすものについて重く記す。

(一) 疫病の発生と予防 一七、一八、一九の年、降雨八昼夜続き、管内の家畜は疫病、

すは外は完済、例年より減少して、農作物は收穫盛況で大豊作となつてゐる。

(二) 霜害 八月廿八日(一九二五年) 綿花の蕾が四時目に降霜を蒙り、

作物は収収となる。

(三) その翌一七の三年八月廿三日、大降霜ありて「二日粟」此の特性は莖に打たれて

この外粟十四頭、小牛官一人が豊打にて死んだのである。

(四) 民國六年旱害(一九一七年)

(五) 民國十四年旱害(一九二五年)

(ハ) 谷子の耳虫の害 民国二年(一八一四年)、民国六年、八年、十一年、十四年と続

いて大害があったのである。特に民国六年のものが多い。

(イ) 谷子の蠟虫 民国十九年(一九三〇年)甚しい。

其他に就いても蠟虫類の発生と同称である。各作物についての災害、病虫害は茲に記す。して、累年災害の大きいものは大体以上の如きものである。

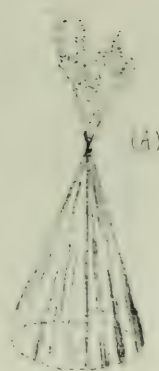
10. 主要作物の收穫、調製の順序及是の变化に影響を及ぼす諸関係

殆ど全てが自家消費作物であるから、收穫順序は気候と植性に依り定まり、調製は場圃の都合によつて適宜に定められるのである。

作物名	收穫期	調製期	備考
粟	五月末より六月上旬三週間	第一番	<p>場圃での積り方と天候の関係でどわらとまにするか定まる。</p> <p>收穫期を遅すべからず</p>
高粱	八月上中旬	第三番	
谷子	八月上中旬	第三番	
黍子	七月下旬 八月上旬	第二番	
大豆	八月中旬	第一番	

大豆を第一番目に脱穀調製する時は、大豆は取れる守早く運搬してあるつゝ場圃の整理

上最初に行小のである。次が穂切りの必要なく、耕作も少い稗子を応付けて最後に主要な穀物を
 谷子、高粱と雑すのである。高粱、谷子の脱穀は概して手動で行なはれ、脱穀は概して
 るのである。



II 脱穀及製粉歩合

同じ用途及び用途には高粱は於ける高粱の積み方はA図の如くして谷子はB図の如くして脱穀し、脱穀し

歩合は脱穀の容易な高粱を先に行小るが、高粱は脱穀の機会はその調整を一定して脱穀するのである。
 谷子も高粱を脱切りを行小く脱穀するが、脱穀歩合はかゝるが、谷子に比して高粱は遙に脱穀容易ではある。

穀物名	精穀歩合	製粉歩合	備考
高粱	五〇—六〇%	八〇%	谷子は作柄甚き年には五〇%以下の精穀歩合の事あり
谷子	五五—六〇%	八〇%	
高粱	七〇—七五%	八五%	

備考 一 谷子と高粱との歩合は穀物乾燥する程より

二高梁と精穀する場合は少し水を撒き、適当に重負を保たせ、行はらぬと疑い、つて了ふからよくない。

次に磨反碾子の工程を示すと

碾子による精穀工程（一日一人役畜二頭交代で使役して）

穀物 名	反 畜 別	二 頭	二馬 (粟)	備 考
高梁		三〇斗	一〇〇斗	碾子は昨の場合に小型、馬の場合に大型のものである。
谷子		三〇斗	七〇〇斗	
黍子		二五斗	七〇〇斗	

若し之を役畜一頭で行小場合は休ませなければならぬので工程が半減する。

磨子の製粉工程（一日一人ニ役畜交替で使役）

穀物 名	反 畜 別	二 頭	二馬 (粟)	備 考
高梁		五〇斗	七〇斗	畜力を大にしても磨が小型の普通のもの故工程に大差はない。
谷子		二五斗	三〇斗	
黍子		二五斗	三〇斗	

製粉の場合には、選り主として、便攷し、選、驟と用ふる事時稀である。

12 貯蔵法、貯蔵設備、貯蔵期間

高粱、谷子等精穀を終へないものは、圍子、萬子、或は古い籠を修理してその節に貯へる。この場合、精穀後の小穴、高粱袋の木櫃み、口袋に貯小のである。圍子と云ふものは、籠より一、二倍大きく、厚みの貯蔵である。

高粱、谷子はその貯蔵期長き時は、一種模入るる農家は、一年間貯小し、貯蔵中に白乾となる。この場合、その時期は一定せず、肥穀の際の穀物の乾燥程度により差がある。貯蔵穀物中に水分が入れて蒸気ある場合は、早急の白乾するものである。貧乏は貯蔵数量も少く、竹一、二束も要しない。

穀一貯蔵穀物と粟皮が虫派で、後更ク終になし、整く、場合、牛子と称する虫穴の多く、穀物の被害する。穀物を飯にする節、殆んど全くなし、本迄に於ては、豆田の食糧を貯せ、貯小のである。貯蔵も大きい農家では、穴倉に貯小のである。倉の構造の一例を示すと

深さ 六尺 底面 三の尺 幅 六尺

通風 一枚 九二。

五八〇一 底の中天井板に鉄釘を置く

底には、三本位木を置き、之に横に高粱稈を並べ、その上に、藁葉を並べて貯へ、二十日位、一ヶ月位、一、二度藁葉を取除き、並べかへて進行するのである。この作業を「例塚」と稱して居る。

小農家では白米は白湯にて煮たものを釜中に貯へるのである。

13 採種及種苗の購入方法及三種改良の状況並に農民の耕種改良に對する希望意見

(1) 主要作物の採種法及その貯の位置、高梁谷子黍子は湯燻にて脱穀前穂選するものであるが、一粒並のよい大きい穂と選ぶので、谷子は時として圃場で刈取前に穂選することであるが、これとて同粒粒並のよい穂と選ぶのである。

この種子産の種は小農家では乾燥石其伝屋窓に吊して春新前に手にとりてふる、圃場にて、穀物を脱穀して選ぶが、入費の種子及び播種は後々の穀物が脱穀を終つて後、種地を乾燥して圃場に貯へる。

刈取前に穂選し以谷子種子は土壁にかけて充分乾燥して後貯へる。大豆は粒選りであつた脱穀後粒なみよい重い粒と選んで種子とするのである。

種苗の購入及交換 高梁の種苗以外に種苗を購入する事はないが、高梁種を交換する事がある。

(2) 種苗と交換する種苗はある、高梁種子は近市場で購入するものが最もよい。
農民の希望意見 何もないと云ふ。本此で高梁の作付が谷子より多い事、それは自然

食糧を少しでも多く得る氣かたして全種約である。懸念作物作付歩合を本此の如くしたならば、高梁の食糧も甚しい増加と云るので、之には勿論肥料の増加と養豚などが考へられる次第である。

この本此で本此でも土集増加を待たれば、高梁と高梁と谷子との三年輪作も不可行である。

毎年耕作さへして居る現状である

15 主要作物耕種法

A 高粱の耕種法

1. 區 種

(1) 米高粱或は大水高粱 敬徳堤で耕作多し。その理由は收量多し自家で食用に供し

残部は売却する。燒酒原料をたのめはこれである「黒袴」と称す部分もある。耕作割合は五五割である。

往古より耕作されるが未だ不明である。

(2) 料高粱 敬徳堤で紅高粱である(当地では敬徳堤の高梁を打鐘鐘と呼ぶ) 穂が

短り小さく、質悪いが飼料には種々ほかかである。黄される外幾分燒酒にもなる。

明薯味ありて食用としては良くない。耕作多し(飼料として)往古より多く作られて

る。

(3) 閑栗承 敬徳堤即ち打鐘鐘の白高粱で稔も穀粒も白色である。地味不良の地では取

熟悪い。以前は恒吉耕作されたが地味腐薄なるにつれて減じ現在では極く種か

る。

(4) 黒鷹、白鷹粟又は黒芝蓼及白眼堤 前者と同様白高粱であるが稔が黒色である。耕

作少い。

一、 播種法 平野原の地力では、秋耕が適当、柱石地帯でも、秋耕が適当である。

二、 肥料 播種は種まきと入りまき、本種を種まき、種まきは、柱石地帯でも、秋耕が適当である。

三、 香岳種別の収量は次の如くである。

八、 香 類	一・三斗
九、 香 類	一・二斗
一〇、 香 類	一・七斗
一一、 香 類	一・五斗
一二、 香 類	不明

(何れも一畝当り、昭和二年の平均収量、単位は石、斗)

一、 香岳及種子の貯蔵

一、 香岳の貯蔵方法 刈取の後に乾燥した高粱は、調製の際穂首を切り取りて脱穀するのであるが、この穂切り一畝に食むべきに割つた長さ、一穂を脱穀して貯蔵するものである。大体外観よいものと選ぶのである。

(四) 種子の貯蔵法 新作大なる農家は種子重も多いため貯蔵管理を簡便にする為貯蔵

して貯へるので、高梁は藪單に脱穀されるので、その高梁の脱穀前に鞭子又は連種で種子尾を先に脱穀して貯へるが、貯蔵は口袋か蒲子の中にする。小農は穂の俵農舎又は住家の天井の梁に吊し置き、播種直前に手でもみ、又は疋で踏んで脱穀するのである。

(イ) 採種量 一升にて三畝播種出来る。大体一畝ニ一三升である。

大農は種子一斗につき一升—二升の余部を見込んで多量に採種する。

(量は在禾拵を示す。一合—一疋である)

3. 選種の時期方法

脱穀前に穂切りを行行小時外観美を粒並よく大穂を選ぶのである。

4. 種子の手措、時期及方法

手措は行はない

5. 墾池 (普通々谷子の跡地に於ける耕作)

(1) 必 種子 時期、谷子連種後、調製前

谷子株を犁次にて耕起する。即ち旧廬土を割り起すのである。

工 程 一人、馬(騾)ニ頭で一日 一五—一六畝

一人、二騾(又は一騾一牛)一日 七—一〇畝

(四) 合 産 時期は米植子直後又は前水前の適当な時期

陸土(八草把子)を所して土がよく耕起され成可く畦が高くなる様にす。即ち谷子
仕の場合、運溝を犁太にて耕すのである。畦耕起するだけで大きい土溝を成す
のである。亦合産は「川産」つふんかんと云称している。

家畜種別による作取工程は次表の如くなる

(八人一へ、一日の工程を示す)

家畜種別及頭数	耕起の回数	工 程
馬(又は騾)二頭	三 回	一七—一八畝
牛 二 頭	三 回	一四—一五畝
牛一頭(又は騾一頭)	三 回	一三—一四畝
三頭 二 頭	三 回	一 畝

(五) 圧 地 春期播種前一日の晴へ解氷後は何時でもよい行ふ

石頭輓子(脱穀用のものより長い圧地用輓子で)で土塊をくだく作業である

肥料

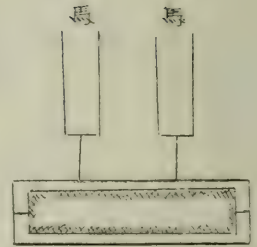
(イ) 施肥の有様 意察には必ず施肥する

(ロ) 肥料の種類及施肥量 肥料は土質である。特に資質と施肥場合もあるが特別のと

と違くない、次に施肥料があるが一定して居ないので、二つの実例を示すと

◎小畑の例 一畝一車—二車ハニ頭引小車一車一〇〇〇斤内外

家畜種類及頭数	工程	備考
馬(又は騾)ニ頭	三〇畝	短い鞭子で行小畑合は殆どない
牛ニ頭	二〇畝	ウダが一頭で短い鞭子で行小畑
牛一頭(騾)一頭	二〇畝	合は圧地不完全で工程も半分以下にある
馬ニ頭	一八畝	



一回に二畦を進むのである
その工程を示すと
(一人一人、一日間の圧地工程)

◎大農の例 一〇畝 五—八車(一車(四頌引)二五〇〇斤)

① 施肥の時期方法 圧地が終らば肥料の運搬をなすので、これが春耕期の主要な仕

手である。送貨時期は圧地直後であるが、圧地を行はなぬ場合は解氷せば行ふのだが、

風が強いので取可く播種直前がよい。秋期行小手は全々ない。大車にて運搬なし、その

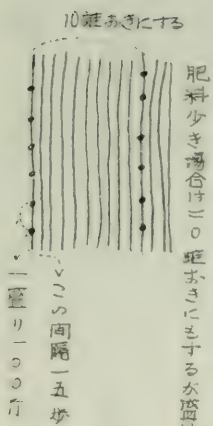
量によつて一〇腕—二〇腕おきに約十五歩の間隔を以て積む。八車の一車は二〇腕

二〇〇〇斤(内外)小車一車は一〇腕(一〇〇〇斤位)にもるのである。一盛り約一〇〇

斤の盛りとつくるのである。これを播種に際して律糞の糞液糞にすくは取り、糞す

たが、その法については播種の項に述べる。

送貨の工程は一腕し難いものがある。



② 施肥の有無 肥料は純て基肥のみで、追肥は全々ない。

③ 特に黄糞と施す場合は半量にて足るのである

④ 播種及鎮圧

① 播種期 四月上旬清明過ぎて穀雨前後、他作物を先んじて行ふのである。

② 畝当播種量 三合(三碗)……(在末折)

畦用反畦の方向 畦用は大籠一尺五寸、小籠一尺二寸——一尺三寸

畦の方向は畦の形により表逆に従つてみるので風向などによつて反逆、直に逆など

一、二、三、

畜産法 「炭種」である。

使用農具 黙頭籠、犁、大、黄髮、灰、滾索（小重籠子）、貨、ハ子、鶏卵鞭子

右に図示した様に「副種」と同様であるが藪子を用いるものとは限つて居ない。

前作の跡

反 畜

犁 大

扶犁的 一人

炭種 (支籠) 一人

律負的 (三人交代)

滾索 (鎮圧) 一人

(4) 馬 (又は騾) 三頭

(5) 牛 二頭

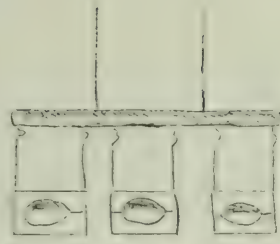
の牛 籠 籠 籠

使用する家畜によりて工程が異なるのである。(指種鎮圧の工程)

犁 大	馬 (又は騾) 三頭	馬 一頭 又は 騾 二頭	六 人	一六 一 二。畝
馬 (又は騾) 三頭	馬 一頭 又は 騾 二頭	騾 一頭	六 人	一六 一 二。畝
牛 一頭 騾 二頭			六 人	八 一 一。畝

四 鎮 圧

鎮圧は播種と同時に進行小場を翌日は数日後行小場とある。その工程は既に記したが、鎮圧作業だけは切草をく行小場を前日敷田播種を兼ね、播種進行小場場合は工程大となる。(鎮圧の工程)



種	大 壟	馬又は畷	収量類別
一 頭	一 頭	一 頭	収量の數
一 頭	一 頭	一 頭	二 倍

畷、大壟は畷に同じ播種にきまじく行小場能字べきいゆつある。

(8) 播 種

三 除 草

① 第一回除草

時期 三稜の候 若草はに生長した頃である。播種より少くより種はあふるが、播種後一ヶ月、田には草が生え、草は田を覆って第一回除草を行小のて、鋤機にて田引きを兼ねて草を生えさせるもの、田に草が生え、谷子の株に特別に、田引きは行は下、鋤頭にて簡単に田引きのである。工程

一日一人一畝—二畝(ニ畝除草する者は成工中の成工である)

◎第三回除草 時期 苗が六寸—八寸に伸びた際、第一回除草後十日—二週間まで、六月末である。鋤頭にて行小の工程は一日一人二畝—三畝である。

第三回除草は普通行はない。

(四) 中 耕 時期 六月上旬末に行小、六月中旬末が一尺五寸位に伸びた際に行小の工程よりては七月に行小等もある。

中耕は犁でで行小のであるが「踏上」(草把)と耐するものが普通であるが附せぬ場合もある。その工程を示すと

馬又は騾ニ頭 人一人 一日十五畝
牛一頭 騾ニ頭 人一人 一日七畝

中耕の頃は日長いか夜暮が弱るため、日中を避けるのが工程が弱減するものである。

(五) 田引き 第一回除草の際鋤頭で行小。第二回の際も密植の証は田引き

(六) 放 籠 時期 刈割の候に行小の收穫を待つ最後の仕事である。

播す前に適土心、鋤頭で中耕後の籠溝をさらか作業である。

工程一日一人三—四畝である。

(七)

除 草 豪雨耕作では除草作業は行はなからぬ。病虫害甚だしきものは近江は、播す、播の害はあるも除草は行はなからぬ。播き、草害は相当にあるも如何ともなし難いのである。

是處他の高張り運木には水遣と初籠の害もある。

初籠の害も累穂集の餘害は行はないが、毎年被害は避けてゐる。

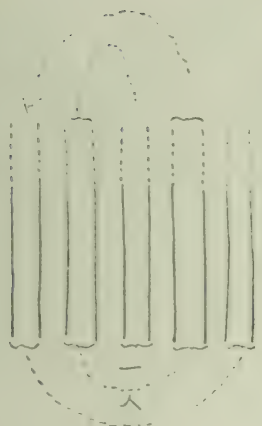
出穂期 七月下旬 七月下旬

開花期 七月下旬 七月下旬

刈取期 八月下旬

刈取り及乾燥 刈取時期、秋分の候（八月末頃）

刈るのだが傍育は一尺位の高刈りにする習がある。刈放り着が刈る場合は六人一組で五人が一疋を刈り一人が束ねるのである。而して一畝を四の束位に束とする。六八一組で一日の工程が二五畝である。一人の場合成工で四取の工程で余り差がない。一人で刈る場合は区に示す如く刈り進み五把を以て一束としながら刈るのである。



一人の場合には此所より刈り初める之を「南障子」と云ふ。

六八一組の場合も普通は五把を同時に南障子するのである。この刈取りたるものは田舎に三つで乾燥する。

乾燥し別に乾燥し、田舎に三つ、五日乾燥して田舎に運ぶのである。

るが、天候により風の時は早く取入れ、良い天候の時は完全に乾燥させ、晴雨ありた場合
は遅れるのである。

(此高梁、取入れの時期が迄(仮社)と着る時期と云ふ)

(2) 運 搬

乾燥せば運搬であるがこの工程はまじり／＼である。

一大車(四頭引)

一〇〇束(四畝乃至五畝)と積む。

一小車(牛一頭
馬二頭)

三〇束(一・五畝)と積む

運搬せるものは、乾燥之分なれば積積みにし、更に乾燥と受する場合は舟に立かけたり、穂
上にして束と寄せ合つて「立て積み」にするのである。

(3) 脱 穀 調 製

(イ) 穂切り、一人一日四畝分を切る(一〇〇束位)この場合選手を交すのである。この作業
は龍巻の手柄で、農具は指刀で一本一本切るので、工程をよくない。

(ロ) 脱穀調製 穂切りをしたがら陽園の中尺に投げられた穂を圓形に並べて石碓親子、
軸とどかけるのである。即ち「打碓子」である。

採用農具 石頭親子、木鏡、石段又、刷板、木楯、箒除等、

打碓子の工程を明らかなでないが一日二人、一馬で一畝、一日二人一壟で八畝位である。

後揚場(風返)三日を行ひ、併にてはけり、袋へ二斗入り(一四〇斤)に入れて運び回

龍爪
鷄爪

楯
楯

—

青苗
紅苗

矩

—

—

—

穂が分岐する改この名あり
穂定が分岐して居る

この外に「午頸釣し」と称する秋産期田を極めて短い（蕎麦の同じ位）品種がある。山麓より数年前入り来つたものだが耕作多かりず、時として改播に用ひられるが、改播に際して劣るものである。

栽培品種変遷の概況

往古三十数年前後は「金棒鍾」と「大紅苗（青皮紅）」が多く耕作されたのである。東北部より（公爺府方面）「干尖子」が入り来り、現在では最も多く作らるゝ品種となつたのである。「干尖子」がその品種の特性上最も苦心して耕作されるから多くなつたので不都合な時候には適した品種である。

猶粘谷子の栽培は以前に比して漸減して居ると称するのである。

四 採種及種子の貯蔵

(1) 時期及方法 採種は小農の方が普通丁寧に行ふのである。

圃場穂選 八月下旬刈取り前に粒並よい大きい穂を選ぶ（種子量少の場合）

場圃選選 脱穀前場圃にて穂切りをする際、外穂整美な穂を選ぶ大農の採種量が多い場合の普通法である。

(四) 貯藏法

圓湯で刈取り前に樽選したもの、は穂首下一尺位稼して刈取らるゝのであるが、これと土海の上に並べて乾燥半月、その後屋内に其の必束収束へて藁に所し、穂首に足で踏み、手で揉んで脱穀して種子とするのである。陽園に脱穀前に運ぶ穂首は普通は穂首より切取り脱穀しく貯へるのであるが、大張り一尺位整を二尺まで、乾燥して貯ふる場合もある。

採取量又き場合は選んだ穂と別にして充分乾燥させる為藤子止又は他處に並べて乾燥し、穂中の作物の脱穀を終へて後、赤にて叩く脱穀するのである、この農具の用をこ興るのである。脱穀した穀粒は圓子又は口袋にて乾燥せる場所へ貯へて置くので、概中列に目能すゝと要し。

(五) 採種量

一畝当ニ穂(ニ合) 穂の故にして四〇穂一合である。

小農は食糧でけかるが尚であるが、大農は一〇畝ニ五升の割合に採種するのである。

(六) 選種の時期及方法

圓湯穂選(八月下旬)

陽園穂選(脱穀の際)

例(七)の場合に外脱整策せる紅並みの穂を選ぶ。

(八) 種子の手指

何も行はない。

(九) 整地

最も普通な高粱の後作としての谷子の整地法を記す。

1. 創植子 時期、臙敷前後、池表凍結前

摘頭にて高梁の根株を掘起すのである。植子は燃料として用ひられる。

工程 一日一人 四―五畝(良い耕地工程が悪い、根株よく、根をばつてくる畝)

2. 高梁根植子 何も別に作業は行はないが掘起した高梁株を二十日間位乾燥するので、

この期間を斯く称するのである。

3. 株高梁植子 両手に高梁株をもちて土の落ちる株打台なので、之を山積として乾

乾燥する。大体八畝一積み位に積むのである。

工程 一日一人 五畝

この作業は食糧香が燃料を得るために、他家のものも行水場合多く、必ず自家消費を要しないので大豊では実際は殆ど行はなくてよい。

4. 運搬 高梁植子を運搬して庭又は湯園に積む。この作業は「採植子」と称する。

運搬にも次の二法あり、工程も異なるのである。

1. 拉植子 車にて運搬する。一大車二〇畝の植子と運ぶ。

2. 挑植子 挑筐にて人かになつて行か。一挑二畝―三畝の植子と運ぶ。

5. 台 離(川邊) 時期、霜永期前 「創植子」が遅れると台離行へない年もある。

この方法、工程は高梁の場合と違へたと全く同様である。

高梁と雑草とを別にするに新起深く、土の反ると望む場合は「控土」と称する高梁種の家と

(又は他の行草、樹根などもよい) つけるので合處にても勿論「控土しを附すのである。

へ。 圧 池 春耕期(播種前) — 二週向前)

この方法、工程は高粱の場合と同様(既述)

肥 料

イ 施肥の有無 高粱 — 谷子の輪作に於ては谷子には施肥を行わず、場合があるが

概可く施肥する處に於ては、

ロ 肥料の種類及施肥量 肥料は土質である。施肥量は谷子の大體高粱と同一量

おきに、(土質よくを農家は谷子に三畝、土質悪くを農家は谷子に一畝を播く) 即ち前の二倍の施肥をなす農家では谷子は二〇畝おき又は二十五畝おきで播く。

つくるのである。

高粱の如く記したが更によく之と説明すると次図の如くである。

肥料は何畝おきに土質の豊りと乏しさを考慮し、

その量かききるので、一畝りは一〇〇斤で、

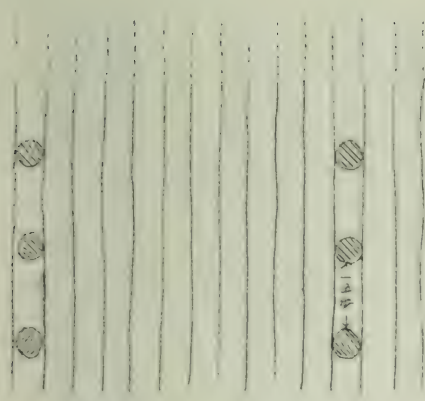
畝間相互の間隔は大體一五歩位に一定して、

施肥に際しては十畝おきれば、その一例で十畝を

施す亦考へて行ふのである。施肥量少き時は土質堅

の間隔には関係なく、距離を二、三、二十五畝

と大きくして行くのである。



ハ、谷野田池を終へば送糞を行ク。工糞盛しをくり番種と同様に施肥する。此種法は
 田舎に多い。欲く記す。

送糞と早く行ふと風により糞が飛ばされるので播種直前に行ふのが好である。

送糞工程

- 一大車 二〇〇〇斤 (二〇盛)
- 一小車 一〇〇〇斤 (一〇盛)

ニ、追肥の有無 肥料は基肥のみである。

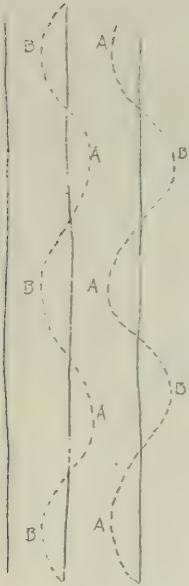
イ、時期 穀雨前後 (四月上旬)

ロ、畝当播種量 二合 (三米附)

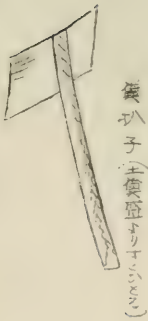
ハ、畦田の畦の方向 高梁の場合と同様である。

ニ、播種法 高梁の場合と同様である。

施肥 — 律糞の方法と高梁と同様であるが、此所で少し詳細に記せば



糞盛箕



糞か子 (糞盛すき)

ＡとＢ二人が交代に行小クで糞の盛りより糞箆箕にすくいとり施す。距離が場合は一回の交代で十むかひである。

又銅蓋に五連子の出口に各草か蓋蓋を被せ、土を高く盛り、掘合と同様である。

須正——方法工程高取の場合に準ずる。

ノ 管理

イ 第一回除草 蓋置の場合十日にて発芽するか、或は乾燥せる場合は霜降後一ヶ月を経ると発芽しない事がある。

時 期 一 畝面二寸位の時五月下旬（芝種の根）

鋤頭にて行小のであるが工程一日一人二畝、長い間に土肥がしきり堅くなって居るので工程が悪いのである。

一 第一回間引 時期、苗が三寸位に伸びた場合に行小（第一回除草後十日）

間引の時は、鋤頭で行小であるが、播種人の一日工程は一畝である。世王では播種は二畝を播種する。水舟を以て行小のである。

ハ 第二回除草 第一回間引後三、六、九、苗五、六寸の場合

鋤頭にて行小工程一日一人二畝、深く耕すから工程が悪いのである。

三 第三回間引 第二回除草後一日一人二畝の行程である。

ホ 第三回除草 六月中旬に行ふ。鋤頭で相当地に深くするが苗は長せるが弱く、種に行ふ
てさいので一日一人四畝の工程である。

第三回除草は踏さへる事も有る。

ヘ 中耕 六月中旬、第三回除草を行ふ場合はその直後である。谷子苗が一尺位に伸
びた場合行ふのである。

中耕は二回行はない。特に小籠では二回も中耕を行ふと谷子根を害する不利がある。
澁地と云ふ作業で大籠の場合は「控土」を耐して耕起するのである。

工程 馬(一頭)二頭 一日一人六畝

牛一頭驟三頭 一日一人三畝

14 除 草

イ 第一回拔秀子 持時出穂期(七月上旬)

普通は谷子苗は出穂するも秀子は穂が出ない。この秀子を抜き取るのが工程は一定
ないが大體一日一人五日位である。

ロ 第二回拔秀子 持時、穂新し期、方法は前と同様である。

第一回を行はないで第二回のみに行ふ農家もある。
谷子と芥子とを混合一方

第一回の時

第二回の時

四 芳子 五 豊なく甚く産平である

種々りも喜々、怪しく勢多

行 子 甚やく出懸せり

徳菊も少し懸垂れる。

第一回の扱芳子終には收穫と待つのみである。この時期が「芳子了」で豊作の事は芳子了し後の気持は実につひ／＼したものである。

扱取つた芳子は高利となすのである。

① 主なる邦五音

② 年頃 歳は黒く、体色す疎、目、眼は白濁ある。此の春即中火に一日染かよる。夏

は暑きし、徳切髪と蓋す。六月下旬——七月の三ヶ月いふもふ。夜前く寝るす。

政、夜間亦は早朝かごに小るひ落して除くのである。

③ 発熱 痰が出す、定かた熱度定して居る。翌日に變い、理由不明

④ 烏芽 悪瘰癧であるが余り多くない。

⑤ 取子病又は銀以子疔瘡 白髪病瘰癧瘰癧と云すく瘰癧する。

⑥ 上絶 芒芽が発芽せぬ。上絶がはたせる。肺病後聖天鏡、濁血に起る。

⑦ 父芽病のみでなく、皮膚干でも上絶と云ふ瘰癧瘰癧をかく研鑽を行ふ。と云ふ。

非常に悪いのである。

Ⅱ 本穂及び成熟

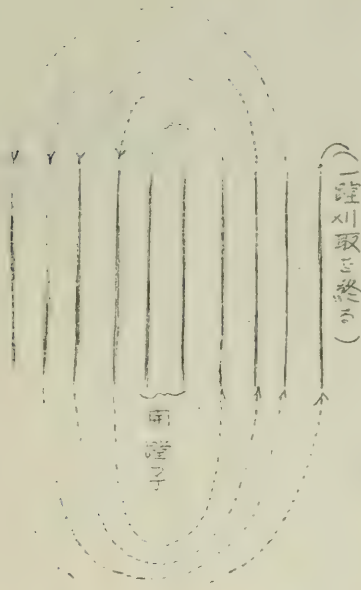
本穂期 七月上旬 — 七月下旬 両花頭 七月下旬

成熟期 八月上旬 — 八月下旬 (出穂後ニヶ月)

刈取り 時期、八月下旬 (秋分) 穂長短桿の違播き種も、穂短桿長の早播き種も

大体同時期に刈取られる。

高粱の場合と同様に二畦を以て一畦とする。高粱の刈取りに似て「兩窪子」は二畦、同時に刈取るのだから一畦づつ刈る場合もある。鎌を用いるが刈りながら束ねる。工程一日一人三畝—五畝、一束は一把子束とし、これを圓陽面に塩けて乾燥するのである。刈取表を
図示すると、

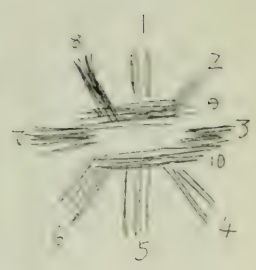


(一畦刈取を終る)

此の小束は下に束ねる茎桿をしいて十日間位乾燥した後、朝、余り乾燥せぬ頃一〇束と一捆として捆をつくる。

一畝の穂数は一五束である。

而して一捆を以て「穂子」をつくり、圓陽に積んで置くのである。穂子の作り方は八穂、穂子中に向け方射状に並べ、上に二層を二層とある。



一〇捆一碼子の積み方

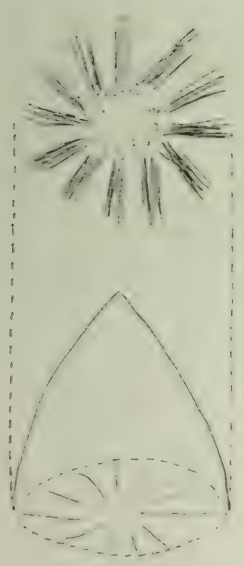
13. 運 搬 他の作業の都合、天候によりて時期が違小のである。

一大車(七一四頭) 八〇——一〇〇捆

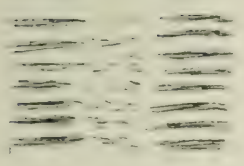
一小車(三馬) 五〇捆

小正陽窓に積む石のくある。考図は鼠害を避けて雪を中に積む。この作業を「宗元」
集しと云ふ。口銚形の、墨瓶型に積むのである。

「深美承」の三法図示



(2)

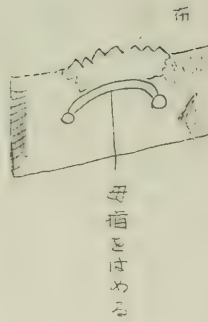


14. 脱穀 (時期應述)

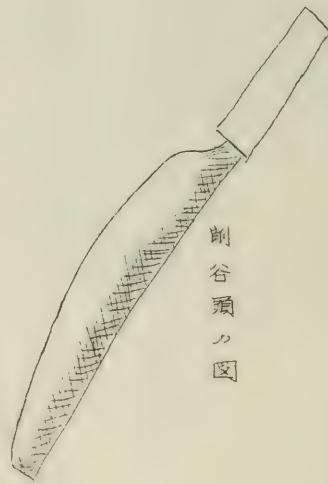
1. 穂切り (指谷穂子)

指刀・鉗刀子にて切る。桶人が行く場合多い。この際選種をなす。婦人も工程同じで一日一人八十捆で一捆一個銅子堤の労賃である。大体午前中に穂切をなし、午后感穀を行ふのである。

鉗刀子の図



削谷頭カ図



此教方は高梁の場合と同様である。

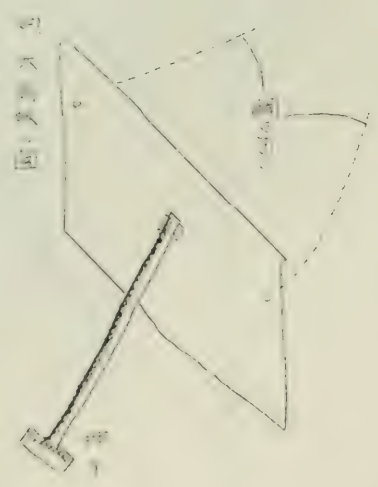
農具としては篩子を用ひ、風選後篩別する筈が高梁の場合と異なる。打鞭子に於ける工程は高梁の場合より長時間を要するが、工程は区々である。一日二人一馬で八畝の工程を振率とする。

風選 — 穂がけを扒子で除き、刷板で集穀して後行ふ。

風選して(揚場)包糠(狩)、谷穂子(未熟谷子)を除き、重ねて篩別を行ひ、再度

風選して、高梁の穂台の口く口袋（三斗）（一三〇斤）に移し貯へる。又、
 木板、集穀用具の図示

小剛板の図



心板 量（康徳二年款当収量）單位を未辨、在る

穀物	量	地	下	地
	量			
草	七五斤一六〇斤	一・五斗	四八斤	〇・八斗
	六〇斤	一二斗	四〇斤	、

C 大豆の耕種法

高粱、谷子の耕種法に準ずるのであるが、その特異な点のみを記せば次の如くである。

(1) 播種

黄豆、黑豆と大々を區種名の如く呼んで、區種名はハッキリしないので、こ

れは必内の黄豆、黑豆の占むる重量さが零に近い故であつて、その耕作法の如何も別に區種名をいひながら、大農家の耕作は可成り行はれ居るから、猶其他の耕種法と比較する爲に記するのである。

(2) 採種

高粱、谷子と異り、脱穀後の粒選である。亦場合によつては播種前に貯蔵、乾燥

中より重量重きものを風選によつて選ぶのである。採種量は一畝当五合—七合（任未辨）である。

(3) 整地

高粱の後作の場合には、谷子の項に述べた整地法であり、谷子の後作の場合には

兼科作の項と同様な整地法を行ふのである。

(4) 播種

時期、四月中下旬（高粱、谷子の播種後、黍子と同時期）

方法は炭桶で手播きである。畝間は五—六寸とし、一株五、六粒を播くのである。施肥は天候の候きである。量は高粱と同量である。他は高粱、谷子に準ずる。

(5) 管理

除草二回

中耕一回

一、 運搬 運搬と同歩働頭で行小のであるが、この運搬は、運搬の距離が長いので、運搬の回数が多い。

(5) 高熱期 立秋

成熱期 秋分以後八月下旬

(7) 刈取 時期八月下旬

工程一日一人四〜五畝、天幕り一の畦を一漕として刈るが、天幕りいで畦をつくつて畝線する。

(8) 運搬及「塚起し」

一車(四頭引)一の畝を運ぶ

「塚起し」は互塚形に積む

(9) 乾燥調整 秋距離走に行小のである。

乾燥は調整最も容易で次が大豆よりも容易、種子は調整である。其の調整は、乾燥機で行小か、乾燥機が長いので打鞭子中休んで乾燥機取り除きを行小が必要がある。

(10) 収量 収量は高梁、谷子と同様である。収量は、手取量、運搬量、運搬量、収量。

	上	地		下	地
運	量	を	運	量	容
					積

穀物	六〇斤	〇・六—〇・七斗	四五斤	〇・五斗
差	二〇斤	不明	一五斤	不明

(販売) — 此内市場で十月頃より小売りする農家が一戸と、自家の店頭で小売りする場合と

ニ戸あるのみである

三、生産力

1 作物別生産力 (單位五畝採 任承行、一畝当量)

大豆	谷子		高粱		上地	下地	備考
	副産物	主産物	副産物	主産物			
二〇斤	一〇斗	六斤	一五斗	一五〇斤	一五斗	東徳二年	
一五斤	〇六斗	四斤	〇八斗	八〇斤	〇八斗	下地	
三五斤	一五斗	一〇斤	三斗	二〇〇斤	三斗	豐年	
二〇斤	〇八斗	五斤	一斗	一〇〇斤	一斗	下地	
一〇斤	〇三斗	三斤	〇六斗	五〇斤	〇五斗	凶年	
一〇斤	〇三斗	二斤	〇五斗	三〇斤	〇四斗	下地	
二五斤	一斗	七斤	一五斗	一五〇斤	一五斗	平年	
二〇斤	〇七斗	四斤	一斗	八〇斤	一斗	下地	

東徳二年は概して凶作である。
谷子一捆五斤
高粱一捆
上地八斤
下地六斤

穀子	主産物	一・五	〇・五	二・〇	一・〇	〇・五	〇・五	一・五	〇・五
副産物		谷子に比して一割減位の収量であると称する							
考へられざるを以て、選定された穀物の對に収量は右の如くである。									

2 新種法の如何による生産力の差異

而一作物も普通畑に耕作した場合は、粟園に耕作した場合と差がある。

次に「紀石」の粟園新種高稔の康徳二年の収獲結果を示す。

一畝の粟園より一五斗の高稔を収獲する。康徳二年の二地収量一五斗に比して六斗の差がある。猶ほ収獲量で見ても「紀石」地と耕作地は、その地産管理力の第一畝が二五斗の差を醸めて居る。これは新種面積が少いからで、全新種十五畝、高稔耕作地六畝である。

八斗と小産とでは大産が収量大であるが、その管理法の差で逆に小なるのが六斗八畝耕作地と採新するのでは大り相用上益、其の可ある。六畝の年工はればよりは自作で戸主の勤の差を考へた収量大である。

粟園播種は、麥芽前種子が五斗に發芽されてより、ない場合多く、特に大産の場合半量より低稔は、採種して其の充実が悪いのである。低稔地は春期採種すると収量が増すと云う。

「蓮」は種、不可強種と称して、短圃と播種距離をいさしめ、年工以後、採種種まし、作物別にも適種期を示したりして居る。

3 立置、土表の連類による生産力の差異

イ 西北より西南の高地帯……平地に比して一畝当収量、五升の差がある。

ロ 平地帯……標準区で康徳二年は一八——二斗の平均畝当収量である。

ハ 東南の湿地 兩年以外は平地帯と同様の収量である。

土壤の種類によるものは上池下池別収量を示した如く、黒淤土は黄土の二倍の収量である。ゆえにこののであるが、新土の深さも関係して居る。

4. 採取農法による地力減耗の状況

開墾後八十年間氣施肥耕作で畦田は現在の半分位であつたが、地力減すると十年——八年の休閑が行はれて居たのである。

今より百二十年位前から施肥が行はれ始め、それによつて畝当収量が一升——二升増加したと察するのである。採取農法による地力の減耗と降雨による新土の浸透とが相俟つて地力減耗を促進して着しく減じたのである。古志（汪氏）より聴取せる開墾当時の年畝当収量は

		高粱	谷子	大豆	黍子	備考
上池	五・〇	五・〇	三・〇	五・〇	單位在禾折斗	
下池	二・五	二・五	一・〇	一・五		

この収量が四十年間続いたと推すのである。

第六章 労働事情（附撈青）

第一節 縣の一般事情

本縣一般の労働事情について第四区路刺沁石旗に属する地方を除けば、本縣の事情が之を代表するものであろう。本縣の平原地帯に於て本縣に見られる様な集市の立つ處が二十餘つあるのである。其處には夏くの場合、大地主が撈鍋、免買者等が在り、大地主を經營するものであるから昔からの集市の中心とあり労働者の自由市が見られる。現在でも之等の諸處を中心として本縣の如き事情の小区域を越すものである。本縣の労働自由市について記すれば次の様である。

平原に於て言へば、本縣には東照の頃より現在の撈鍋の前身が居つて殆んど本縣現在ノ工地と異手におさまめ、当地の主、和領金と共に唯二人の耕作者と言つても過言ではない状態であつた。其時撈鍋は其時終り撈青經營となしてゐたのであるが、やはり現在の様に日工労働者と臨時的に雇はれた者、當時は本縣のみならず同じ状態にある他の開拓者達もこの日工の需要を感し、之は當時の撈鍋で通つて言つて多數の地方に入り込め労働力を供給してゐた。之等の苦力は撈青となるのであるが、本縣は日工となるを得ず、現在でも昔からの宿屋があるが、それ等の苦力宿屋は、撈鍋の附近に早稲集り次第に集市の如き状態になつた。これが現在労働自由市の初

この四十八戸の農家は最も大きいもので三十畝内外であるから普通十五畝程度のものが最も多い
 ことになる。斯の如く、本庄は大面積と経営する小数の農家と適小なる経営をなす多数なる農家が河原
 庄に存在し、其中両は殆ど存在しない農村である。

次にこの作物別に見れば、主なるものは

大豆	二二五・〇〇 ^畝	其の他豆類	一〇〇・〇〇
高粱	一六五九・四五	大 畑	一九・二〇
蕎 子	一五八九・七〇	蔬 菜	四八・七五
原 子	一一四・〇〇		

から見て、大畑を除いては普通一畝作物であつて其経営大なるも小なるものに拘らず、之等普通
 作物の輪作をなし、従つて農家各々の作付割合も殆んど同様である。

特産作物大畑は一^畝二を十六戸に依つて栽培してゐるが、本庄は余り大畑の適地ではないから此
 畝的少ないのである。然しこの中十四畝余は蔬菜のニ毛作をなしてゐる。

次に前記の対照された大耕者七戸と適少経営者四十八戸とを労働の被津産働の量から対比すれば
 この様になるのである。

大耕者七戸は区内全雇付年工四十六名（農業年工のみ）中四十四名を雇ひ、区内全雇付年工
 三^十畝約二^三〇〇日中二^一〇〇日と雇ふのである。之に反して適小農四十八戸は雇付年工二人（中一
 人は年工二）、雇付日工は約二^〇〇日である。又大耕作者の家族は唯一戸の者一^人、小農の家族は製物職工

あつて、之のみで約千五百日を雇付してゐるのである。この不足は附近隣地より求めねばならぬ事と
なるのであるが、本郷は地方の特色たる集市の立つ處であつて、販賣購入事情参照し此處に於て又
日工労働者の自由市場があり、これに依つてなされる。従つて日工需給の範圍はこの市場の範圍
にまで拡大される。

結局日工については、大耕作は除草や收穫に際して之を比較的多く要求し、多くは此内の選
小経営者の通利労働者や、日工雇農の労働に求めるが、更に近隣の地に対しても需要者となるとき
ふことになる。

選小経営者にあつては其中の大半者は幾分の日工労働を要し、又大畑作を営む者は幾分の
なるに拘らず日工の雇入れをなす。然し大半数の者は自家労働によつて充分であり、若し不足す
ることがあつても農具貸借の不足と相俟つて挿具を行ひ、又は通利労働者の互の共助によつて充
たされるのである。

日工は大新作者に於て四十余名を雇入れるのであるが此内よりの雇入れは三行に過ぎず、他は
皆此外より供給される。この雇付者について聞けば此外より雇入れる時は自家農具を手貸はし
貰ひたいとか、不時需家を申出るとか、使用に却つて不便であると称してゐる。此外雇入れ
も殆んどが藤内第三区及び第二区の者でこの寧ろ藤内平塚地帯の者である。又此外より日工に於
ける藤内特に平塚地帯の各地に至るのであつて、相互に此地域内で需給されて居る。

此外には多数の日工が常住し、又労働市場もあることであるから農業上の日工と言ふ雇付の家

れに無い印象がある。

第三節 自家労働

一 自家労働の利用、過剰

自家労働の過剰は過小経営者達に於て甚しく多し。手は役等が多数の被付労働者を出すことに依りて知られるのであるが、この過小経営内で其の労働が如何に利用されてゐるかについて次に記述する。

東北地方では過小経営者は牧畜や農具之充分に要しない為、打込と称して所謂挿具の如き其の労働を行つて居る。これは播種、中耕、運搬等の作業に頻繁に行はれるのであるが、算計表を照し一戸の農家で一年間その日数は僅かに五六日に過ぎない。多い者で十日である。これによつて是れを役等の過小面積を耕作するに要する日数が如何に少く済むかが分るのである。多くの場合一種の作業に要する日数は三、四日であつて、共助して六、七日を之等作業別に割くとしても年間僅かな日数を費すに過ぎない。除草、收穫、調製の如き自己のみで爲し得る作業にしても之に準すべき少日数であらうこと何想像に難くない。又反対に之が爲にこの共助作業が頻繁に行はれることを考へられるのである。

この打込(挿具)について言ふならば、役畜と役畜と互に共助し合ふ場合、農具と役畜の場合

三車に人が附屬する場合があるが、人が附屬する場合も人同労働の交換を助る自給して農工とする場合とはなく、定角農具役畜人同労働の各々について又其の組合せについて交換共助に於て作業者をここと打伏と一振に称して居るのである。又特に人同労働と人同労働の組合せは交換し自水場合は換工を称してゐる。之も亦要く行はれるのであつて、適小経営とは同一の性質を有する。人同労働には季節により期間を限られる關係上自家労働に不足するところあると認るべきである。人同労働を以て牧畜や農具の使用と交換する場合に打伏と称する。以上何れの場合も一振に認る計其の廣行はなく、当業者間の相談によつて決められる。要するに場合を差別し行はる。

又小經營者所稱して自家に急分の力もなき生産要素を持たない畜でも畜牛具によつて經營してゐる者が僅かにありあるので、当地にも産力量とか借力量とかと称して牛具と打伏にするかへ産力量と取償し借りるへ借力量とことがある。一定産量と毎契約で請負ふりや借債とを言ふ。此の契約には言はない。又貸すことと専業としてゐる者もない。この場合畜産物等や飼料は畜産者持ちである。又飼料と持参で取る場合には賃銀がそれだけ高くなるのである。

二食の連稼時期には六車を持つて適小農のみでなく六耕作者も六車、牧畜御事を以てする者も畜産者産小のである。折調産車工である。六車一白に四牧畜を付し畜者一名で一日一戸程度である。飼料、食事は産主持ちである。牧畜の多少に依つて賃銀の高も適小は何項を幾らと定むられぬが、

以上に見る如に牧畜農具の不足は適小経営と謂ふもそれと産入は別なり、一振に自給の性質を有

如意にしてゐるのである。

之に及して農家経済の逼迫は自家労働の出来るだけの消化を要求する、婦人子供の労働、出稼労働がそれである。

二 婦人子供の労働

少年は十一才頃より自家の農業に従事する。糞拾ひ、播種の際馬の引綱をとる打抜掃の仕事、管、牛、羊管等が其の労働であつて、猪牛羊管には羊工として被付られる者もあり、この期間には十ヶ月又は八ヶ月である。

婦人は十八、九才より五十才位まで労働に従事する。田引や大畑の採炭は殆んど女子が専らである。其他收穫物の穂切り、薪拾ひ或は大師夫となつて羊工に出る者もある。能くも専ら労働については一入前である。

以家としては農家の十戸より十二戸頃に本宅より田南三十支里程ある四龍泉藩の泉山に行き、若あり、日工として一日十錢給食で働くのである。附近から十八位は之に行くとのことである。其の他の出稼は余りない。

自家労働は其他に農業以外の業務に利用されてゐる。これについては他の項で説明する。

か、雨天の際の輸送とかは特に技能を要し、又多数の大車や馬と統禦する事を技術を要するから之等について特に経験ある者を擇用的として雇ふことになる。畦稻秣としては大車と禦しくある者は擇車的なのである。限做的は做洒的とも呼ばれ、打頭的に従つて農耕一役の作業に従事する者であるし、大師夫は食事を調理するものである。大師夫は其助手を二師夫と称して畦験の多少によつて一人前になるには相等の修業を要するが、具体的な段階があるわけではない。打更的は打撃的とも云つて夜警であるが特別な資格條件はない。兼管又は園頭と称して菜園作りに特別な技能者や雇ふ者がある。猪管兎猪管、馬管等は役畜、家畜の管理の外主勢、兼種などもあり、放牧は勿論出せる者である。全ての種類について具体的な一定の資格條件がある訳ではない。雇主側でそれと認めるならば其勞務の爲に雇はれることとなる。

雇傭の方法について述べる。

本心では多くの年工を雇傭してゐるが、それは多く露肉の者であることは前述せる通りである。当地方には流動する雇農階級の如きはなく、現在山泉、河川からの移入労働者は全然見られなくなつた。

雇入れの際證書は書かないが、保証人は立てる場合がある。然し多くの場合知人關係を頼つて雇傭されるのであるから本人の信用に依るのである。保証人は多く紹介者なるのであるが年工が契約に違背する時は前払勞賃の如きものは返すものと約束する義務があると採してゐる。雇主の招聘によるか年工からの依頼によるかによつて差異はなく、條件は総て同じである。

契約期間中に病氣とか其他の事故のため休む様な場合には其日数だけ期間後に延長し、其
ことになつてゐる。契約期間は一ヶ月を限つて如何なる事故あるも継続することに不

一、更新は次年度一年を新たに契約するが雇に口頭で依る状態に賣らぬ。更新は一
ヶ月ニテは或は二十日と云ふ程に延長する。或は之を月工として雇ふが曰ふに之は、
談にやるもので特に一般の慣行はない。

一、二、三のほむ下往込である。雇主の家は往込むのが普通であるが、房主が賃
賃手へたりする事は稀に聞かれる。然し年工は主家へ賃手をして家族と共に居る。或は
別居を願ふ賃手する事もあるが賃銀の取置は、一、二割を賃手はあつた。

前記の如に年工は一振に一月六日頃から十一月六日頃まで十ヶ月、又は十二月六日頃
一、月工は其の如く、其の期間中、正月節、八月節及び何節かの日等へ金銀を寄せて居る。三
月、六月、九月、十二月の四回、能方狸皮等を奉つて差遣はせぬ。然し、賃手の家には休むと云ふ程に
間を延長する様な事は無い。所家は期間満了の日にするものであるから、他は賃手は賃手
期間と同じである。農家は運轉に従事しない大前夫、町更的の稼取等は運轉一ヶ月の賃手
で毎日仕事がある。大抵は十二月又は一月に契約する。帰家する時は何れの年工も殆んど全
一、賃手は賃手持歸る。

一、賃手は或る年工とすると言ふ程に一定の次は賃手。運轉稼取を賃手家が賃手する
賃手は、一振に年工として賃手の恩に雇はれたる賃手一振につき如何なる賃手

時間乃至十六時向中、實際労働時間は食事三回各三十分、小休息六回、各十五分とすれば、合計三時間休息し、之を除けば十一時間乃至十三時間である。之は夜明と日没の時間によつて長短が異なる。夏は長く冬は短くなるのは当然である。

插種收穫の如き三回給食の頃は夜明前起床、仕事準備、朝食、作業、昼食、作業、日暮、夕食となり、食事には三十分、朝食と昼食と日暮面に小休息二回づゝあることとなる。午前六時より午後六時までとするれば労働時間十二時間中、實際労働に従事するは十時間となる。

四、商業使用人の雇傭関係

以上は農業労働者についての記述であつたが、当地方の商業使用人について次に記す。

商業使用人は主として取引上の人関係と預つて雇入れられるのであるが、之を採用する者は雇の経理である。

雇ひの關係は従来制度の如きものであつて、本也の焼鍋について記すのは次の如し。

初めて雇入れた者は大變は十五六才の男子であるが、学徒(耳背約とも言ひ)と称し経理や書付の小回便や持符等の役をなし、其他の雑務に従ふものも年面休脈をなく、給料も小俵銀のみである。この修業期間は一三年である。之を考め上げたものは小労金となる。初めて雇ひに依りてあるは、之は事は多く雑務に従ふのであるが、次年即ニヶ月の休脈を予へられ、給料は年に二十円乃至三十円給せられ、三年乃至五年と漸くして分める内に商人として、かつ手腕を認められ、経理の信用を得た者は雇ひ入れ、次の如き者と心する。

借入金の返済と負債を以て、その結果として、貸入金の残高が減少する。

借入金の返済と負債の減少との仕方の違を以て、貸入金等の残高が減少する。

外征 外交を主とし、荷物の送り出し、受け入れ、注文取りをなす者である。

世襲 世傳の収支、取引をなす者である。

管款 傍書世傳を管掌する者。其他、家傳、代傳等の世傳をなす者である。

二等 借入金は二ヶ月の休歇あり一ヶ月大十円の返に十円の給料を貰ふ。其後は借入金の返済に依る。

三等 借入金は二ヶ月の休歇あり一ヶ月大十円の返に十円の給料を貰ふ。其後は借入金の返済に依る。

経理は斯果によつて店の換文証と受取られる者で、全然斯果の信用によるもので、保人の證券

は立てない。給料は年二百八十円である。

経理を補佐する者に幫か又は協理と称する者あり。之は實際の商務について直接支配監督す。

益である。給料は年二百円である。

本質 協理は斯果の財物出賃に對して、代金の貸付、借入の取り、貸付の返済を

行ふ。二分の五分は五分位の配当と種々なものである。斯果の貸付は金録の貸付、借付の返済に依る。

本質 協理は、四十円の立派なものである。現在まで斯果の利益配当は協理に歸入されて、

本質 協理の設備になつて来たのである。土地の売買等も之によつてなされて来たのであるが、

協理は本質自の金を得出す様に、一ヶ月の間に、協理の利益を、

第五節 労働の生産性、労賃

現在当地方の現銀額は具体的に戸別調査集計表に示されてゐるが、一般の観念に従へば、農工労賃小米一石一斗、現銀では四十五兩程度が普通である。曰工の労賃は時期に依り乍ら、多少の高低はあるが、最高四十錢、最低十五錢が男子一日給食付の労賃で平均三十錢程度である。奥体的には集計表について見ればよい。月工は実例は見られないが、一月十兩程度は普通である。十分の一と言ふことはなく少しく割が良い。之は曰工の労賃から割出されるのである。

如何なる労賃にしても其の相場は特定の決定者と言ふ者がある訳ではない。年々の賃金、承的を相場があつて、この小米一石一斗と云ふ相場に準據して、雇主人と労働者の間の交渉、争情を参考にして決定されるのである。曰工の労賃は本此の労働面にあるのであるが之も亦通常小米半升と云ふ俗承的な相場があつて、其年の況不況、需給関係等によつて、これが實際的に決定されてゐるが、主として最も多く雇入れらるる者へ本此では賤賃等が酒肆的に決定されてゐる。殊に、本此である。

本此地方では前記の様に労賃を小米を以て観念してゐるのであるが、其の實際の支払は現銀の場合もあるし、契約の際も現銀払を以てする事もある。实例について現物払が多いと云ふのは、酒造の希望によることが多いので、支払はれる時期は小米が高くなつてゐるので、之を高く買取り、出せることだ、又は高い小米を買はずに済む事が年工の希望となるのである。現物払を契約し、現銀を欲する時は其當時の本此賃金の相場を以て換價し支払小米にしてゐる。現銀払の契約も

る者はない。軍工を日工を雇入れる者は大耕作者であり、雇はれる者は適小経営者の家族である。適小経営者が大耕作者よりもより合理的な経営をなし得ない事は租税収入の尠少収量の要素によつて知られる。(集計表参照) 適小経営者の自家労働報酬は従つて決して徴収による労働報酬に過ぐるものでないこと知られる。

現在の農産の配分関係よりすれば以上の関係は如何にして思はれ得ないところであらう。猶ほ大耕作者の農産が本也に全般的に動かし得ると見られるのである。穀物の生産が現在より以上に増大する事が全般的に要求される事は現在の労働支払の形式より見て一般農民にとつて又寧ろ寧ろであるが、現在の故に一般に渡り物給金が行はれる等々は、農民にも其増大された生産量が分与される事ともなうが、若し之が兩銀行等に渡ると其分取等にならば此種の傾向は益々なるであらうことは想像し得るのである。穀物の販売者は大耕作者のみとなることであるが、増々大耕作者の支配力が増大して生産量の増大と一般農民には何等の利益とも及ぶ事、即ち農民採取の類材として大耕作者へ志買者も兼ねる者ある事に注意せよ。に利用されること、適小経営内部に於ける労働の合理的利用は或分の余裕(生産物増大のために労働を強化すること、労働の集約的需要ある作物を導入すること等)を見る他に労働其れ自身の前面では解決はせず、寧ろ、肥料農具牧畜等経営手段の合理化によつて価値を高め得ること、ならう。然し結局はかゝる合理化の処置は量に於て労働の恒定的週利となること、土池の少い当地では当然であらう。此処に於て他産業によるか、又は税収に依る解決が要求されることとなるが、その必要なること

を定めて筆を止めることとする。(一)農産物の購買、又は購買者への生産物の集中については、概して
進入事情の項を参照されたい。

第六節 雇農の社会的地位、移動定着

本邦に於て雇農と言つても一大家族が被雇のみによつて生活すると云ふのは曰く労働者の多くは
亦多量の資本のをもたない、特に雇農は少くも階級が他の一階級分であることは疑ひない。雇農は
活は雇農に及ばない者も多々あるのがある。雇農は賃金から移り住人は賃金があるが、本邦の
夫々の者もある。かつや事情がよしく其身分的地位について雇主と特別な身分派を構へるに
れば本邦でも自作者と何の差もなく文源さへある。

戦前も雇農を雇はし移り歩く者は尙ほ尠くない。雇主労働者は次換の一環として、
であるのであつてこの種の労働者が最も多い。

第七節 厂史の事項

元暦九年十年頃の大隅に於る板倉の本邦の労働事情に關して概論を述べた。その際
大山作となつたばかりでなく家屋を大が、家産土池までも失つて了るに由らむて、

労働によつて生活する者が過剩になつて来た。雇主の方でも困窮のため雇入れが少なくなつたのである。これは一時約禮象ではなく、其後も日工労働は勿論、常備労働者にも不足すると云ふことには、各地方近郊の者で足りる程になつた。以前老結七、八年頃までは山東河北より把頭を率ひ、白蓮の群をなした労働者がやつて来た。之等は主として日工労働に従事したと称する。これ等はこの凶作以後は次第に少なくなつた。これは必内でも労働が過剩する程になつたからである。老結十七年頃からは全く見られなくなつたと称する。

労働賃銀の支遣については老結二十年代より年工賃は小米一石一斗であつてこの額は其の或分けないと称してあるし、支払方法を其頃と同じであると云ふ。日工の賃は平年、小米五斗、凶作には二合位になると言つてゐる。詳細なる事情は聞くと得ない。

附 撈 青

寧城縣第三區和碩金營子興裕泉の撈青耕作に就て

先づ課任の地境調査結果に於て、之を撈青耕作の實際に記す。

撈青は管款的と称する撈青耕作のみな、于院內承佃の管理等農耕一切を管理する爲に一八重二比右は撈青耕作に關する全くについて別途の帳簿會計を以て管理してゐる。

工 地 撈青に關する耕地は普通畑千六百畝である。

家 屋 撈青労働者を宿泊せしむる家屋は、燒録の居屋と讀んで、紅土灰等々を以て造られたり、外壁塗りの如き附屬地は、秋草一回の運具が備はるゝが、其敷地の乾燥設備は一切、農家と家屋の管理である。之も燒録が負擔する。

収 入、費 用 全く燒録の所有であり、後述の使用管理経緯、農具の修繕、薪炭の代下等、一切を、其の責任は撈青労働者に負せらる。

種 子、肥料 種子は全く燒録が運取にて支給し、秋收後收穫物より扣除する。種子費は、青刈の頭、燒録管款組合費の工入に之する。肥料は燒録の畜舎より取出せらるゝと、之も、其の責任は撈青労働者に負せらる。

撈青の從事する。

日工雇付及日工労賃 三二の雇付は傍青製把頭、田出で、管飲的と相談の上焼鑪に於て雇
付、日工労賃は焼鑪が支払ひ、之は後に收穫物分配の際傍青取付金より月利三分を引いて引除する
ことである。

調製場其の他 調製場は焼鑪本屋院内にあり、之を利用す。生活費の重要部分である傍青賃
付家屋の燃料は收穫された茎稈を焼鑪より氣償支給される。

傍青労働者 農耕一級労働者十六名（凡そ百畝につき一人）及び把頭一名、を夫々各別に契
約雇上げん。把頭は率手把頭として農耕経営の實際上の指揮監督者である。他の十六名の一級労働
者とは何の關係もなく雇はれたミツである。十六名の一級労働者の向に何の組織もない。合計十一
名を以て契約時二十七日の身賃錢を前払される。把頭には他に羊蒺藜として十八円を發する。契約期
間は十月（十一月十六日）より十月末日までである。この間は如何なる労働についても把頭の指揮
に従つて従事しなくてはならない。官工としては定つて日数労働がある訳ではない。

傍青労働者は焼鑪の賃付けた家屋に住し自炊する。食糧は小米とソリ、計十一名九斗を前貸され
る。其他雜貨類と焼鑪より借りることが出来る。之は收穫後收穫物分配の際傍青取付金より引除され
る。

農耕経営 作付は輪作関係によつて踏一疋してある。然し播種前一疋、把頭と管飲的合議す
ること、まつてある。實際作付の状況は集計表につき見られたい。農耕経営作業は焼鑪が命じた把
頭の指揮監督する。十六名の一級労働者に従事する傍青及雇入日工は全て把頭の命により作業し、

計 426,821^H

食料前貸 小米 1/29 1斗 4斗として 476,000

之を返済するには先づ石の小米に対し收穫後之石の谷子を以てするのと、時価に換算の上、月利3分、五ヶ月分の利子を附して返済するのがある。後者によつてある。故に

$$476,000 + 71,300 = 547,300$$

種貸前貸 371,900 (利子を含む、月利3分)

看青苗代 16,000

村芝居 25,000

$$1875,000 - (426,820 + 547,300 + 371,900 + 18,000 + 25,000) = 487,979$$

ノ7人にて分賦すればノ人にて付 28,700

身價錢 27,000 と差引けば 1,770 が各ノ人の差引取分となる。

この1,770 は收穫後に看青青に支払はる。然しかつる計算を以て身價錢と差引ク、其の差引分が戻つて来つてと看青がせれを返済することは存い。

この興祿泉遠錫の傍青に於る土地往後乾隆年より初まつてある。当初は百二十頃(一畝二十畝)であつた。其後次第に土地を処分して(三代変つて来る)現在の千六百畝と變つたのである。又後する傍青と最初の頃は中東方面からの者がなつたものらしいが、約二十年前からの河内縣人

手帳計上の差をまぎらふ取引差入の紹介がよつて種小狹に當り、約十年前までは支那の幣にまつて
 自給、漸くは本幣以外の者が最も多く平泉より来るものとあるのである。本地の信託に足らぬ款
 二種書から自作費となる若くは少くすかつた。河北、山東等の出徴者が少くやつた理由は一つは
 所の下着である。当地の流通貨幣は元、文によるものであつたから、揚書の取替する為計を之に替
 つた。款を以ては元紙年代には三兩が種洋一兩であつたといふが、民國五六五頃には十兩が一兩
 三小ことに當り、口裡北支内に持帰るとそれが甚しく少ない金と當るのであつた。

この揚書に對する金銀又私財 一方では出稼入である爲に款物の不足を感ぜしめ之を彌充するに
 運款が困難であつたし、又當時では販賣市場として幾多の正の利を得た。この不採の運款
 金貯蓄するに至つた。他の一つは揚書の取前は單に評價計算上の分業によつて現金で支給を計
 収據金は全て現貨の倉庫に入るものである。現貨は舊紙運製造の原料と當るつて假から購入して運
 賃も重く、英雜貨も重い、又購入上の手数料等種々の煩雜を併小のて、現銀貯蓄によつて運款金貯
 蓄獲得するのよあると感しよる。

かゝるして現銀支給は最初現貨にして十兩の身運賃を又現貨で買入れたるが、今では現貨は二
 円とするに至つた。之は主として物価の騰貴に依るものである。

被 益 公 債

亦も明治末期から豫盤會議を中心とする商權者が現れ、莫能約とする時は豫富一に依つて
 運款に對する一定の評價基準を定むること、又運賃に對する一定の標準を定むること、

に對する評價基準を決定する事であつた。昭和當時は当地方の穀物販賣市場は干菜穀類之類へと漸く遠く北支那にあつたであらう。かくる邊方では穀物の相場は当地方まで直接に影響を及ぼさず、当地の大地主がその勢力に依つて経済的利益を擁護せんとしたるものであらう。

現在の組織を述べるとは

和嶺金管子、四家子、五家香、高嶺禪子店、西橋の地主及び撈青を經營するものと把頭、家長、如き級級が毎年大雪（十月十五日）の日に一堂に會し、其日の穀物相場に準じて評價基準が決定され、終つて其の坐之の焼鍋が集會者と饗宴する。会場は和嶺金管子、西家、五家子の三箇村で毎年持廻りである。この會議は別に区域と云ふものがあつて、此の中にある者は全てこの決定された評價基準に従はねばならぬと言ふのでない。

例へば今より約十年前豊作の悪穀価が激しく撈青の手取金が甚しく少くなつた事があつた。其時、大町藏、寧藏へその小販子等に於て撈青の地主に對して爭議した事がある。是時、地主は實にした悪作を厭避して安価に配給してゐたのである。然し會議はこの爭議は何等も干渉せず、大町藏、寧藏が各包尋求したのである。

尚当地方では撈青なる呼称は甚だ玄く使用されてゐる。雇入れ耳工も、小作入れ雇入言等も、地主の撈青であり、農人に言けしむれば農人は全て彼等の撈青である。

此處に特に撈青として描記したのは名款の使用については筆者の意図である。当地方人は常に此の如き玄い意味でこの語を賦用してゐる。

第二節 屯の小作概況

本屯に於ける小作関係は個別調査表集計表に示されるものによつて知られるべきである。其論議の詳説は次の各項に譲る。

屯内農家は小作を営む者は四戸で、その一戸は菜園一畝を耕しその労力奉仕によつて分前を得る如きものである。地主は四戸、此外地主一戸であり、此外で小作させる場合は物納定額であり、本屯の都合は分租とすべくする。

第三節 小作契約の手續方法

一 押租録

本項については別項「泉の岡拓史」に此の沿革は又は「租」に關する記述に於て隨時触れてゐる。要するに豪漢の小作契約に關するところであるが、現在に至る此の慣行の存続する者は少くない。

二 租契

豪漢向の租契については別項「土地関係」租に關する記述を参照のこと。

債權者、難關係の終には、担保を受けること、担保放棄は、然る次の担保を理由として、担保権は担保放棄の放棄とすると、言はれ得る。

一、他處から移住して其の人物、資力の状況不明の時

二、種別高の長額、且多時

この担保放棄には、担保放棄の作製、地主、小作人等、一過の所時する。

担保は地主、小作人、仲介人、被害人の四人に作製し、要は金銭するに或る程度、其の担保は、地主負担である。証書の効力は小作人が小作料を納めぬ時、仲介人に請求し得る程度、其外に閑して、殆んど無力であると言はれ得る。

三、保証人

保証人は一人又は二人で小作人側からなり、小作人の筆跡、印、購入、譲渡、担保、担保、担保、担保を有し、且人物が信用に足る人でなければならぬ。一度保証人となれば契約期間中は、又例へ契約期間満了せしと雖も、その契約事項に対し不履行の争ふれば、必ず小作人に代りて義務を負ふべし。

其の担保に紛争するに於て保証人は、担保権の劣りなき責任を負ふ。

小作人が保証人に相談し契約の成立に努力して貰ふのである。然し濫在其の例は無い。

四、評 断

一、担保より担保の二層構造の一層構造。

此の時期に多い特別の理由は無い。

五 期 限

字引の小作契約の期限は一季にして、此一季は作物年度と称する如くである。

唯一季期限六年とするものもあるが、之は土地が比較的悪いので貸付期間を長くして小作人に土地に対する愛着心と差させ地方の活養の益と弥しく居る。若し三年期限のものなりとすれば、其土地は稍良にして一輪作期間を利用して地方を活養せんが為と称してゐる。然し現在は一季期限とするものは少ない。

期限内は必ず小作せぬは守らず、又地主は小作地を取上げることには出来まい。万止むを思ふ時は、お互によく相談し相手方に納得して買ふのである。

地主の地主、小作人の意見としては契約の自由変更が出来る短期を欲してゐるが、事實は一季の小作を中止するに至るべく、数年継続小作して居る。

地主、小作人間の利害關係相反せず、或程度迄中庸を得て居る場合には實際の継続年数は幾らなるのである。

期限満了せば当事者は何れからか申し出て新契約を結ぶか、或は小作させぬとか、小作せぬか相手方に通知せぬはをらぬ。

契約を解除すれば同時に小作料を滞納するものは押租錢は其の小作人に返さず、證書は最初と異なり保証人の義勢を同時に終了するのである。

以上は小作人が其の義務を履行してゐる時に限る。

其他土地の放棄、三差、租額の責任放棄、耕作放棄等は、

第四節 小作條件

一 小作地

小作地の種類は地主地の如何に依りず、実地地租を以て小作地の義務としてある。其の作地の
權の幅及び管理方法については小作人の自由にして、毫も地主が干渉することは無い。然し傍外
の規程は除草に關しては多少の注意を促す人となること云々。

二 附加地

地主地と普通な分種や零地とを以て、耕作し得る地を以て小作地として認められ、其の耕作
は、地主地は耕作し、零地、家畜敷及び小作人の職蔵及び耕作地を以て耕作する。地主は耕作地
の耕作に妨害するものがある。

小作地の利用及管理は小作人の自由である。

三 耕作、荒作、耕作

耕作の附加するものは耕作の場合にして、耕作の小作人は耕作地及び耕作地を以て耕作する。耕作地
は地主の耕作の小作人の耕作地を以て耕作する。耕作の附加するものは耕作の場合にして、耕作の小作人は耕作地及び耕作地を以て耕作する。

の都合によつて決するものがある。

四 畜 刀

原則として畜力、地主持は犂青の場合に於て、其他は分種の時へ五割五割融通する地主が一定ある。

此の場合には畜刀費を私つたり、換工するのでは無く地主の好意に依つて与へらるものである。此の地方の犂青小作に於ては、牧畜は小作人自ら飼育する事なく、必要の場合に地主に貸し付けるとして用し、其の日の中に地主方に返すのである。従つて飼料は全部地主持ち、其他家畜の傷、病氣、斃死に對して小作人は其責を負はないのである。

五 農 具

犂青小作以外には農具一切を貸与又は利用を許可して居るものは少ない。

六 種 子

犂青の場合には種子の全部を地主が支給し、秋收穫後全量から主を扣除するものである。種子量は此地方の習慣に従つて必要量大地主に要求するのである。其他の場合には種子を支給されることは少ない。

七 肥料

犂青の場合には地主負担で、其他の場合には小作人の負担である。

八 副業場、放牧地の利用

銅製物の附和せる小作料は、考査の専念は地産に就級するもので其の必要を、冷熱一
 (五)は唯一方にしく之は烟で産を以て分割し合小のである。其他は定額で之の附和を
 (六)は、該物に附和されることは全燃すい。

標準地は、茎稈類と燃料としてある。此等は標準地の運搬等と之とを費にす。

第五節 小作料

一 小作料率

1 銀的定額 示し。

銅三収量評定後算出の標準

品名	標準地(数量)	別産物	標準地(単位)	標準地(単位)
数量	1.0	1.00斤	1.0	0.115斤
標準	1.0	1.00斤	1.0	0.115斤

2 定額定組

小作料

品目	標準地	別産物	標準地	標準地	標準地
標準地	1.0	1.00斤	1.0	0.115斤	0.115斤

高粱	0.1斗				110.00	
粟	0.4斗	0.8斗	1.1斗		50.00	
						11

3. 物納分組

一列に挙げれば次の如し

小作料

地目	承租の割合	定納数量	実納量計	評価額	地価	地価の割合	畝数
上	五対五	高粱 三六斗 粟 二六斗	三二石	八三・二〇	二〇〇〇		六〇畝
中	五対五	高粱 一六斗 粟 一七斗	三三石	五二・六〇	四〇〇		八〇畝
下							

二 小作料の決定

小作料の定額を算出する場合は上中下別によりて決する等なく、粟及高粱の生産高によりて決するの
が一般的である。小作料は生産高の約三乃至四割位である。(平作の)

小作料の決定は地主、小作人の相談で決定し、地主が一方的に決定する例は見受けられ
ない。

三 小作料の納入

一、小作力の附加物

莖稈全部地主に帰属するのほ、牧畜、農具、種子（半分）、肥料一切を貸与する対半の場合に定額小作の時はお作へのものと成る。其外五割五の分帳の時莖稈と二分するものが一戸ある。然し此の場合地主が犁不貸与し又必要の際には驟と貸与することに成つて居る。其の他の物適と小作料附加物として納入する事は無い。

二、小作人の義務

官工の勞務種類は一定されぬが、規定の日数だけ地主の都合によつて適當に取扱はれる。官工の要する場合は小作地に伙食地に附加する時である。官工の日数は小作人の事情によつて多少の斟酌を加へ、小作契約と結ぶ時兩者で相談決定するが、一定の標準に當るべきものは無い。

例へば肥料、種子（半分）、家畜、農具等一切を貸与する分帳（五割五）の場合、伙食地二畝あるが此の小作人は老人なる故として官工年四日、其外は飼料刈に六日永たると云つて居る。

官工の勞務方法は小作人の都合によつて果せば好い。上記の老人小作人には昨耳四月塚五と云ふに云ふ小。其他の義務は別にない。特に地主、小作人が懇意にして居る場合には造山、造山に手伝ひにゆく事はある。

第七節 租公課の分劈

事之ては土地に属する税、即ち租子、秋租、租公費は地主負担にして小作人は通常耕作費及肥料費、費用を負担するものである。雇車も分益小作に入らず。せし際は産終公免税は、地主、小作人二分する。

遊覽等附加地の分益地主負担とする。

養育費

村芝居の費用は傍青の場合には地主が始め負担して、収穫後小作人が取崩す。田舎する。其他の小作形態では小作人が直接支払ふ。

合掌の根等觀念

土地其のミツに課せらるる租子、秋租、村費、は地主が負担すべきものあり、養育費、遊芝居、耕作具使用収益して居る人が負担すべきであると言ふ、村費は耕作人のために使用するものにして、耕作人に比し、恩恵に充して居るので負担すべきもの看ると、地主が全額負担する。次、耕作具使用収益の費用は地主も負担すべきであるが小作人が全額負担して居るのである。

第八節 小作権

一 小作地に対する諸種権利の設定

本とては、地権と同一く短期契約が多いので、典権の設定及び売却に同じくは余り問題に起らぬ
故である。

地主が以上の條を行爲を許さんと欲する時は、初め其土地の小作人の意向を諒解するが一般例
だと稱してゐる。然れども單に地主の一方的好意にするもの小作人の当然主張し得べき利益と言ふ
ことは出来ず、即ち小作人受るものは事實上存在し得るのである。

二、小作人の権利

其の例をす。

三、短期契約の本質

殆んど總ての小作が短期受るは地主、小作人の意見の一致らしい。

地主は三年位の長期に出すと、地方が次第に増加することは知つてゐるが條件が不利な
場合を予想して契約変更の自由を確保するため短期契約するものも殊である。

定租、分租を問はずすべて短期である。

四、小作経営の独立性

定租、分租を問はず作物の決定及圃場の設定は小作人の自由で地主は毫も干渉しない。

傍看の場合には少しは干渉するが、大抵は把頭に一任してゐる。又此の場合には日工の雇入れ、倉
房、労働者の労働種類及地位の決定も把頭にまかしてある。(別項「傍看」参照)

第九節 特種なる小作関係

一、又小作（地主王俊亭、小作人于猷亭、又小作人梁文臣）

1. 人 式 関係

地主、小作人は親戚関係あるも、又小作人とは関係なく隣知人の程度である。

小作人は地主と親戚関係有り、且以て何等地主の事情承諾を待たず、地主に承諾を請ふ。

地主は如く特殊な関係を以て承諾は普通地主の承諾を必要とする。但し地主は承諾を待たず、小作人は承諾を請ふ。

地主

2. 小作料と又小作との関係

于猷亭の遺言による小作料

高粱 一百八斗 谷子 一百五斗

又小作人梁文臣の負担せる小作料

高粱 一百五斗（收穫高一百、今盛）

小作料の形態

種子、肥料、代金、農具其他全部又小作人の負担。作物の種類は又小作人の自由。小作料は

租地より

全收穫高を折半し、副産物は又小作人が取得である。但し小作人が又小作人として認められ、

果ては貸与せる場合は、一般の地主、小作人の場合と同じく墾田口走、墾田口走の習慣が行はれる。

契約は口頭によりて期限の取決めはない。
期限の談合の有無は当事者間の契約に依る。

(4) 又小作料が小作料より何れも高いか。

双方分益の場合本実例の如き場合には地主又は小作人が小作人又は又小作人の種子、肥料、炊爨、豊稔等を負担するや否や、或は其實付料の負担、多少に依り決定される。

定額の場合又口頭により又小作せしむ。

以上何れの場合も分益小作の場合又は小作も分益、定額の場合には地主も同議定議を以てし、小作人の中間利得の目的の下に於て行はれることはいふ。こは付当地に於ける土地分配状況が比較的平衡を得、且小作人の地位、才能が極めて低き程度のものであること、地主に物語るものである。

(5) 甲種小作人が地主に納める小作料が普通の小作料より低率か。

又小作人の理由原因が中間利得を目的としていふのでかくの如き現象はない。

(6) 又小作料の納入方法

本実例に於ては又小作人 小作人 地主の経路を取る。即ち又小作人よりの又

小作料は地主に対しては小作人の小作料として納入される。

又小作人は調製の場合、小作人の立会を求め分割の後又小作人の責任にて小作人宅運搬する。

通、小作人の小作料は運搬費、運賃其他は地主の負担とする。前記小作人が小作人の関係は本例に於ては近距離を設け又小作人が小作人宅まで運搬せよと、普通運搬費は運賃、運搬費とし、運賃其他は小作人の負担とする。

地主对小作人、小作人対又小作人間に於ける小作料附加物等。

3. 租税の分擔

イ 田 租 費

地主对小作人 耕作負擔に依り折半する

地主対又小作人 同 右

小作人対又小作人 全然關係なし。

ロ 敷 租、租 子

全額地主の負担

4. 又小作の利害

地方維持の見地以外には利害關係なし。

5. 又小作の理由

本例論に於ては小作人肥料不足に付き又小作に出すを以て、(地主より)半二額貸与せらる。

三不反す)

此の外一般的の理由として

(イ) 小作人の勞力不足

(ロ) 小作地の不足

(ハ) 又小作人が資本、信用の關係上、中商小作人を必要とする將

但し何れかの理由で又小作契約が締結されるとも小作人が中商利得之目的では絶対に行はれずと云ふ。

二、 竟憑不難槽 (出典小作)

土地關係の頂參處

第十節 地主と小作人の關係並に身分地位

一、 賃借關係

地主は余租があれば小作人に貸す方を欲するものと實際としては徹放關係とか、定期、不定期、等如き特殊關係以外の場合は殆んど賃借を以て基礎である。

たとへば特殊關係にある小作人に融通することあると、それは小作賃借と異く、牧畜、耕作、等、をほるためではなく、軍需の好意から出たものである。

地主階級は、地主階級に属する者であるが、地主階級の小作人に多少の賦課する時は、賦課額が地主階級の利益に算入される。

生活費、食糧を前借するのは、傍青の場合にして、此項上記の利息を酌してゐる。

其他貸借関係に依つて小作人の緊縛及小作条件の低下する如き实例は、い亦である。

二、種族關係

種族的な種族間に成り立つる、種族間の小作契約より種令許諾性であるが、種族間の小作料は差異をもち小作契約は種族間より種令許諾性であるが、種族間の小作料は差異をもち小作契約は種族間より種令許諾性である。

種令許諾性に依りては、種族間の小作料の減免も他小作人に先送られてはならない。

三、地主、小作人の社会的地位の優劣

1 公職及び参職に就任する人の身分には限定を付け、種族間の小作料は種族間の小作料に依りては、種族間の小作料の減免も他小作人に先送られてはならない。

種令許諾性に依りては、種族間の小作料の減免も他小作人に先送られてはならない。

種令許諾性に依りては、種族間の小作料の減免も他小作人に先送られてはならない。

種令許諾性に依りては、種族間の小作料の減免も他小作人に先送られてはならない。

2 種令許諾性に依りては、種族間の小作料の減免も他小作人に先送られてはならない。

種令許諾性に依りては、種族間の小作料の減免も他小作人に先送られてはならない。

種令許諾性に依りては、種族間の小作料の減免も他小作人に先送られてはならない。

との文婚は殆んど皆無と称してよいであらう。

3. 「長いものには巻かれる」の諺の通り本地方でも地主階級は小作人階級には相当專横の如く考察されるが真体の事実と掴むことは出来なかった。

第十一節 小作人の移動定着状況

個別調査集計表第一表農家零丁表を参照されたい。

第十二節 史的変遷

一 小作形態の変化

家賃間の租関係については別項「岡田史」に此の沿革し「土地関係」等を参照のこと。
七八十年前から蒙人の出租関係が殆ど終了し蒙地の実収が悉く漢人の手に放出されるを契り蒙人の土地賃借関係が漸く盛んに言つた。先づ最初に現れた形態は分租、五割五である。

蒙人にして土地を獲得したもので農業に経験ある人は自作（中には年工敷名を付して雇人もあるが）せしむ、其の他の兼に従事する人は小作に出したものである。此の場合農業には経験なき急分租では煩雜習きに及び民間の初年頃から孳根小作契約を締結するに至つた。孳根小作の分

一、この種田は此の頃は地方も次第に低下し、それに不作の手も段々増加したに依り、之等の危険が
 甚なる感なきを以て西々、此の頃の定額小作料は二斗の収量の五割に對し、五行位を以て六

二、小作料總額の趨勢

年 代	小 作 料	地 価	該 当 收 量	穀 価
民 国 初 年	〇・五斗	大 洋 一 〇 〇 〇 二 〇 〇 〇	二 斗	大 洋 四 五 角 八 〇

第八章 農家の副業

軍部派と鑑別すれば、一般的に経済的環境が自然自給の経済の中にあつて、副業を講入するの
 必要なき世の生産物は其の村裏で済む、農家は自然経済の中を歩み、収入もその間に

副業として分離するには未だ市場も狭く交通の發達も與へぬ。従つて此所に據けられる副業と副業として一般兩系統的に營業せらるゝものでは全く偶然にある農家が何かの金錢的必要のために集市に自然生産物の一部を売却したいといふ事實について言つてみる場合が主なのである。或は又、特定の種類の作物に適地があり、其処に多量に産する原料によつて遽々副業的生産が充實し、副業的となつたと云ふか如き事實についてある。之等の事實とあまり引いどのでは全く、寧ろ縣の東部の全地域に存在する農家の老實板固である集市を調査せし和碩金管子について實際調査して得た事實について處ても僅少奇しのである。

集市は、夏の頃に於て特に説明するが、同圃二十軒内外の近郊の地より農民が集まり板等の個人所有を賣つた後、此処に集まれるのである。一日此処の集市に承た手工的生産物の生産者の全部の生産物は、此の集市に於て賣つた後、次に蘇州に賣つたのである。

高粱彈にて製せるアンペラ

高粱の彈及びその十五六の長擲存に賣つて五枚と持參す。一枚世孫、生産行程、女一人三枚、三枚至四枚、原料自己生産高粱彈、用途穀物貯蔵の圖に用ふ。五枚全部は売れ存いだらう。

水子

十二三の八割増す。大八合せて五六個。親父の手にて一日大一個、小ならは二個を製す。

内近の農家の使用するものを、向うは登八重等のものよりと言つて見ても極端な差があるものであらう。
又東頭河の上流莫利河及び下流老哈河との合流点附近高深禪子店附近には麻蘇を多く産する。
土地肥え湿地と好む麻蘇の産地である。高深禪子店附近では三割、莫利河では五割の作付あり、
一畝につき精製して百斤の生産がある。一斤につき十五銭乃至二十銭にて売却する。多くは麻蘇
専門の集買人が朝陽方面より来り集買する。

麻蘇の生産は、之と原料とする馬具、綯等の副業的生産を交し之等の生産品は縣内の集市に充
てられる。尚麻蘇は清明前後に播種し、大煙より早く六月中旬には収穫するものにして、農家の
全収入の折好都合なる作物である。然し適地は肥沃湿地を好む條件に依り限られて言及せし、
本地に於ては其範圍を出でない。

此の戸別調査に於ては所謂副業的生産をなす農家は一例を掲げいが、かゝる経済社会では副業
その他業と區別する事は甚だ困難である。寧波縣内老哈河流域には商店が多々ある。其外より諸
々の前者へ百貨を運搬する事此の地方農家の副次的収入源となつてゐる。又集市に集まる農民
及び売買客に焼餅を販売する者、農業と共に飲食店を經營する者、医師、蹄鉄、農具を製する鉄
工大工、大西夫、紙匠、地修理等が農業と共に同一人によつて行はれ、農民の生活を助けるとい
つてあるが、此の分業の形態は通に牧草の特有技術が此の農業社会の要求を充して分化して仕事
を表現してゐるに過ぎないものであつて、貨幣経済の発達に從つて此の農業社会其のものが破壊さ
れにくい限りに於て、農村的共同社会的な分業の形態である。従つて所謂貨幣経済の攻に押出され

の目的は、本邦を以て主眼とし、海外を以て副眼とするのである。

農民生活に於ける副業の役割を言ふにして、戸別農の算計に現はれる如く、貧農必しも副業又は兼業を持つと云ふのではなく、比較的裕力なる農家（土地所有に依りて）が他業を営む場合を認むべきである。

この点に於て、地方一帯の農家は、主として、新米を賣つて、その餘り、土産を賣つて、副業を営むのである。

この点に於て、地方一帯の農家は、主として、新米を賣つて、その餘り、土産を賣つて、副業を営むのである。

第九章 販売購入事情、交通関係、度量衡

第一節 縣一般の購入販売事情

本縣の所屬村には、つきと新米を賣つて、その餘り、土産を賣つて、副業を営むのである。この点に於て、地方一帯の農家は、主として、新米を賣つて、その餘り、土産を賣つて、副業を営むのである。

と行してゐる事である。

この集市の事情を一般的に説明して、概事情に代へる事とする。

この集市は平野と云ふべき芝哈河の流域には次の二十の集市の間、西嶺、高嶺、
田中、五家、北麻地、十大嶺、真利河、和碩金管子、三十家子、八寸中、義青中、
山田、城子、杜家高堡、小城子(縣城)、瓦房、三座店、八里罕、上瓦房、牟家營子、
下瓦房、公爺石、心八家(沙子取近し)

此地方の土地南極が初まり、漢農の移住が進むにつれて、商人と又入り込んで来たのであるが、
小城子(縣城)の焼鍋が山田より多倫を経て当地に入つた行商であつた事等から推して初めは遠く
して来たものから行商さしかさかつたものが、次第に以上の諸處に農民と共に定着するの
と、小城子の焼鍋の如く土地投資を以て初めより植えつけられるか、如何にかして此處に比較的確石の
事業が由承上つたことであらう。

これらの商人は進着して其業を営む爲に顧客の必要上創設されたのがこの集市なのである。本地
の王氏の談によれば、乾隆軍代に何當地の集市は相當の発達を見られたもので、其創設は分
かたがたとして、芝浦創設者起人として此の商人が立り、此方の事業に明るい者が集頭といふ集
市に代へたり、月何日と何日には集市を定むこととなつた。近頃の農民に報告して歩くのであ
る。集市は集つた穀物、皮革、雜貨等の販売者は各商人達の發賣を受け、又其商會は各商人の
利益を保護し、集市の治安を維持する義務を負つてゐる。初めは穀物皮革が主たる品であつた。

では金也か種めて蔵かではあるが傾斜してある間際と通乾にして、灌水の要ある大畑には余り蓋
当り止地ではない。現在では減じたる作付のまゝに約二十畝の作付あるに過ぎない。

穀物の盛産は穂丘甚しく減じらる。とは秋草系の不仕力感とあつて、反り時々の貯蔵に
不作は農家に穀物の余剰と残さずい状態に至らしめてゐる。

近年穀物はかゝる状態の改に急成感及び貯蔵河地方に急進を呼び、穀物は要及一
前までは平泉地方に出ておいたのが、北支方面との取引不如意となるに従つて赤峰市
又は建平の社家倉庫に虫を喰ひ状態である。之を又奉天より錦縣を経て蒙州府、旅順、遼寧
道へ運出し、之れ蒙州府、平泉、承德に至る鉄道よりシホ鐵道有知帯の対距離は老成
社家倉庫の如きは天候取と持つてみるのである。

二、赤 峰 貯 蔵

穀物の販売は二三の例を除けば之れ下流運轉零込最も多く、紅は赤峰市場に持出し、
一、赤峰貯蔵は、又多くと之を夏運を運る者は六割のみであつて之等は現在輸出して赤峰
との外の集市に於て穀物の高騰する時期に然も零走する方が有利に処分出来るから、特別の運
冬に限り現在の穀物相場では赤峰にさへ持出す者は少ないのである。夏運の小農は秋收後、
現金として穀物を売賣後に納めを短しか余剰を持たず、又運搬の費用を此一期に計り、
運送を承取後、集市又は種貸場での買物は穀物を以て儲けるのである。穀物を金に換
はるは赤峰する者は種々、いひつゝ赤峰、平泉の集市に穀物の出賣の取扱は、

三月乃至四月に主には宛人ど念くなく安り安り入農や志買者が隨時売却する外は一般には賣つて了小。

三、搬出方法

現在搬出する者は宛人ど念いか搬出は何れの市場に出すにせよと大車にするものがある。其間に附近の地から道の集りに持出す場合等は野馬に積むのが多く見られる。大野、小野何れにせよに用ひられる。本庄には集子があるから大量の販売をせよと限り遠方の市場に持出す部々も少くない。運賃については平泉、赤峰市場への搬出に因して記せば

1. 平泉市場

本庄 八罕中粟 老爺店 八罕罕店子 五十家子 黄土粟子 灰子店店 平泉 三町四十五支里約九十六軒、平泉折一石につき高粟は三町、小米は三町四十餘、大車一車は平泉折五石積、本庄折四石の運搬人の食糧も飼料は運搬人の自辨である。

2. 赤峰市場

本庄 西橋頭 樽子店 愚房店子 老爺沢 赤峰商百五十支里約六十軒 赤峰折一石につき高粟三町、小米三町四十餘で大車一車赤峰折四石積、本庄折三石六斗の食糧も飼料は平泉の場合と同様である。

赤峰への道の方が悪道と称してゐる。

入申迄の費用等については各市場の説明の際に後記する。

五 取引方法

移出し価格の奥で少々は急ぐとと搬出する状況であつた。(金融地見本元廣について)は(後述)
本宅に於ける穀物販賣者としての商人は、平泉並みに承德市場の相場は取引種々の商合せ
は報告によつて知らるのであるが、一般農民は殆んど此内康市の穀物価格を知らぬのみであつて、強
ひては集市に集まる商人を通じて遠方市場の価格を知り得るのである。

本宅の穀物取引に關しては次の三つの場合に分けて其方法を記述する。

1 平泉市場

平泉市場との取引は数年承徳人と絶えたのであるが其以前は取引状況については本宅の商
人の談を聞き、又現在平泉市場に關しては平泉に於ける一糧様の調査によつて記述する。

穀物は大車によつて四石積又は五石積として市場に持出されるのであるが、之は先ず行店に
へて、行店が糧様のせき往來をせしめ、言は糧様と言ふ行店を稱した事もある。

此の行店には把頭と称する糧様の手代があつて、これがその穀物の品質の鑑定、積卸しの古
純、賣買の相談等を行つたのである。然し多くの場合は本宅よりの搬出は糧様の交渉後にせよ
るのであるから運搬者は只行店に穀物を下すのみである。行店に於ける手数料としては、大車
一車につき積卸し賃一円、車賃賃口録を支払ふ。又現る者は穀之価格百円につき一円五丁、
穀物を支払ふと称する。運搬者の食費及馬の飼料は運搬者の自辨である。

糧様、販賣を委託する場合は、金肥料として二丁に付、月二円を支払ひ、更に販賣手数料

三月十五日以後は出廻は全く絶える。平年一ケ年の総出廻量は全穀物合計二千五百石(舊店
々々)、前年度は高粱のみで千二百石、其他は不明である。出廻の区減は此処より北前地方で
あつて、百七十支里(約六十八軒)の遠方より来る。運賃は百七十支里より来るものとすれば
大車一百石積にて二十円を要する。出廻量は民國十七、八年頃に比すれば現在殆んど三分の
一に減じてゐる。これは市場交通関係の衰微によるものではなく主として收斂量の減少による
ものであると云ふ。寧城縣との關係は近年の不作のため寧城の穀類甚だ乏しく輸出する者少くすつ
たこと歎する。然し寧城縣城での聴取によれば農民の搬入は現在見られるのが商人は相當の量と
平廉に送つてゐる様である。寧城南地方平泉に近い所は皆平泉に持出すもの、弥である。

運搬は全て大車に依る。鉄道を利用する者は殆んどない。(國庫運輸平泉至ハ所調査縣)
茶採は行哲(八里店)と兼修(大車一箇の單運賃(富石料)として二十錢)を取り何日の宿泊を許
す。食料飼料は運搬者の自備である。

当座金は信用ある農民には金融をしてゐる。年に平年時を以て四五十位位の農民が来るのであ
つて、利子は月利二分、貸付額は一人平均十位位のものである。担保保證の如きは取らず、
全然信用貸であり、売却予約をせず取でもない。返済は現物、現銀何れによるものとす。現物に
よれば時価換算に依つて引取られる。葡萄、海物松と等し。売却予約と実質上同じ事と云ふ。作秋
寒しき時は借入申込は多いが貸出されずいれはしてゐる。

青田産物の如きも民國十七年産物は行はれずと歎するが、内容と前々ハ明かす。平、鏡田

市場は舊唐市場であつて、舊唐はこゝに直接輸入し、先手と糠採直接取引するものゝ
糠採の掌握は市場へ出向き、旧唐と価格を決め折台へ糠採に輸入せしめ計量して代金を支払
ふのである。

之等三つの取引は同時に行はれてゐるものであるが、用店、仲介人等の中間業者あるは、
下、之等の者が能托し又相互に牽制せる細密な秩序する等のことはなく、用店、仲介人、糠採
其々各自の職能に於ける取柄販賣商賣品の信用を以て独立した職能として存在してゐるの
り、舊唐の穀物と以て糠採取引を感得する如きことはない。

糠採税捐は代納は行はず、売却者が直接納入することになつてゐる。毛価取引である。
公定価格に穀物取引市場の運取引相場と集る糠採仲介人等より税捐を以て徴収するに
決定してゐる。

昔唐は糠採と兼営する。糠採の方は年に千七百石を消費し二十六万石の高穀運入を
造する。光緒四年創業であつて山西人曹玉如一人が財原であり一万八千石の資本である。唐は
運に未詳に仕する。利益は年に五割乃至六割である。又糠採は創業より兼営してゐるものと
する。

3 本場の唐市

本場の唐市は、光緒九年の大水害の爲、喇嘛營子へ本場の唐方十五天重し、
此処にあつた唐市が自然本場に移されつて出米たものである。毎月の人と三の日唐が

はさかた。湯の入熱と同時に徴收局では斗官に對して、年々六十兩にて粟を交付し徴税と請
負ひしめ之が湯の逃走まで緩いてゐた。其後は今日に至るまで民國十四年以前の如く財勢を賣
に對し年五回位三、四乃至五兩の金を贈るに過ぎない。集市の売買に對して現在でも直接にと
間接にと課税されることはない。

後番の集るのは七、八九の三ヶ月最も多く一日二百頭、主として牛、馬である。牛は七十乃至
八十頭、馬五十乃至六十頭位の売買が成立する。販賣者は公爺府、林西方面より来る放牧者で
主として牛であるが、三十頭と一人で連れ來る。放牧とすしつゝ各所の集市で売り、南下し
て之支那まで入る者もあるとの事である。其他は当地方の農民で秋收後売つて翌春に又賣小牧
者をも多いと言ふことである。買小者は当地の農家の外に朝陽、奉天方面から来る買集人と年
に十人位はあるとのことである。取引は天裏相討で仲介は争いが売手の多數の買手に當つて最
と安い値に売るのであるが、最初に當つた人から順に最高価格を示して買小意を争ひかき尋ね
る様に當つてゐるとの事である。集頭を仲介にして売買するにしても、元來は集頭は土地の買
入側の顔見知りでもあり、この側に立つのであるから買入から頼まれてする方が多いとの事で
手数料などと言つたものでは争ひなく隨便である。集頭には徴税の義務なく、売買には課税もな
い。

雜貨市については集市調査を参照されたい。又購入争情の節で説明する。普通集市一日の
総売上額は後番市場の分を除き三百兩位、賣と買を収収後後の集市では一日五百兩位である。

集市からあつた争は、今も昔と変わりがつかつてゐるであらう。仕入の経路も、昔は平泉、又は凌に遼源の道を通じて北支那の商品が入つたのは、遂最近まで、滿洲華夷と云ふ奉天、錦州、山海關、岩手、秋田、岩波、茨城、栃木、群馬、山梨、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、徳島、香川、高松、愛媛、高知、福岡、佐賀、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の諸道を通じて、悉く平泉に運送するに反して、奉天方面からの物資流入は、昔も今も、仕入の経路はこの道に全く一変するに至つたのである。然るに、これに主として運送業者の奥でこの変遷は、一般雑貨の物価を三割方下落せしめたのである。

二、食糧の購入

農家の生活費、運送費、支店に付する各種の支費、印刷費、集計表に基づく今後は、後述の如く、農家の食料購入は、昔のまま一般の雑貨を以て支拂う形にすることで行はれ、秋收後の一年間の消費期に年毎、購買代金の支払と、購買の購入に必要の大半を支拂ひ、其後の食糧に不足し、不測とは知りながら更に購入しをければならぬから、總してゐる者が多いのである。それと大體ではなく、集市を利用して小買ひするものが一般である。

購入時期に購入先が種々手近にある關係上、随時的小買ひを多く、自立つのは秋收後の購入及び年間の購入である。この際には、当地の集市の売上げと一日五百位に達すると言ふ。

購買の購入は、全てを通じて、此の商人及び集市から購入するものが多くあり、此の商人の扱物も、其の購入と集市を通じて為してゐるのであつて、何人対何人に賣ることば殆んどないのである。其の購入の例は全くない。

實、たゞこののであるが、この穀物取引は今より十三年前までは総売上の大割、現在は少しく掛賣のものが少くなつて五割位であると云つてゐる。農民と商人の關係について、こゝに特殊なる關係が認められる。商人と共に集積するものか種之つけられ、農民の生産物余剰は大體に非ぶるが、り斯くして商人の手に納められ、農産物の販賣は全然商人の手に依つて行はれることである。以前大畑の生産が自田であつた時代へ先緒年間、其の收買もかゝる争情の下に商人に依り買取られ、販賣市場に持出す者は商人であつた事も記憶されるべきである。

五、購入后価格

購入后の価格については、以前は商人の手に收められた穀物と主として平泉の市場に持出し、毛並代金を送つて仕入れをしてゐたのであるが現在はこの方面の穀物相場は低く、輸出、輸入の運賃騰貴の故で割合は高くなり、此の穀子を穀又は糧食販子と云する集積人は小量づつへ三乃至四斗を売却しては、布販子と称する、布織賃類の卸屋が注文又は自己商運を以て運つて来る。これにて之より仕入れる称にまつた事と考慮し受け小はすむ。糧食販子は前記の称であるが、此の穀子は以前は平泉、凌源方面の者であつたが現在は朝陽又は建平の鉄路近辺の者が二、三、八、九、十、の者である。かくして現在は当地では天津方面から平泉を経て入つた物資よりは現在奉天方面から鉄道に送られ、朝陽、遼源、建平方面より入る物資は全てを考慮して布類で二割、皮革、茶、等の事である。平泉に三鉄道を運ぶるが在るより二百四十支里であるのに及し、建平の北東高麗は本より六十支里内外である。凌源と平泉より近距離である。

貿易の購入する物資も近東豊産品といふべきであらう。而して輸入も増して来た。種は色而も濃くする。たのである。煙物の類は土産の産物が輸入品に成り、自給も亦増加の勢を呈する。又、石油と炭素の類は輸入品に成り、現在の輸入に比し、現存の輸入に比し、一紙に使用される物等はなかつた。全てが濃く手に入るが、その類と称してみる。

第四節 度量衡

此、最近の度量衡は統計表を参照せよといふ。新制度は重衡は全然普及してゐない。

第五節 交通関係

前記せるを以て述す。

附

贈入、販惹事情、附属資料
寧城縣第三區 和碩金塔子

集 市 調 査

康 德 三 年 三 月 六 日 調 査

(本調査は農市に集つた惹賣物全属について行ひたるものなり)
但、後番市は除く

調 査 者

江 崎 啓 東

32	食糧	精質	造和糖	製子	糖	子	製子
33	飲	糖 (小糖貝)	口糖ヨリ	"	"	糖	糖
34	豚	肉	西	糖	糖	糖	糖
35	艇	質	社家高望	行	糖	糖	糖
36	梨	子	白	"	"	糖	糖
37	吳服	雜貨	社家高望	"	"	糖	糖
38	糖	類	八四	糖	糖	糖	糖
39	糖	阜 (米)	白	"	"	糖	糖
40	粉	條	米糖	粉條製造	糖	糖	糖
41	水	斗子	有	糖	糖	糖	糖
42	羅		米	"	"	糖	糖
43	白	京	有	糖	糖	糖	糖
44	葱		自	糖	糖	糖	糖
45	煙	草 (葉)	"	"	"	糖	糖
46	蒜	粉條	"	"	"	糖	糖
47	干	野菜	"	"	"	糖	糖
48	煙草	(葉) 野菜	"	"	"	糖	糖

品名	数量	单位	用途	数量	单位	用途
野 菜	〃	〃	〃	〃	〃	三十家子
野 菜	〃	〃	〃	〃	〃	八家ノ宿
野 菜	〃	〃	〃	〃	〃	八家ノ宿
野 菜	〃	〃	〃	〃	〃	土 戒子
野 菜	〃	〃	〃	〃	〃	本也(和頭金)
野 菜	〃	〃	〃	〃	〃	〃
野 菜	〃	〃	〃	〃	〃	新 家 宿 煙
野 菜	〃	〃	〃	〃	〃	依 營 子
野 菜	〃	〃	〃	〃	〃	本也(和頭金)
野 菜	〃	〃	〃	〃	〃	達 子 店
野 菜	〃	〃	〃	〃	〃	三十家子
野 菜	〃	〃	〃	〃	〃	三十家子
野 菜	〃	〃	〃	〃	〃	刑 家 宿 煙
野 菜	〃	〃	〃	〃	〃	三十家子
野 菜	〃	〃	〃	〃	〃	飛 家 宿 煙
野 菜	〃	〃	〃	〃	〃	〃
野 菜	〃	〃	〃	〃	〃	野 家 宿 煙

ノ竹 20 錢

23	廣福. 打烟		"	"	1.00	"
24	廣福. 烟	白製	"	"	1.00	廣安堂子
25	廣福. 烟	本地(和碩金)	"	"	0.30	廣安堂
26	廣福. 烟	白製	"	"	1.00	"
27	廣福. 烟	本地(和碩金)	行	商	2.00	廣安堂
28	廣福. 烟	紅家潘望	行	商	2.30	"
29	廣福. 烟	朝陽清	"	"	1.00	"
30	廣福. 烟	助清	"	"	1.00	"
31	廣福. 烟	本地(和碩金)	"	"	2.10	西滿
32	廣福. 烟	助清	"	"	0.30	西滿
33	廣福. 烟	錦州	"	"	2.30	本地(和碩金)
34	廣福. 烟	白製	"	"	1.00	興隆地
35	廣福. 烟	紅家潘望	"	"	1.00	三十家子
36	廣福. 烟	"	"	"	2.30	"
37	廣福. 烟	"	"	"	2.20	紅家潘望
38	廣福. 烟	本地(和碩金)	"	"	2.30	廣安堂

代碼為區之表換下。

種類	仕次	数量	仕次	数量
靴	八甲中塚	220	八甲中塚	
小間物	社家橋屋	230	燗銅地	
"	"	240	"	
"	"	250	和家窟壁	
"	"	230	燗銅地	
襪	谷地(和頭金)	230	本山(和頭金)	
計		10,000		
豆	自製	10,000	建平脈	
蕎麥	"	"	白梨密子	
粟	"	"	柳家窟壁	
小豆	"	"		
粟	"	"		

注、仕入時書に於ては、取入せるもの各々を振替りするものありし。

第十章 諸税公課

第一節 田賦・畝捐

田賦は、田賦に代るべきものとして、課税への租子と預担してゐるが、租子の種類は、
くは前記上項の如く、課税に於て説明した如くである。
従つて此處には、賦税に就いて述べることにする。

一 賦税公課 畝捐

漢人租耕地についての畝捐課税は、

漢人租耕地に於ては、

上地一畝 十錢

下地二畝 五錢

別に滞納罰款として、一日一錢を徴収する。

庚寅二年度に於ては十一月上旬より十二月下旬の間に納入し、其時は右の罰款を課せられた。
次に賦納の筆について概観する。

民国時代の「差後」の制があり、款指の代りに差後として縣稅を賦課徵收した。

差後は民国時代の牌頭制を標準に牌に對して一括的に納稅額を決定し、之を牌張の牌長に納付し、牌長は牌の額を算定し、之を牌頭に納付する。此の牌頭の額は公平を欠き、農民等は公平を蒙るべからず、故に公平を期すべし。

牌頭制とは一牌を三百六十戸へき款は各牌長に一額では無く、大體は一牌を二額を定むる。此の標準として論評されたので、此外には便宜的に和碩金牌について並べるとし、斯く牌の二

額に集めて納められ、其の長を牌長と呼ぶ。牌長は地方大吏主の中より牌頭の選取するものと、縣

に屬する官吏任命するとの二種類があった。此の牌頭を監督する款指として縣公署に差後を定むる。此の標準として縣稅賦課徴収に當つては、依つて斯る制度の下に徵收される縣稅と通常差後を標準とすべし。

おたむのである。

本課の標準二年度課稅額は五十九噸へ土地換算の納稅款三百九十五戸である。此の標準は、課稅額は民國十二年以來款指に變更された。即ち民國十二年十一噸、翌年十九噸、次に二十一噸、二十

二噸、三十二噸となり、標準二年度の五十九噸に達つて居る。

右の如くであるから、差後制は一種の諸員制度であつて、牌を單位とする一定の款より一定金額の稅收を總括したものであるから、各農戶の納稅額を算定するに一定の標準は無く、且、牌長は其の地方商會の勝手な選定したるものが責任の課稅額を定むるものである。此の土地

課稅の上下別あり、之等額を算定し納入し得る地帯の及ぶところ、即ち下地と定家され、其の標準

土地ノ半額で済むから各農戶の苛則差違に對しては頗る反感であり、又査定者曰之を好調として私腹を肥やしたものである。河庄では土地所有權にして款捐を更かへてゐる者も決して少くないと言はれてゐる。

二 旗公署款捐

數人のみより徴收し賦課率は縣公署款捐と同等。

之は大同三年九月承徳に於ける蒙古王公會議の決議、天定されしもので之に依れば款捐收入は等々議内公共の福利増收のために用ひらるべきものとされてゐる。

租子の特殊性に鑑み款捐の便途を妨にするの支障を認められたるに因ると思はれる、款捐の課せられるは蒙人の自種地即ち自依地に對してであり出租地は除外される。

第二節 禁烟特稅

禁烟通則であるが此の實についても三公代表會議の絶尿、縣、旗面に協定が結ばれて居る、その

一 禁烟調査通則

- 1 通則の調査に際しては縣公署、旗公署の双方より煙地調査員を派出す。
- 2 旗公署の煙地と調査する場合は縣派員を主首とし旗派員と協力調査す。

3. 教人の烟地を調査する場合には旗派員と主管とし、縣派員と協力調査す。

二 禁煙特稅の徴收

1. 漢人の烟地に対する禁煙特稅は之を縣公署側に徴收し、教人の烟地に対する禁煙特稅は之を旗公署に徴收す。

2. 漢人の烟地に對する禁煙特稅は之を旗公署に徴收し、教人の烟地に對する禁煙特稅は之を縣公署に徴收す。

3. 旗公署の徴收する禁煙特稅は之を旗公署に徴收す。

三 禁煙特稅徴收問題

禁煙特稅徴收問題に關しては禁煙特稅の徴收は旗公署に徴收し、漢人の烟地に對する禁煙特稅は之を縣公署に徴收す。

四 禁煙特稅徴收金額

1. 旗派員に對しては提獎金を給与す。
2. 旗公署の徴得する提獎金額の確定は次の方法に依る。

イ 旗公署の提獎金は、提獎金の額より其の割合を算出する。

但し牛馬車に課税しない。

等其秋収種稔田檢査費より徴収するが、軍自衛隊は局長の調査の上申告することにする。

第五節 保甲費

此率を如し。

上地一畝 四五銖

下地一畝 二・二五銖

畝 款 ナシ

畝種は其に數を置かぬ。

本費は額公定り分については徴收せず。

第六節 公課

一 野皮影費

野皮影會は三月十五日に起野皮行時、額定費二十兩に於て、其費を所領に課税し、其額はが一立率を以て徴收した。云小程と考へ、寧ろ各農戸より寄附に依つたところ、大體の標準

とししては

十畝乃至十畝以上

五 円

十畝乃至二十畝

二十 円

二、井 会 費 (高脚子)

二月十四、五、六、三日御行は秋夏の庄費計六十円許りき課した。之を土地所有面議と稱して、其の費用は田田と云ふことにしてゐるが、高脚子を特別に買得する種の家は先んて課税の費用とするからむしろ、高脚と言つた方が妥当である。大体所有土地の乃至六畝までは三月を課税するのが一般である。

三、地 租 費

此の地租は毎月に二百円を課して大修繕とすし、此の地租は四畝を一畝と課税して、その前租分は一百円に之は土地の有税に依らず、建物、家畜等も考慮に入らず、高脚費の課税に依り各戸に於て支弁した。

四、修 繕 費

三月下旬西橋警察署より命令あり、本庄は本庄より石橋頭に至る約十軒の蓋地修繕に當り、平均毎日二十人が五日間工事に従事したが此内青年男子は悉く此の賦役に服した。

五、色 着 費

色着費は、本庄の青年男子は悉く此の賦役に服した。

こは居らざい。

石道公諫の中高脚子を除いては家漢共同に守すものとされ、此内数人は悉く保護され、あるから奥身しむい傷念が長く漢人役員も向題にしくは居らざい。

附近家への鉄典として三月十三日までの東方にあると本と山間に数人首を連つて馳渡り、才木には猪肉を献じて大々的の獵し言小行軍がある。此の費用は石橋子色定村の費用、此の費用人は奥身しむい。又数人にして窮乏の衆、外家方軍へ言及つた者もあり、之等の数人は、二三十級程のれくぬものて之を白登子正任公に連し此の級入を以て才木の祝典費用に充てるとも、

第七節 厂史的觀察

家漢に對しては利漢と池田係の漢へ其て詳述し、そのころより、湖内湖外軍の發遣、其の漢人軍漢の一事として、家祖及山内へ關する事件に輕き言及するところあるを以て、參考の爲めに之を之を掲げる。

一 武人柳戸の家祖又紙に關しては、武人善愛の孫公義に對し訓令を發し、公義の主命を限制せしめ、旧の如く納租せしむ。

一 石道公諫の中高脚子の徵收は何等首領に於ては、徵收すべきを以て、別に徵收するを可なり。

定例として、然河、或は地籍に於ては、鑑査法、特別法規に於ては、徵收の従事者たる租税を充分尊重
すべし、前掲の鑑査、鑑査課税、或は一官の徵收に關する省公署訓令に關し、該訓令の一切を
撤去して、已て公署に對して、各該に對して、運送させり。

(以上及、河運、河運、河運の概略參照)

第十一章 金融事情

第一節 内地金融の概観

本邦の金融は、沿河、河運、河運にあり、東京——八重、東京——奉天——島田、河運と稱ふ一連の山岳、資平
網が布の化てゐる事、既に沿革の項で述べたところである。

又、民間以、彼政治的、社会的、或は自然的諸條件が相支錯して、地方農民經濟を極度に疲弊せしめ、燒酎
控貨、鑑査と中心とする山岳、資平の活動は、遂に沈滞し、斯くして、地方經濟が全面的に活力を失つた事
情について、既に我々の概観したところである。

手を配方、並ぶ的配額をす興裕泉流は民國十一年第一次系通敵争以來閉く門戸を兩鎖して、
 金融の経済金融上の劃分的地位を確保するに至り、終に民國十二年以後漸次開放の
 政策をとり、今日に至るに至るまで金融の健全、發展以て經濟の健全にして、手配の
 確固、信用、陳腐等の新投資金融は經濟の健全に關する是時的に等程の力をつけ、
 或は其他の動産（人的、地產的）を以ての農民は、普通金融の道は社説され、
 の方法（土地であるならば老虎牌子）を以てのみ金融の工面が立つ状態に立至つたのであるから、
 農民金融の途徑極めて狭小化せざるを得ないものである。即ち親戚知人等の持株を個人
 金融の途徑、金融の融通を期待することは出来まい。

第二節 金融の種類

一 個人貸借

親戚、利率、担保等並ぶ親戚の割合と廣さをいふ。地主等の親戚の貸借は、
 利息と担保をいふ。貸借を親戚知人と主小資本家が獲得貸借関係の
 一、主筆の割合と利息と担保をいふ。

二 地主と小作人、地主と商人の貸借

地主と小作人を地租交渉がある。此の交渉は、地主が小作人に貸借関係の獲得に、
 地主は小作人を地租交渉がある。此の交渉は、地主が小作人に貸借関係の獲得に、

の頂参照)

二、 現物貸借

借入貸借の場合と公称である。

三、 焼酎、雜貨鋪等よりの負債

此の焼酎については既に述べた。其他雜貨鋪例へば幸樹田⁽⁴⁵⁾、齋經軒⁽⁴⁶⁾等は未だ掛売りがあつた。之も一般的に行はれくるわけではなく、此等又は地方に於て町を待ち、特に土地を所屬し、或は所有資産の保証ある場合に限り行はれるもので、此の各商鋪の掛売り額は一々千四百位に上る。焼酎は除く、但し焼酎と別売りに掛売りの方法をとる)が稟經⁽⁴⁷⁾年度に於ては約三割の未回収分があつた。此の未回収分については別段利子と耐することは無く、翌年の掛売りと耐ける程度である。

以て例外として布疋の場合には月三分の利子を耐ける。之は卸商が布疋につき四十日を以て一月と計算する方法を以て月利三分を耐けるから小売商は三十日を以て一ヶ月とする月利同率と耐けることにして居る。

新売りの返高は一般に狼石を以てなされるが、此際狼石相場は返高時の市場相場を標準とする。

(以上也内俊姓談)

五、 秋狼青巻苗子

六、 土地建物担保金融

本宅並みに沙手地に於ける貸款状況を見るに、何れも階層的には農村社会の上層に属する農産に對つて資金が放出せられたことを識る。茲に沙手地地に於ては農家層に對する貸付に對し、他分家二戸に對してのみ貸付けられ、他の農産は此恩典に浴することが出来ずかつ、(本宅分については本別業貸借関係表参照)斯る状況は他地方に於ても一般に農家層に對してあり之を以て本貸款の農家層上に占むる意義は極めて顕著と考ふる。

4 三收 状況

本甲に於ては康徳元年、二年共に皆済と云つて居り、返済成績は満矣であるが、本縣全縣の返済成績を比較すると成績良好なりと言ふべきは、即ち康徳三年一月現在調べに依れば、貸款額五五、〇九一・七〇に對し、未回収額一、二六五・〇〇有り全貸款額の約二割が未返済と云ふこと、然し豊寧縣に於ける三割余に及ぶ未返済あるに比すれば遙かに成績良好なりと云ふこと、以て示る。又、豊寧縣に於ける全貸款額七〇八〇・〇〇に對し、未回収額は三五、七七一・〇〇、(本別業貸借関係表並に省公署發行春耕貸款收回状況一覽参照)

十 出 産 具 の 他

豊寧縣の簿籍と同し

十一 貸 借 手 続 係 する 貸 借

実例は宛らぬが、一般に有り得ることと云はれらるゝ。(其他豊寧縣の分参照)

第四節 投資

一、商工業資本の土地投資

本心興裕泉燒鋸は此の好事例を示すものであらば、之は必ずしも營利を目的とする投資である、とは考へられまい。むしろ燒酒原料並みに多数使用人の食料等を自給すると云ふ意味合に於て、燒桶材土地の有効的利用が理解される程度のものである。本地方に於けるが如く、農林可成に經濟的彈力性を失つて逐年凋落化の傾向にある今日、營利的土地投資は望むべくも無い。

燒鋸經理の談によつては、大土地を携香經營しては利益は幾んど問題に當らず、高額資本を運ぶるものであれば、狼狽或は当舗等の事業に振り向けな方がはるかに利益がよいと言はれて居る。

二、農民の商工投資

光緒中葉より民國十年頃までの間に農民の商工投資と云ふ傾向が顯著である。

本心が三承地方經濟取引の中核となし、差物佃の集散地として發達したること既に沿革の項で触れたところである。之れは向來此地に田圃遊農民にして余剩資力を持つ程のものば、種つて商工方面に進出を試みた。差別業に廻るが如く、自らの資本を以て自ら經營に當る者と他人をして經營せしめるものと二種類がある。前者の場合には悉く農業と兼營の形を採り、土地資本と兼ぶる商工資本に転換するもの附随的である。後者に於ては單純經營と考つてみる。之も資本主に於て、

小資本を悉く網注することはない。何れにしても國民が小資本を悉く商工資本に振り替へることはなく、多少に拘らず必ず小資本の保存を前提とする（戸別表参照）

然し、民國十一年の陳述方針考の題意に於ては、商工利潤の減退し、國民が小資本を保存する目的を以てしては、社会不安、經濟不安の前に投資と小資本の積極主義を執り得るべきである。結局に至るまで従前陳述の如く小資本の網注は全く望まぬ。僅かに小資本の網注口として小資本を以てする雜貨類の行商と企てる程度のことには終つてゐる。

然し、陳述二年度前途せる赤峰、蕪湖、蘇州の決意が本心を証する上、大軒の池田花崎河に於ては、陳述の如く、國民の商工投資熱が旺盛するから、此の如くは、鉄道を一つや強力を得る資本の網注は、國民の自主的小資本が如何に運出し得るかに依り、想像に難くないところである。

第五節 通 貨

一、銀 行 手 続
銀行手続については、土銀關係銀行の項又遠隔銀行の項に於いては、通商手続に據りてある。銀、銀運送券、匯入洋、中國、交通銀行紙幣等については、整理籌略の如く同一である。

二、銀 行 手 続

（一）銀 行 手 続
銀行手続については、土銀關係銀行の項又遠隔銀行の項に於いては、通商手続に據りてある。銀、銀運送券、匯入洋、中國、交通銀行紙幣等については、整理籌略の如く同一である。

取引以外に国幣の使用されることは稀である。

銅子兎価値は毎市場毎に変動する。即ち市場内に出廻る銅子兎の数量によつて市場相場に差異を生ずることは一徹物賃の場合と全くである。

康徳二年度迄に於ては次の如き変動がある。

視大洋一月に對して

正月頃

二四〇枚

五月、十月頃

五〇〇。

年 関

二〇〇枚

即ち大体二〇〇枚から五〇〇枚までの値を毎市場毎に変動してゐるのである。

第十二章 社会、自治

第一節 屯内の協同生活

一 親戚関係

本屯全戸數七十六戸（内ニ戸調査不能）中三十九戸は天々往來により親戚關係に在る。此の親戚は別表の通り、親類を以て意義を各自其の便用あり、一にして此親よりむしの親戚を以て親戚と見做すは出承る。大体に於て六一八親等

との親戚關係に於ける相互扶助の關係は食料に於ける泥物扶助は行ける。労力による互助も亦一畝に行はれ、殊に新米收穫に於ける持葉へ打移と運搬に一換工、種代等も行はる。此承任理由として親戚を頼りての該当は見受けられず。

二 屯内農家間の相互扶助

1. 泥物交換經濟を中心とする本屯に於りては金銀の貸借關係は余り見受けられず、一般的に貸三換五しの通款あり、現金借の時四割五分、泥物（穀類）の場合五割の利息を徴する。此の期春の食料貸借は非常に著しく見受けらる。

意旨、農具の貸借は種類固よりむしの隣人、近人間に著く行はる。田借の借額等も亦此の

こは白粉と呼ぶ)

2. 共同耕作、共同脱穀作業の例は本庄に幾多、小作農圃には換工ハ多く行はれざる。此は藪成圃よりむしろ隣八圃に多し。

3. 贈與、施與

畜者は倉之人に対して施與の例は多し。收穫後の落穂拾得此等の女子、或は老人の圃に行はれるものも亦は黙認する慣習あり。

食料欠乏期畜者の如きは食料を吃小に行く慣習は別段多し。但し凶作の時は兎受けられる。此大家の言葉等は奇し。此外に追出かけるものは藪藪を頼りて行くの外兎受けられず。

4. 戊辰八年より建國迄、大塚に於て自己の費用を持つて給金の自警員を設置せり(詳細は一丈位のと鏡鑄に於て)詳細は「政説、自衛」

三. 共同利用

1. 土地の共同利用には共同墓地あるのみ、此は本庄より五支垂の「荒洋窪」に在り、東を、西を、南を、北を、四邊に、三ヶ所、耕地と使用するものは自己の耕作内に墓所を設ける例は一様ありは此に貧乏人のみ利用し得る状況にある。

2. 家畜の共同利用としては玄く行はれ居る押貝に於て見ゆる。鎌子の利用は一般に行はれ、自家用穀物の脱穀は殆んど之に依ると小農圃には少くは大農圃に多く、之を利用し得る。其の範圍は近人圃に多く行はる。井戸の共同之は「皆井」と呼び此が一個所に在る(飯沼屋?)

此の公議を利して保長の改選等を行ふ事になつてゐる。保長の任期は列強に制限なく、保長下の田長会議は康徳元年後廃止された。

甲長の選挙は年一回(康徳三年第一回)報記者投票にて縣公署より派遣の公吏士会が下に開催される。之を任期なく既績良好なるものは選挙委員の再任す。調査地区より十名、三年度第一回選甲長は康徳二年十二月廿八日当選、三年一月一日より就任。上の以前は縣より任命せられたり。

本地方家、建物所住者一人一人に差支なしに一人三十軒、十軒より保長一名

縣と農民との連絡は縣↓保長↓牌長↓農民の順序により、又農民よりの特選員は上の道に行はる。

牌長たるべきものは、資格は土地所有者にして商家を所望せる者なりと要す。此の地主を成可くさせ、直接利害關係を有し永住性を有する者と其の實に當らしむる爲なり。

二、保、甲、牌長(区、村長)等の實際上の仕事、

前述せる如く保長は直接縣との接衝に當り、此が保区内の甲長の傳達命令、甲長は牌長に對して裁判ととも、再任等は前記せる如く税、租(賦捐、大軍捐、禁烟捐等)の督促と主とし、管內に於ける犯罪の申告、争議の仲立、此全般的な仕事は細大に拘らず之を警察會議にかける。他の事宜を實行する時は必ず甲、牌長會議に縣より立合人乘り此處にて決定する。牌長は土地及家を所有する者たるを要するは前述せる通り。

ホ 保護は内地並にし、之公敵に對する保護も内地並に、

如き傾向ハ列強をシ、建國以前は此の慣習ありたり、

ハ 保護費の割去、徴収、受益ハ租税、公課の豫め豫め、

ト 保甲制、五村制ヲ行ハズ、

二、内地の拒談、天定

内地の拒談は漢人の、友人、手帳を許さざる爲、租子の徴収に於て内地と異なる、

内地の拒談は拒談として警察手帳を發行せず、手帳は主守の事務にして、

三、滿洲國創立後の種々なる変化ここに對する感想

種々の拒談は一級官十級、保甲制は之の附屬として、

本邦の保護費は一割運約五十名の天賦は、

この通、物任は運送後交通の便と途中運搬の安全に依り三分の一位に減費し、運送前同額運賃を以て、蒸気興業銀行発行紙幣六拾円は度大洋一円に相当、皆下は国幣に立直りたる状差なり。

四 一 敬農民の政治に關する関心

縣より所管はよく徴収し、田軍院のため非常な多額米を買取り居る当地方、米糧増産に力をつくし、富の蓄ふるを以て縣公署に對し只感謝の念のみと異に同言に對し居る次第なり。

五 台 衛

1 治安狀況の支遷

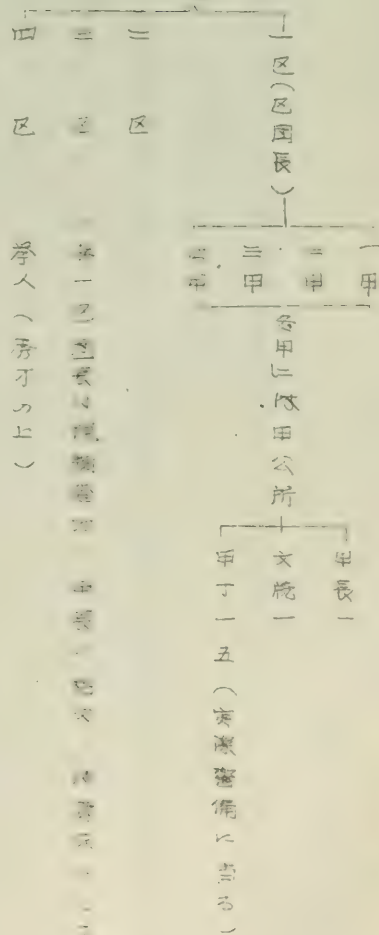
一 概に道子悪く安眠せる王港出港を以て、是と云ふへ、公し此匪害より西公署の邊に遷り、郡守り、本此は元來、匪に備ふるため、武器を備し、此邊に之へ所手形にして、山形より、匪害を蒙つる事例あり。

2 自衛鉅額の接遷

民國十六年より自衛團は匪に備ふるため設けられ、大同元年迄武裝一八萬圓二十年より、銃一萬餘、東總元手武器は縣公署に没収され解除。

此自衛團の組織は縣内四邑、本也は才一邑に在り以て之を代表すれば次の如し。

白新田(表)



3. 白新田の組織及運用状況

白新田は、其の運用する区域は、北西に在り、陸奥一帯の戦況一掃を期し、
命令にて徴収、田の丁は区田長に於て之を選取し保証人を受する。

田長として、一甲を以て一月百石、此を以て五月八月に於て之を徴収、一甲を以て
丁として徴収として徴収せしめ、乙種長として納め、乙種の標準額を以て丁長、
乙種の納付は月手形、年賦として五丁、丁種の標準額を以て丁長、
乙種の納付は月手形、年賦として五丁、丁種の標準額を以て丁長、
乙種の納付は月手形、年賦として五丁、丁種の標準額を以て丁長、

4. 治安と此生活

本区は前記でも如く、地理的に見て、平野に在り、實家は急激に荒廃せる土地を以て、

に當りたる越、曾つて逕差を受けず、全縣内に於ける近隣の山地に至る部皆逕差を受け、縣
縣連平の如きは山地夏のため、今尚逕差夏し。

第三節 家族制度

一 家族の共同生活

1 世帯の大きさ

本県には大家族と云ふべき家族なし（農閑期は家族不和多し分家すること多し）

2 家族内の統制

家の代表者と家庭的と呼ぶ、之は戸主にして、若し年若く事實其父は家の事とは不し是を攝行
せざる者家庭的と稱す。

家庭的は戸主にして土地、建物の不動産悉却は一個人の权限にして、之以外の者とは契約せ

ず、一家内に於ける貸借關係に於する一切の問題は家内（成人）の相談に於ける。

本県に於て倒産せる家の例は數軒あり、中一軒は湯玉麟の配下の總没收せられたるを以て

倒産の一例と爲す、是等は湯玉麟將代の軍隊間に多く一般農民に於て没収的なるものあり

尚黙認の形なり。

家族會議の外種族會議を多く開催するは家族爭議、分家の聯合あり、此等事は、

証人等す、
父母の所持は必ず父母に於て之を有し、長男と雖も制限なし。

本項に於て家族の業を不念奮とするは疑事ヲ馬賊、又リ、親不孝。

3. 家内の支出及家計分離、独立の程度

家族間に於ける外交、購入、販賣、差入への資銀は専ら一箇者家計に之を當り、
男子（病人、不具、幼子を除く）全部之に當る。

小家畜の収益は其家の女子の収益としてゐる如き或ニ三見受けらるゝと一般の奇らす、全
部の収益は家の収入と爲る。

家一掃不念は専ら個人財産とする。ニ家族の全利益を以て、於ては其の利益を以て、
内ノ抽出、共同購入等ノ例は見受けられぬ。

家族にして当家的の許可を有して守せる如何なるものに対してと責任を持たぬ。個人とし
て負債を、又は不可能の謬念は自家の責任とする。即ち、分業して其の責任より遠ざかる、

4. 家族制度

本項に該当する家存きたため題す。

二. 相続法、家、分家

1 長子相続は原則に於て王家のみ行はれ、地は長子相続持たる。養子は親子なき場合に於て、
ふる。養子は自己の財産と養子先の財産と合併する。女子は家を継ぐことをなし。必ず他へ嫁ぐ
2 養子に於ける分家の原因は家庭不和より起るものと認めらる。殊に凶作の場合、各自の働
に於ける不平等、消費に於ける不平等、或は一家庭の欠ける負債を分家の原因とせらる。後者の
場合は全部に於て之の責任を負担せず、自己の割前より之を返納する。

分家する場合は、兄弟全部（男）一人前と有り家内謀りたる所に至らぬは分家せぬは普通にて
差し無身の者ある時は之が結婚に要する費用を別に差引き、冥婚部を平等分割する。

相続は両親に於て子の中より決定、多くは末子相続有り。

分家実行の場合には親族会議へ出でて親族と入るに於て之と決し、分家筆を立書、各自の
所有する。但し不動なものは作製する由なし。

三 家産の分割

1 女子は「同姓不結婚」と之へ分割に与らず、必ず他家へ嫁ぐ。動産の分割にと与らぬ。
2 祖先の家の遺言が未だ存在せず或は何れか一方に存する時は分家へ在りては親の遺言無効、
一と養子に在りては養老房子と云つて云張り三分の一を遺言、或は遺言を立書、
等々分割、分割し得ざるものは現金に換算する。此の養老財産は親族の継承、親と養子
酒の家へ（多く末子）入る。両親養老財産を所持せると何れの子の家にも入らず独立し「吾
時は其の死後兄弟平等に分割、女のみ死之せる場合は母之と持参して何れの子の家に入

3. 所有は動、不動を回はず平等に分割、分割不可能のものは貨幣換算に依り分割する。このため上、中、下耕地分割に当り、甚だしきは一龍づつの分割に至る事ある。兎に角平等分割は、無類、相反、偏重立念を杜絶之に異論を以てし争ひ承ず、吾分前付決定せし時裁判官も、各自「専天田六命」と云つて之を引く。

分割の便宜地地に在る者ある時は之を時寄せる。然し時寄せしれは分割不可能の地として分割し、その地を専天取戻の時時寄せしとあざかり、久手なごころは取戻にせざるを要せず。又専天も専念と風と水取戻の子ある時は専念は分家せしむべし。

今之に云ふ取戻とは十七才以上、不任地主の例に民間初年一割ありしを以てする事なり。取戻不可能。

分家せる時、其分割耕地中に小作地へ貸付しある時は一々年割は小作人として其のまゝ耕すべし。其後専念各自自由に田収出する。此の結果耕種は大きなる変化を来しある例は甚しし。家屋の分割は各房子単位にして、若し不可能の時賃幣換算に依る。

不任に於て分家后と共同となるものは、墓池、門、堰子、井戸（公に井と云ふ）の四有り。耕地分割後耕作の共同は専念に依るべし。

分割の分割は公平人（親戚、隣人）の定むるものべく、判例登記に依る事、一應通しはすべし。分家單には地収面積と実産面積とを著くは普通。

負債、分割は共同納むべし。公平等に分割、但し債権者の同意を要する。専念は負債整理

分割を待す。

出、入費の時は金額に依り平等分割、相手方の同意を要せぬ。

第四節 教 育

一 学 校、私 塾

本也に於ては私塾等との自治年間より乃りたる模範等をも詳細不明。

二十五年前より揚月等なる人等將世不にして私塾を廃き世余名の塾生を有し、大いに斯道ありの畫方せり。其の教養方法、詠書算の三法にして、寺小屋式方法と小なり。現在此の時代教育と變りし道にして、深く此の師を敬し居る。併凡の康徳二年三月塾を閉鎖するに至り。教塾當時の費料は一年生は「小米子」一石五升、二年以上四年迄は一斗を納入するを要す。但し之を腹金に換算して納付する事が出来る。

現在本也に在る縣立初級小学校は康徳二年五月四日より開校、教師は等減教師並講習所卒業の「徐成武」なる者にして、才一回講習所卒業あり。此才一回卒業生は四十名、全部を縣内初級小学校へ就職せり。講習は六ヶ月間、「徐成武」氏は熱河省の人面にして、赤峰城南中學校初級中學校へ出身者。開校當時は四十一名生徒ありと、農繁期に入りて大部休校、十九名に在り

本校は四学年迄とし、五ヶ月間にて進級するものなり。本校自給の四十一名中、才一回の進級
 由主の子等のみなりき。

本校は四学年迄とし、五ヶ月間にて進級するものなり。本校自給の四十一名中、才一回の進級
 由主の子等のみなりき。

本校は四学年迄とし、五ヶ月間にて進級するものなり。本校自給の四十一名中、才一回の進級
 由主の子等のみなりき。

氏名	年 齢	保護者氏名	自給職業	備 考
倪 望	十才	倪老六	農 業	家境不慮可在初級畢業
高 彬	十一才	高鳳弟	農 業	
倪 椿年	八才	倪鍾恒	農 業	
王 紹銓	十四才	王欣承	農 業	
倪 漢儒	十四才	倪玉田	外科醫生	
徐 潛	十二才	徐九如	農 業	
徐 惠	十才	徐九鳳	農 業	
倪 翰成	十才	倪百芝	商 業	
倪 漢成	十才	倪百芝	商 業	
倪 漢成	十才	倪百芝	商 業	

各級級別之... 教育經費用... 各級共一萬五千四百餘

					1	1	2	1	2	2	2	1	1
管業之	張文周	張增陽	汪玉明	汪鐘武	徐大考	李柱子	時振基	王福成	汪鳳翰	汪鳳林	蔣向孔	魏跟永	王韶武
十二	十	十三	十三	十四	七	十三	十四	七	十二	十三	十四	八	十
管雜田	張堂	張雲生	汪和宗	汪和祥	徐成武	李明	時珍	王欣承	汪石柱子	毋觀	蔣潤芝	魏公田	王芝
公石	小園業	農業	農業	農業	教員	農業	農業	農業	農業	農業	農業	半農半商	農業

農家休業として本宅に於て秋田八月二十三日より九月九日迄の收穫期休業す。春耕に於て此の例を以て、諸小学校定校以乘博愛主義中心の教育方針と採れる模範あり、建國以前に於ては、
 鏡、書、算、の別級志願制教授を旨としたる事なし。

現在生徒の保護を職業別又は前表の通り。

第五節 衛生

一、本宅内古宅にして至所、懐玉田、民の言に依れば本宅の衛生處は天を覆ふ、地を踏む、
 しては神聖なる處の如き分の一程の書看出づる所より變るゝ流行性感冒と主する。症狀は、
 熱意に熱感喉痛重舌等。

二、本宅に於ては朝食に於て一は痔と云ふ瘡有る外は病氣と医者一か、同如。

一、道德として、
 一、番頭(巫女)に其人素内され此等不潔な處は避るゝ泰山堂にて沐浴、全快す
 一、時分即月十八日(日)後湯及焼飯を食すとて不潔にする。之は不潔時に全快するところ。

一、本宅に於ては支那の池邊に「穴」石居れある。此山環にて拝掃、茶室に水を入水、
 一、衛生の爲め、
 亦く濁るま「巫女」は持来り嵐病氣として疥癩に進む。

三、民間に於ては如きは半分以上の患者出て十余名の死亡者も出ず。近地町麻管の如きは西町十名の
 一、死亡者、
 一、本宅には七十名もの死者を出す。

四 本此には漢方医一名「鹿玉田」(外科を専らせし)と云ひ、此の古老にて、副業的に小児医業等
等は別院定めのなく、農作物の視物の贈物にて可、蘇草は「赤州」より輸入する。

産婆は専向のものなく、経験ある老女はやる。此を穩婆と云ふ。此費用は男生小ると云ふを八、
女子生れる時は贈物せず、只馳走にあづかる。

五 商引を行ふことなし、乳子の割合母乳不足の時は「蘇乾」と云ふ小麥粉にて製造せざるをせ
視端み許さく口に移してやる。

四十才以上婦人出産表

氏名	年齢	出産数	出産		死	
			男	女	男	女
徳少愷	四五	二	一	一	一	一
徳像三	五九	二	一	一	一	一
徳仲奇	五二	四	二	二	一	一
徳 君	四六	二	二	一	一	一
徳仲恒	五五	三	二	一	一	一
徳心恒	四九	七	一	六	一	二
王 芝	六四	四	二	二	一	一

李巨	劉鳳海	劉鳳祥	馮德金	劉豐
〃	母	〃	妻	母
四六	七七	四八	五九	四八
六	五	二	一	一
三	三	一	一	一
三	二	一		
三	後			
一	二			

六、死七 率

列表の通り。

第六節 風俗習慣

一 結婚

結婚は産若は十七才八中には十三才位のものもある。會者は三十才、産者は普通三至五才位のものが多い。衣服、式の費用を愛し、普通は小米子一石贈り、金を反物代として四五十圓贈る。結婚は親戚づきまの人あり、双方の中間に立つて両方の財産関係等を詳細話し、両家の戸籍を改め、本人の意志は全然看みぬ。定づ月初の吉日を選定し、男子方の両親或は両親分を、嫁の親と共に女方へ行く。其時持参するものは「粉條子」「猪肉」「小麦粉」「酒」の四種を「産物」として

礼しとまつて必ず婚帯、高金子は三、四、六幕の偶数円を赤紙へ包み持参、先づ貰はんとする女は、
五として「四色の礼しを行つ、媒人の言に依りて双方を兼ね。赤紙宛の金子は女へやる。此
の、重礼し或は「黙煙銭しと云ふ、此処に於て持参せる酒肴も親老に参り、此は必ず持参す
る。

、バマ結婚日決定せる時は男方より祝論と蓋布を贈る。女方も、結婚一乘を送る。此は、
「子」と云つて嫁の身内の者、男女二人と仲人と出かける。

式は天節(八日の内に在る)の前にて行ふ。

婚約せる時より式迄は大抵は四、五ヶ月、長きは二、三年かゝる。

本也に於て「言寄づけし挂姓親は遅々見受けらる。

人身売買の慣習は希し。本也に於ては軍工、月工と虽も結婚し、独身者殆んど希し。

ニ 墓 儀

十才迄は墓看食者と向はず、アンペラ包として卦を立て、良方向の野に捨てる。そして狗に

食けす。

十才以上は食看は棺を用ひず芝草として土葬、中位以上は棺を用ひず町邊に葬る。普通百姓
遺者の場合は五百圓より千円位かゝる。野送を行ふ(親戚のみ)。死に証書等付せし、色紙送
け偶々見受けらる。(くびかゝり、井戸投身)

服喪——両親三年、祖父母一年半、夫の場合は百日廻、妻の場合は百日、夫死したる時、

ある時は歸らぬ。

三、童寺の慣習は奇し。禊反は七八年前迄はありたると今日はおとせし。

阿比の吸飲者四十才以上の者に過々鬼受けあるとも割く動し。諸傳は名跡及宜向に於ては一級農家向に行けるとも畢する振泉として、寺銭を儲ける等の説はなし。

人身売買は本此地方に於ては曾てなし。

四 此内の祭及振泉

本此に於ける祭の内空期的に行けるものは娘々庭の祭事なり。之は毎年四月十八日と二十一日の二回、正月十五日には此内若者連中の音尺踊を行ふ。

此外臨時祭の祭事としては豊玉祭はある。此は本此地方に於て廿五箇中江の秋筵に於て

兩氣付本此に於ては豊玉祭は、毎年旧六月、夜内に安寧する龍王を禱に入れたる一宮出し、諸色進行料を行ふ。此の踊は店の前にて「駝皮影」と云つて幼燈の一種を行ふ。此は音尺踊と云ふ事此に於ける振泉の唯一のたのである。

内農作物の害虫駆除の爲、本此の中心地に在る九神店の「虫王爺」の祭事は七月十五日、此の行する。此際も「駝皮影」を催す。

此等祭事に要する費用は新作地所産産積の大小により割当をきし、尚書等は此等行等に於ける者に動員を要す。

本此に於ける此等祭事の代表者は「徳玉由し氏」なり。

手前ニ於テハ發手ヲ殆ムコト行ハルニ由ル、獲手ニ對シテ強奪ヲ要シテ由ル、此ハ強奪ニ從ハル、
一、同罪、強奪ニ於テハ三十鐵位ヲ以テ一箇ノ賭金トスル、手前ニ於テハ現金ノ賭金トスル、強奪
ハ一鐵位ニ行ハル

五 宗 教

手前内儀ハ若シテ遺教、或ハ強入ニ佛敎受シ、尚佛敎中ニ在リテ死スル、此等ノ内ヲハ實業
ノ別發手トスル事ナシ、又強奪等ノ場合ハ寄附ノ形式ニシテ出スル

紅毛ハ近毛ニあるル、本七には一人ニナシ。

第七節 詐 訟 犯 罪

一、詐訟事件ヲ民事ニ及ク、民國初年ヨリ土地ノ境界等問題或ハ器物借切問題ニ於テ行ハル事
多ク、是レ内ニ其類ハ歩田ハ甲辰ノ或ハ石老ノ場合全ニ於ク詐惑ノ刑ヲ科スル事無ク、詐訟則チ嚴
重ノ事件トシテ提出スル時は詐欺費用ナリトシテ裁判所不公正事ニ始テ起見トセズ、罰金ニ依テ不
公無罪トシテ出ス

二、此種ノ事件返期ヨリ民國初年迄ハ賭博罪ニ依テ通罪アリシモ近時ニ於テハ殆ムトスル、
十家連座法ハ大同元年ヨリ今日迄、

此ノ下等ノ人トシテ之ヲ捕之ニ出セル候ニ付シテハ別段ノ感ヲ持タぬ、

妨害公務罪	一
公然侮辱罪	一
妨害風化罪	三
妨害婚姻及家庭罪	二
殺人罪	六
傷害罪	八
竊盜罪	九
強盜罪	二〇
侵佔罪	一三
詐欺及背信罪	五
贓物罪	一

以上共計 六十九件

外 暫行懲治盜匪法違反 二 共三件

二年度總計 七十一件

高貴階級の善悪に依り區別される位のことなり。採光の美夏少考慮せる美夏受ける、と、採光の
美は全く度外視せる傾向あり。

二 衣 類

貧者は夏物綿物一枚、綿入一枚、普通は各二枚或は三枚に祭服用各一枚、富者は本絹物以外、
絹物、毛織物等、夏、冬、各五、六枚に尚半皮衣一枚（四十円位）直毛（羊の毛）一枚、その他
飾物と普通所有す。

燈油は中流以上は石油を用ふるも、普通麻子燈油を用小。

三 食 事

普通は小米子、高粱と常食とする。貧者は高粱の賜時には小米類、富者は小米、三日三回位
大炊類、普通のものとは蚤も筋及生肉には大米類を用小。茶は普通以下に於ては葱及漬菜（大根、
白菜の漬漬）、塩気の多きものは殆ど用ひず肉は殆ど猪肉にして、筋、生肉には貧者と富と食し
富者は白麴、粉條子と共に数日中一回位は食す。

産主と軍工等との食事は茶の葉に賣るのみ、大体は同様。

急煙草は煙草のみ用ひ、普通は包紙の煙草を煙管にて用小。

酒は白酒のみ。普通は筋、芋向のみ、富者にて時折嗜む程度なり。

男は新しい着物で宜しい。
前婚とすると女は髪を上に方に巻く。

死 七

病人が徳藏に陥ると祈らしい着物を着せる。死して棺に入れ三白陶甕類遣に別れを告ぐ。墓に埋める。

其日は易者に易つて賞ひ決定す。

鏡經とし、紙を焼く。豚三、三頭を殺し親類を招待す。

死者に刺し近く近親の者は胸に白布をつけるへとは死体と埋めるまで。

死者の葬日は、死後七日、三十五日、百日、一年、二年、三年

葬式の費用は普通の家で百円位かゝる。金が無ければ他より借金し、或は土起きつても其位は金をかかへる。

相 続

財産は平等に分配すると原則とし、成可く分家となさず、大家族主義である。次山らも評す。

々多し明練團に於て。

總には財産をやらない。

・大抵多い時は妻が相鏡

自衛團 現任の二田の一ヶ所、武装団体

警察官の重複、負担が少い、牌に重負をおく。

保甲費の軽少、他縣に比し、 畝柄——一畝一四・五錢

・保甲費の軽少、他縣に比し、

・保甲費の軽少、他縣に比し、

保甲自衛團の制度五カ

一、保甲自衛團の整備に伴う、旧保甲自衛團の制度を統制確立する要に迫られ、廉價に保甲費を

二、保甲自衛團の整備に伴う、旧保甲自衛團の制度を統制確立する要に迫られ、廉價に保甲費を

費用

保甲自衛團の整備に伴う、旧保甲自衛團の制度を統制確立する要に迫られ、廉價に保甲費を

保甲自衛團の整備に伴う、旧保甲自衛團の制度を統制確立する要に迫られ、廉價に保甲費を







8755 A

(1/2)

正
九
一
一
一
一
一



UNIVERSITY OF TORONTO
LIBRARY

purchased from the
MELLON FOUNDATION GRANT

for

EAST ASIAN STUDIES

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO



3 1761 03077 9870